

平成30年度

石油ガス等供給事業の保安確保に向けた安全管理技術の調査等事業（ガス工作物技術基準適合性評価等（改正ガス事業法に係る新小売事業者関連調査事業））
調査報告書

平成31年3月

高圧ガス保安協会

目 次

1. 事業目的	1
2. 事業内容	1
(1) ガス小売事業者のための自主保安に係る「見える化」制度の試行的運営等による改善	1
① 「見える化」制度の試行的運営	1
② 参加事業者の拡大のための調査	2
③ 参加事業者のシンボルマークの使用に係る調査	2
④ ガスホサイトの消費者へのPR	2
⑤ ガスホサイトの利用者の利便性の向上	2
⑥ 中立的な民間団体による自主運営に向けた検討	2
(2) 需要家の保安意識等状況調査	2
(3) 有識者委員会の開催	3
① 有識者委員会の設置	3
② 改正ガス事業法に係る新小売事業者関連調査委員会名簿	3
③ 有識者委員会の開催状況	4

< 添 付 資 料 >

添付資料	1-1	ガス小売自主保安比較サイト（家庭用需要家向けトップ画面、業務用需要家向けトップ画面）
添付資料	1-2	ガスホサイトの改良（事業者名検索機能及び旧簡易ガス事業に係る公表画面）
添付資料	1-3	ガス保安見える化制度シンボルマーク使用規約
添付資料	1-4	ガス小売事業者自主保安促進制度の今後の課題等
添付資料	2	平成30年度需要家保安意識等状況調査結果

< 参 考 資 料 >

参考資料	1	評価の項目と評価の観点（基準）【家庭用需要家】
参考資料	2	評価の項目と評価の観点（基準）【業務用需要家】
参考資料	3	自主申告書記入例（GOOD）【家庭用需要家】
参考資料	4	自主申告書記入例（GOOD）【業務用需要家】
参考資料	5	自主申告書記入例（EXCELLENT）【家庭用需要家】
参考資料	6	自主申告書記入例（EXCELLENT）【業務用需要家】

1. 事業目的

改正ガス事業法の施行により、平成29年4月から都市ガス事業における小売全面自由化等が行われた。ガスの小売全面自由化等においては、ガス事業における事業類型の整理が行われ、新たなガス小売事業者の参入が開始されたことから、ガス小売事業者の保安水準の維持向上を図ることが求められている。

これまで一般ガス事業者においては、ガス安全高度化計画の目標達成に向け、自主保安（法令によらない保安の向上に向けた自主的な保安）活動を行い、保安水準の維持、向上を図ってきた。小売全面自由化後においても、こうした保安水準を確保するためには、これまで一般ガス事業者が行ってきた自主保安活動が引き続き行われることが必要である。

小売全面自由化後においては、ガス小売事業者は、消費機器の調査・周知に係る保安責任を担うこととなるが、自由な料金設定等による競争が行われたとしても、消費機器に関する自主保安の取組に関しては、その継続的な実施を確保することが保安上重要である。

このため、本事業では、小売全面自由化後もガス小売事業者に対して自主保安の着実な実施を求めていくため、①需要家にガス小売事業者の「自主保安」の活動状況をHPで分かりやすく紹介し、消費者等にガス小売業者の保安面での選択を支援する「見える化」制度を試行的に運営すること等により更なる改善を図るとともに、②小売全面自由化前後における需要家の保安意識等を調査することで、需要家保安の意識の変化を捉え、適切な保安意識の醸成を図られるよう環境整備することによって、ガス小売事業者の自主保安水準の維持、向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) ガス小売事業者の自主保安に係る「見える化」制度の試行的運営等による改善

ガス小売事業者の自主保安に係る「見える化」制度を引き続き試行的に運営すること等により、更なる改善を行った。具体的な実施項目は次のとおり。

① 「見える化」制度の試行的運営

当該制度に参加するガス小売事業者の募集については、第1次募集を平成30年8月13日から9月21日まで行い、その結果を11月30日に公表した。第一次募集には新規に申告があった事業者として3者、前年度に参加した26者（うち、前年度から変更を行わない申告23者、評価変更を行う申告1者、評価に係らない記載の変更を行う申告2者）が参加した。なお、このうち、旧簡易ガス事業の登録については4者より申告があった。次に、年度途中での参入事業者や準備期間が必要な事業者等に配慮し、第2次募集を11月30日から平成31年2月1日まで行い、その結果を3月25日に公表した。第二次募集には新規に申告があった事業者として3者が参加し、この他に、1者より評価変更を行う申告があった。

ガス小売自主保安比較サイト（ガスホサイト）は添付資料 1－1 のとおり。

② 参加事業者の拡大のための調査

地域等における新規参入の有無を問わず、全国多数のガス小売事業者に本制度への参加を促すため、新規参入のない地域やエリア（団地等）におけるガス小売事業者に対し、本制度への期待やニーズ等について取材、聞き取り等の調査を行った。その結果に基づき、ガスホサイトの改良や募集要項の見直し等の改善を行った。

ガスホサイトの改良（事業者名検索機能及び旧簡易ガス事業に係る公表画面）については添付資料 1－2 のとおり。

③ 参加事業者のシンボルマークの使用に係る調査

当該制度に参加し、公表された事業者のインセンティブとして使用できるシンボルマークの設定について、ニーズを把握するとともに当該マークの管理、提供方法等を調査し、シンボルマーク使用に関する検討を行った。

また、使用規約を制定・配布し、申請があった場合、シンボルマークに係る電子データを参加事業者に提供できるよう準備した。

使用規約については添付資料 1－3 のとおり。

④ ガスホサイトの消費者への PR

本制度の普及促進及びガスホサイト利用者増加の観点から、国の広報事業との連携を図るとともに、ガスホサイトの活用が見込まれる消費者への積極的な PR を展開するため、消費者が多く活用するウェブサイトにはガスホサイトの PR を行い、又、リンクの設置の依頼等、展開した。

⑤ ガスホサイト利用者の利便性の向上

需要家にガスホサイトを積極的に活用してもらう観点から、消費者団体の会員にガスホサイトの利用等についてヒアリング等を行った。その結果に基づき、学習コンテンツ、評価項目の解説等を見直し、動画の追加等の更新を行った。

⑥ 中立的な民間団体による自主運営に向けた検討

今後の中立的な民間団体による自主運営に向け、制度運営のための課題の検討を行った。課題の検討結果については添付資料 1－4 のとおり。

（2）需要家の保安意識等状況調査

平成 30 年度においては、家庭用需要家及び業務用需要家について、平成 28、29 年度からの状況の変化を捉えるため、引き続き需要家の保安意識、知識等の状況を調査するとともに、改正ガス事業法施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降にガス小売事業者を切り替えた需要家に対して、切り替え後の事業者の保安業務等の状況を調査することによりガス小売事業者の保安レベルの変化を

捉え、分析し、評価を行った。

調査対象者数は、平成28、29年度調査と同程度（約1,500名程度以上）とし、具体的なアンケートの方法、結果のまとめ方については、適時、経済産業省ガス安全室と相談した。

平成30年度より、家庭用需要家向けの調査では、近年多発している自然災害を受け、災害によりガスメーターがガスを止めた場合の復帰に係る質問を追加したところ、半数以上の需要家が知らないと回答し、関心が低いという結果となったことから、災害が発生する前の平常時において、ガスメーターの復帰方法を含め事前に周知することが望まれる。

また、業務用需要家向けの調査では、近年のCO中毒の多発を受け、CO警報器が鳴動した際の行動に係る質問を追加したところ、「ガス機器を止める」、「窓を開けて換気する」といった回答はそれぞれ7割以上となったが、対して、「ガス会社に連絡する」という回答は5割に留まった。警報器が鳴動した際の行動については、引き続き需要家への周知を行っていくことが必要である。

需要家保安意識状況調査結果は添付資料2のとおり。

（3）有識者委員会の開催

① 有識者委員会の設置

上記（1）から（2）における調査等を行うにあたって、「改正ガス事業法に係る新小売事業者関連調査事業有識者委員会（運営委員会）」を設置し、必要な検討等を行った。

② 改正ガス事業法に係る新小売事業者関連調査事業有識者委員会名簿 運営委員会（順不同）

委員長：	倉渕 隆	[東京理科大学 教授]
委員：	渡邊 嘉二郎	[法政大学 名誉教授]
委員：	安藤 広和	[(一社)日本ガス協会 技術ユニット長 兼 技術部長]
委員：	稲月 勝巳	[電気事業連合会 工務部長]
委員：	杉森 毅夫	[(一社)日本コミュニティーガス協会 技術部長]
委員：	夏目 智子	[全国地域婦人団体協議会 幹事]
委員：	藤野 珠枝	[主婦連合会]
委員：	三浦 佳子	[消費生活コンサルタント]

関係者：経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

事務局：高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

③ 有識者委員会の開催状況

運営委員会

開催回数及び開催日	主 な 審 議 事 項
第 1 回 平成30年8月7日（火）	・今年度の「ガス保安見える化／ガスホ制度」の実施について ・参加事業者の募集（第1次）の開始等について ・参加事業者拡大のためのガスホサイトの改善について ・学習コンテンツの追加について ・シンボルマークの設定に係る調査等について ・その他
第 2 回 平成30年11月13日（火）	・第1次公表に係る自主申告書の評価結果の決定について ・ガスホサイトの改善の決定について ・シンボルマークの使用規約等の設定について ・需要家の保安意識等状況調査の内容の検討について ・その他
第 3 回 平成31年3月13日（水）	・第2次公表に係る自主申告書の評価結果の決定について ・需要家の保安意識等状況調査結果について ・報告書のとりまとめ ・その他

添付資料 1-1

ガス小売自主保安比較サイト(家庭用需要家向けトップ画面、業務用需要家向けトップ画面)

家庭用需要家向けトップ画面


 ご家庭でガスを使用する方向け

経済産業省委託による
ガス小売自主保安比較サイト


**ガス保安
見える化**


 ガス小



平成29年4月にガスの利用者がガス会社（ガス小売事業者）を自由に選ぶことができる（都市ガスの小売全面自由化）が始まりました。

都市ガス自由化の開始に伴い、複数のガス会社の選択が可能な地域にお住まいの方向けに、各社が独自に取り組んでいる自主保安活動の内容・レベルを標準・比較できるサイトを開設しました。

また、新規参入のガス会社がない地域にお住まいの方にとっても、今ご利用中のガス会社が行っている自主保安活動の把握に役立つように、様々な情報を取り上げました。

さらに、本サイトでは、ガスの利用者がガスを安心・安全に使用するために知っておきたいこと、取り組むべきことについての情報も掲載しています。

多くの方に本サイトをご利用頂き、ガス会社を選ぶ際の参考となり、ガスの安全かつ快適な使用につながることをお願いします。

※自主保安活動とは、災害で発生したガス漏れに要する周辺近隣の関係に限定し、ガス会社が毎年に行うガスを安全にお使いいただくための取り組みをいいます。

お知らせ

2019.03.29 平成30年度第二次募集の結果、ガス小売事業者一覧が追加・更新されました。

2018.11.30 経済産業省の委託事業により、「ガス小売事業者自主保安促進制度」による参加事業者の第二次募集を行います。

2018.11.30 平成30年度第一次募集の結果、ガス小売事業者一覧が追加・更新されました。

[一覧を見る](#)

ガス事業者検索

ガス小売事業者自主保安促進制度に参加しているお住まいのガス事業者はこちらで検索できます。


ガス小売事業者自主保安促進制度に参加しているガス小売事業者一覧

本制度に参加している（本サイトで検索できる）ガス小売事業者の一覧を見ることができます。

[参加事業者一覧・事業者名検索はこちら](#)

自主保安の評価項目について

ガス小売事業者は資格が都市ガスを安全・安心に使用するために、事業者は自主的に様々な保安の取組を行っています。そこで、事業者の保安に係る本制、業務や設備への取り組みの項目毎に、その取組を評価しようというものです。なお、評価のプロセス等についてはこちらをクリックしてください。

▶ 評価のプロセス等について

1 保安管理体制	2 保安業務	3 消費者への安全教育・啓発	4 他の制度による保安表彰の受賞歴
マネジメントや体制の整備、教育・訓練の実施等、保安への取組等について事業者として公表していることを評価します。	1.一酸化炭素（CO）中毒事故防止対策 一酸化炭素（CO）中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の実施について評価します。 ▶ 詳しくはこちら	ガスの安全伝達活動、ガス使用客への保護教育等の実施について評価します。 ▶ 詳しくはこちら	保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰等されたことを評価します。 ▶ 詳しくはこちら

ご家庭でガスを使用する方へ

知っておきたい4つのこと



ご家庭でガスを使用する方が、ガスを安全・安心に使用するために知っておきたいことをご紹介！

1 知っておきたい4つのこと

業務用厨房等でガスを使用する方は

こちらのサイトへGO!




 お問い合わせ


 免状事項


 各種リンク

0 ガス小売事業者向け募集要項

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

業務用需要家向けトップ画面

※商用用設備でガスを使用する方向け ※経済産業省委託事業

ガス小売事業者自主保安促進制度による

ガス小売自主保安比較サイト

ガス保安
見える化

ガス小

平成29年4月にガスの利用者がガス会社（ガス小売事業者）を自由に選ぶことができる（都市ガスの小売完全自由化）が始まりました。

都市ガス自由化の開始に伴い、複数のガス会社の選択が可能になった地域にお住まいの方に向け、各社が独自に取り組んでいる自主保安活動の内容・レベルを標準・比較できるサイトを開設しました。

また、新規参入のガス会社がない地域にお住まいの方にとっても、今ご利用中のガス会社が行っている自主保安活動の把握に役立つように、様々な情報を取り上げています。

さらに、本サイトでは、ガスの利用者がガスを安心・安全に使用するために知っておきたいこと、取り組むべきことについての情報も掲載しています。

多くの企業にガスをご利用頂き、ガス会社を満ちるご参考となり、ガスの安全かつ快適な利用につながることを期待します。

※自主保安促進会は、災害で受けたガス漏れに備える取組及び標準に当てて、ガス会社が毎年に行うガス安全にお使いいただくための取り組みを行います。

お知らせ

2019.03.25 平成30年度第二次募集の結果、ガス小売事業者一覧が追加・更新されました。

2018.11.30 経済産業省の委託事業により、「ガス小売事業者自主保安促進制度」による参加事業者の第二次募集を行います。

2018.11.30 平成30年度第一次募集の結果、ガス小売事業者一覧が追加・更新されました。

一覧を見る

ガス事業者検索

ガス小売事業者自主保安促進制度に参加しているお住まいのガス事業者はこちらで検索できます。

都道府県

市区町村

検索する

ガス小売事業者自主保安促進制度に参加しているガス小売事業者一覧

本制度に参加している（本サイトで検索できる）ガス小売事業者の一覧を見ることができます。

参加事業者一覧・事業者名検索はこちら

自主保安の評価項目について

ガス小売事業者は資格が都市ガスを安全・安心に使用するために、事業者は自主的に様々な保安の取組を行っています。そこで、事業者の保安に係る体制、業務や設備への充実等の項目について、その取組を評価しようというものです。なお、評価のプロセス等についてはこちらをクリックしてください。

※評価のプロセスについて

1

保安管理体制

マネジメントや体制の整備、教育、訓練の実施等、保安への取組等について事業者として公表していることを評価します。

詳しくはこちら

2

保安業務

1.一酸化炭素（CO）中毒事故防止対策
一酸化炭素（CO）中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の実施について評価します。

詳しくはこちら

2.ガス漏洩による爆発、火災事故防止策
ガス漏洩による爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の実施について評価します。

詳しくはこちら

3

消費者への安全教育・啓発

ガスの安全広報活動、ガス利用者への保安教育等の実施について評価します。

詳しくはこちら

4

他の制度による保安表彰の受賞歴

保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰等されたことを評価します。

詳しくはこちら

業務用設備でガスを使用する方向け

知っておきたい5つのこと

業務用でガスを利用している方が、ガスを安全・安心に使用するために知っておきたいことをご紹介！

知っておきたい5つのこと

ご家庭でガスを使用する方は

こちらのサイトへGO!

お問い合わせ・ご意見等

先月号

各種リンク

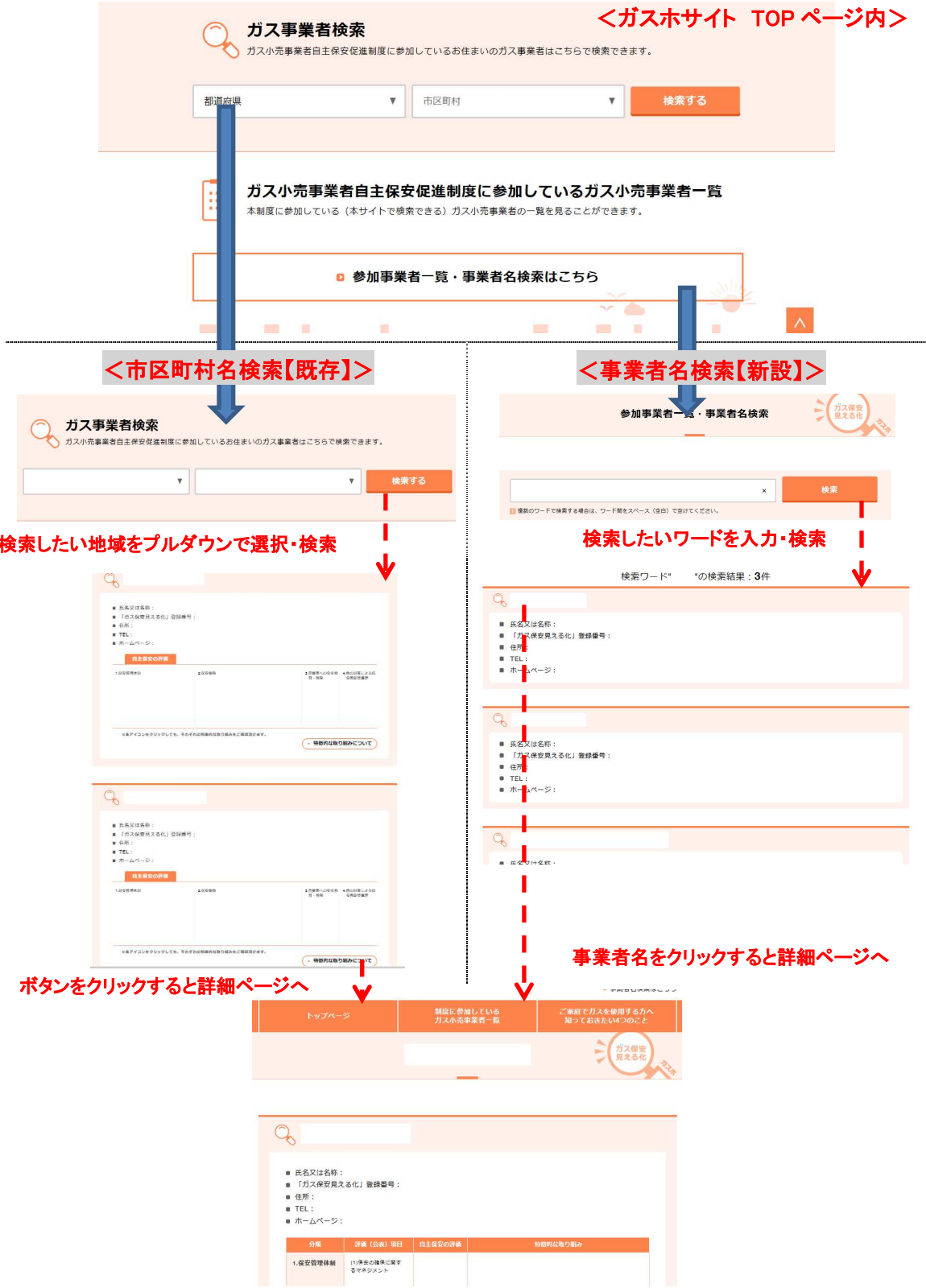
ガス小売事業者向け募集要項

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

添付資料 1-2

ガスホサイトの改良(事業者名検索機能及び旧簡易ガス事業に係る公表画面)

事業者名検索機能



②旧簡易ガス事業者に係る公表画面

市区町村名検索の結果 旧一般ガス及び旧簡易ガスを供給している場合

[LPGガス（旧簡易ガス）による供給に対する保安はこちら](#)

氏名又は名称：
「ガス保安見える化」登録番号：
住所：
TEL：
ホームページ：

備考
・本地域において、一部供給していない地域があります。詳細については、本事業者にお問い合わせ下さい。

自主保安の評価

1.保安管理体制	2.保安業務	3.災害への対応力	4.他の施設による保安影響
----------	--------	-----------	---------------

※各アイコンをクリックしても、それぞれの特長は取り組みをご確認ください。

* 特徴的な取り組みについて

埼玉県

狭山市

検索する

市区町村名検索の結果 旧簡易ガスのみを供給している場合

氏名又は名称：
「ガス保安見える化」登録番号：
住所：
TEL：
ホームページ：

他と供給するガスが異なります。
自主保安の評価及び特徴的な取り組みはこちらをクリック

※供給していないエリアがあります。詳細は事業者にご確認ください。

埼玉県

熊谷市

検索する

[LPGガス（旧簡易ガス）による供給](#)

氏名又は名称：
「ガス保安見える化」登録番号：
住所：
TEL：
ホームページ：

分野	評価（公表）項目	自主保安の評価	特徴的な取り組み
1.保安管理体制	(1)保安の確保に関するマネジメント		
	(2)保安管理体制の整備		
	(3)保安教育・訓練の実施等		
2.保安業務	(1)CO中毒事故防止対策		
	①非常事態発生時の備品に合わせた取替・修理に係る取組		
	②消費機器稼働時の換気動作等の安全使用に係る取組		

旧簡易ガス事業者としての詳細
ページを別ウィンドウで表示

旧一般ガス及び旧簡易ガスを供給している事業者の 事業者詳細ページ(旧一般ガス)

[LPGガス（旧簡易ガス）による供給に対する保安はこちら](#)

氏名又は名称：
「ガス保安見える化」登録番号：
住所：
TEL：
ホームページ：

備考
・本地域において、一部供給していない地域があります。詳細については、本事業者にお問い合わせ下さい。

自主保安の評価

1.保安管理体制	2.保安業務	3.災害への対応力	4.他の施設による保安影響
----------	--------	-----------	---------------

※各アイコンをクリックしても、それぞれの特長は取り組みをご確認ください。

* 特徴的な取り組みについて

埼玉県

狭山市

検索する

添付資料 1-3

ガス保安見える化制度シンボルマーク使用規約

ガス保安見える化制度シンボルマーク使用規約

制定：2019年1月17日

1. 目的

ガス保安見える化制度の運用開始に伴い、ガス保安見える化制度参加事業者（以下「参加事業者」という。）によるシンボルマークのホームページ、名刺等への掲示等により、当該制度に参加していることを需要家に明示できるようにすることで、自主保安に係る取組をさらに推進させることを目的として設定したシンボルマークの適正使用のため、この使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

2. 使用の基準

- (1) このシンボルマークは、原則、参加事業者が使用できるものとする。
- (2) 参加事業者がこのシンボルマークを使用するときは、様式第1号に定める誓約書をガス保安見える化制度事務局（以下「ガスホ事務局」という。）に提出しなければならない。
- (3) 参加事業者がこのシンボルマークを使用するときは、シンボルマークを本規約に従って表示しなければならない。
- (4) 関係府省庁及び地方公共団体等が本規約の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、(1)から(3)までの規定を適用しない。
- (5) このシンボルマークを使用する者（通常使用権者。以下「使用者」という。）は、他者に、シンボルマークの使用権を許諾又は譲渡等することはできない。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もシンボルマークを使用することはできない。
 - ・特定の政治、思想、宗教、募金、寄付行為の活動に関するものに使用すること。
 - ・公序良俗に反するものに使用すること。
 - ・法令及び規則などに違反するものに使用すること。
 - ・シンボルマークは、特定の製品の性能を示すものではなく、また、特定の商品名やブランド名として使用することはできない。
 - ・本規約に反して使用すること。
- (7) このシンボルマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。
- (8) シンボルマークを使用した表現、表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意しなければならない。使用に関するクレーム等については、ガスホ事務局は一切責任を負わないものとする。

3. 仕様

参加事業者は、次の仕様に従いシンボルマークを使用することができる。

	カラー	モノクロ
形		
配色: CMYK	[橙色] C:0 M:60 Y:60 K:0 [黒色] C:0 M:0 Y:0 K:100 [水色] C:70 M:0 Y:0 K:0 [白色] C:0 M:0 Y:0 K:0	[黒色] C:0 M:0 Y:0 K:100 [白色] C:0 M:0 Y:0 K:0
配色: RGB	[橙色] R:255 G:131 B:77 [黒色] R:0 G:0 B:0 [水色] R:0 G:183 B:255 [白色] R:255 G:255 B:255	[黒色] R:0 G:0 B:0 [白色] R:255 G:255 B:255

4. 使用禁止例

- (1)シンボルマークの上下左右の比率を変更、変形すること。
- (2)シンボルマークの上下左右を反転させること。
- (3)シンボルマークを回転させること。
- (4)シンボルマークの文字が識別できなくなるほど小さく表示すること。
- (5)シンボルマークの文字、デザイン及び色を変更すること。
- (6)シンボルマークが識別できなくなる背景色を用いること。
- (7)シンボルマークに他のマーク等を重ねること。

5. 使用期間

原則、募集要項に記載された公表期間と同様とする。

6. 使用停止

- (1)参加事業者は、その参加をやめたとき、または取り消されたときは、シンボルマークの使用を停止しなければならない。
- (2)いかなる場合にあっても、ガスホ事務局は、使用者が本規約に違反した場合やその他不相当と認める場合には、シンボルマークの使用を停止させることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。
- (3)参加事業者は、ガスホ事務局の指示があった場合、シンボルマークのデータその他一切の資料を廃棄しなければならない。

7. 遵守事項

- (1)使用者は、関係法規及び本規約を遵守するとともに、シンボルマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。
- (2)シンボルマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。
- (3)使用者は、シンボルマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとし、ガスホ事務局は関知しない。
- (4)使用者は、ガスホ事務局から要請がある場合は、シンボルマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

8. その他

本規約の解釈及びその他疑義への対応について、ガスホ事務局にて判断が難しい場合は、ガス保安見える化有識者委員会にて決定する。

9.お問い合わせ先(ガスホ事務局)

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル11階

TEL:03-3436-6108

誓約書

ガス保安見える化制度事務局 殿

下記の事項について、本書面にて誓約致します。

記

ガス保安見える化制度のシンボルマーク使用にあたっては、ガス保安見える化制度シンボルマーク使用規約を遵守します。

年 月 日

事業者名 _____

所属先・役職 _____

記入責任者名 _____ 印

添付資料 1－4

ガス小売事業者自主保安促進制度の今後の課題等

ガス小売事業者自主保安促進制度の今後の課題等

1. ガス小売事業者自主保安促進制度の現状

- ① 2017 年度に本制度を試行し、26 事業者による一般ガスとしての参加があった。
- ② 旧簡易ガス事業者の参加がなかったことから、2018 年度にヒアリング調査等を行い、ガスホサイトを改善し、参加事業者募集を行ったところ、2017 年度に参加した 26 事業者(内4事業者は旧簡易ガス事業者としても参加)の継続に加え、新たに6事業者が一般ガスとして参加し、計 32 事業者が参加しているところ。なお、募集期間中に参加事業者以外に3事業者より問い合わせがあったが、参加がなかった。
- ③ 2019 年 3 月 1 日に経済産業省において開催された産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会(第 19 回)にて、本制度について、「2019 年度においては、これまでの試行運営の中で得られた課題等を踏まえ、改善等を図るとともに、引き続き参加事業者を広く募りながら、民間による自立的運営に向けた試行的な取組を継続する予定である。」と示されているところ。

2. 課題等

(1)ガス保安見える化制度の運用等における課題

① 参加事業者の募集方法について

参加事業者を募集したところ、新たに6事業者の参加があった一方、問い合わせのあった3事業者の参加がなかった。内1事業者は、12 月に参加に係る問い合わせがあった後に、締め切り直前に申告書の記載に係る内容の問い合わせが複数回あり、提出までの時間が足りないことから、参加を見送るとの話があった。これを踏まえ、参加事業者を広く募るために、募集期間について改めて検討する必要があるものとする。また、募集要項等について、本制度の参加に必要な書類等と申告に伴う評価についてより理解を容易とし、また準備に係る負担等を勘案しやすくする工夫や、参加に際する負担の軽減等について検討する必要があるものとする。

② 需要家への PR 等について

ガスホサイトの利用者拡大に向けたPRを継続して行うと共に利用者拡大に向けたコンテンツの拡充等について検討する必要があるものとする。

3. 民間団体における自主運営化に向けた課題

(1)実施体制等の検討について

民間団体による自主運営化において、制度運営に係る費用については、事業の継続性の観点から手数料というかたちで参加事業者から負担を求める必要がある。参加事業者の参加に係る負担を軽減することは、参加事業者の拡大において有効と考えられることから、支障なく制度を運営することを前提に手数料含め実施体制等について検討していく必要があるものとする。

以上

添付資料 2

平成 30 年度需要家保安意識等状況調査結果

一般需要家向けアンケート調査結果

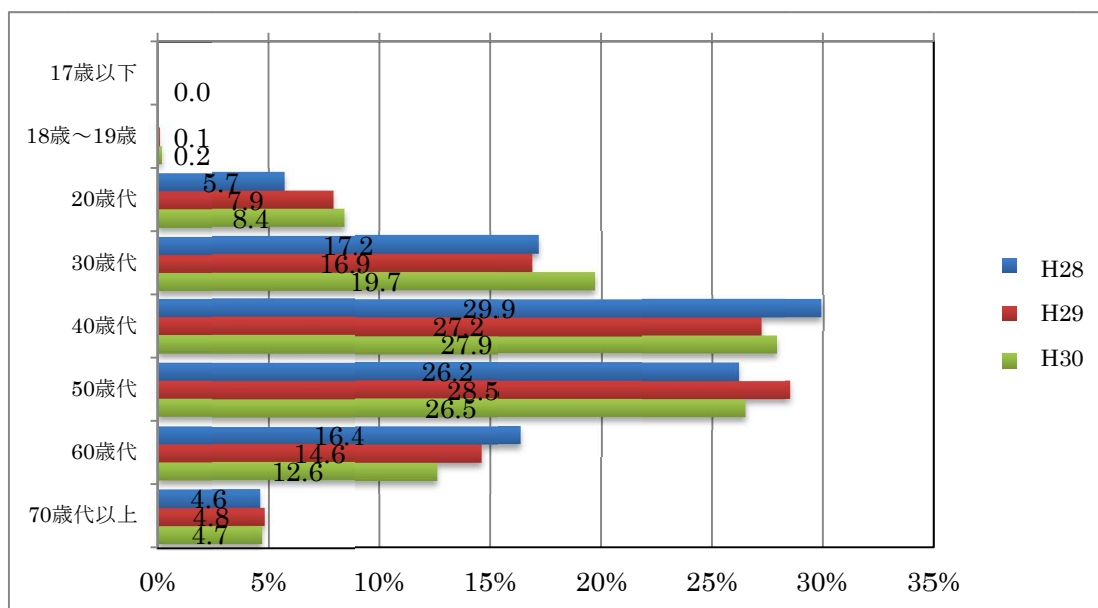
※調査サンプル数：男女各 500 件（合計 1,000 件）

※アンケートの設問等に修正があったものについては、前回設問との違いを明示すると共に、回答への影響等についての留意事項を記載した。

SC1. あなたの年齢をお答えください。

1. 17 歳以下
2. 18 歳～19 歳
3. 20 歳代
4. 30 歳代
5. 40 歳代
6. 50 歳代
7. 60 歳代
8. 70 歳代以上

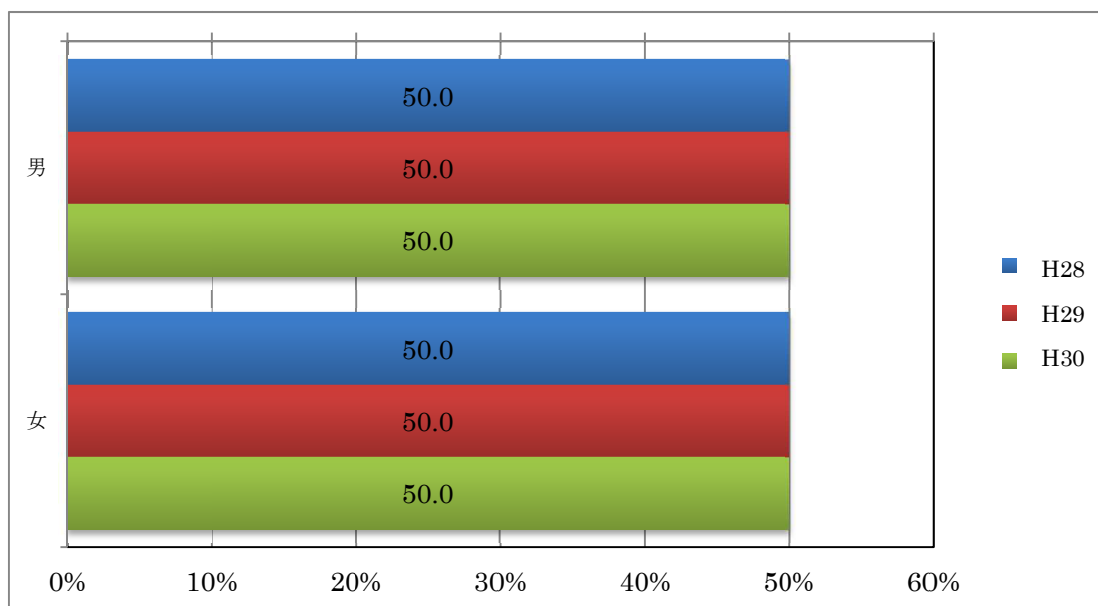
【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



SC 2. あなたの性別をお答えください。

1. 男
2. 女

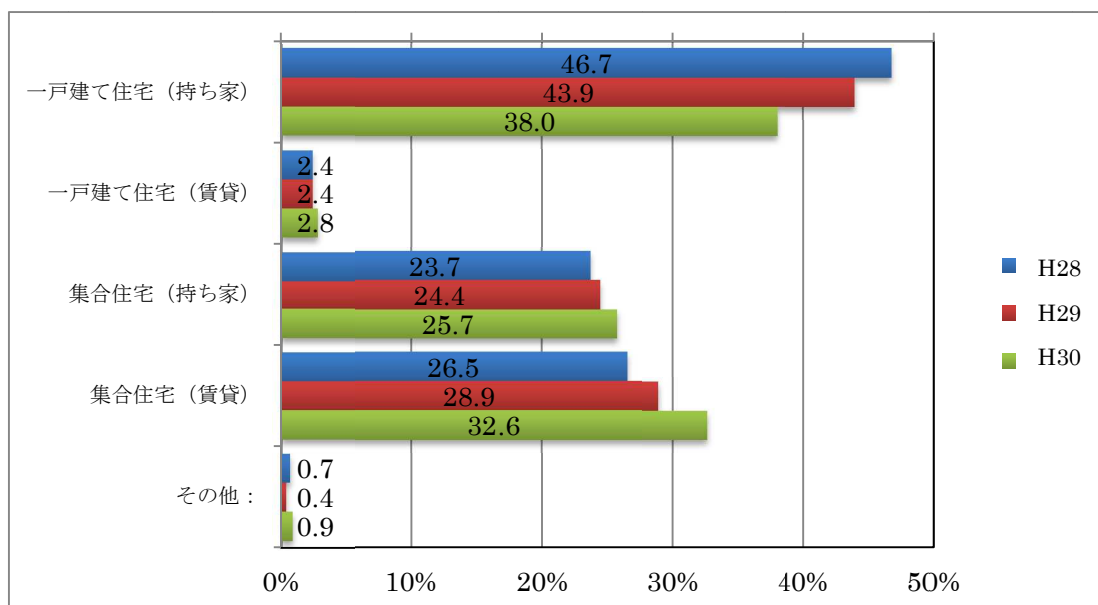
【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



SC3. あなたのお住まいの形態をお答えください。

1. 一戸建て住宅（持ち家）
2. 一戸建て住宅（賃貸）
3. 集合住宅（持ち家）
4. 集合住宅（賃貸）
5. その他

【比較 H28 年度・H30 年度（割合）】



SC 4. あなたがお使いのエネルギーについてお伺いします。

あなたのお住まいでは、都市ガス^(*)を利用していますか。

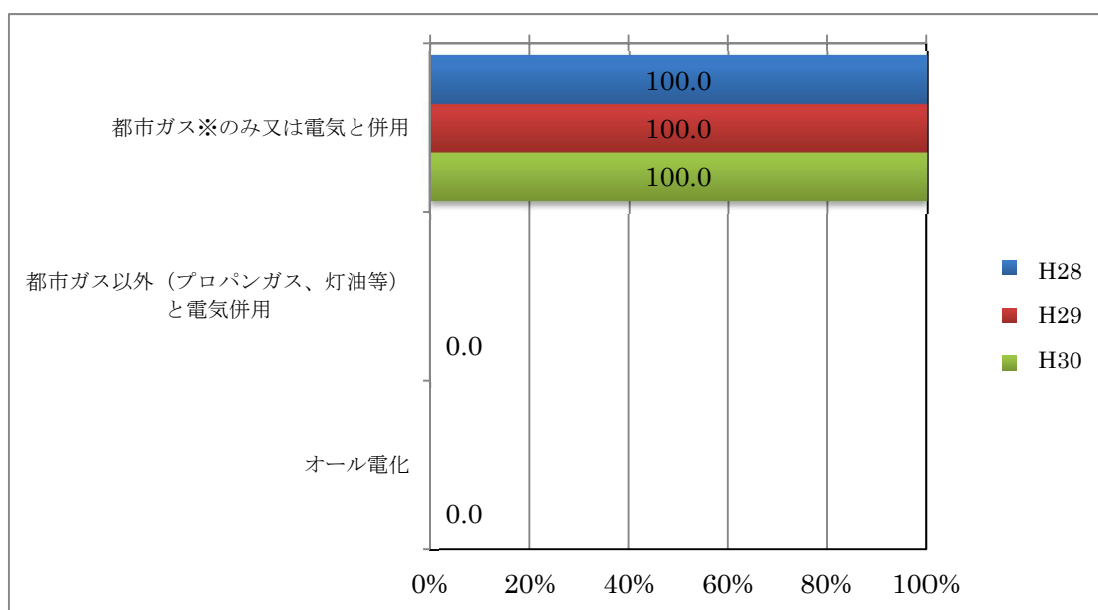
1. 都市ガスと電気を併用
2. 都市ガス以外（プロパンガス、灯油等）と電気を併用
3. オール電化

※都市ガスとは、道路の下ガス導管を通じて供給されるガスをいいます。

なお、ガスが入ったボンベを配送して供給するガスを「LP ガス」といい、「プロパンガス」とも呼ばれています。

詳しくは、こちらから（<http://www.gas.or.jp/user/difference/>）

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



※需要家が保安（安全・安心）意識を持っているか、ガス利用の実態を確認する設問（Q 1～11）

Q 1. あなたはガス会社の緊急時連絡先について知っていますか。

※選択肢「知っている」には、「調べれば分かる」という状態を含みます。

1. 知っている → Q 2 へ
2. まったく知らない → Q 3 へ

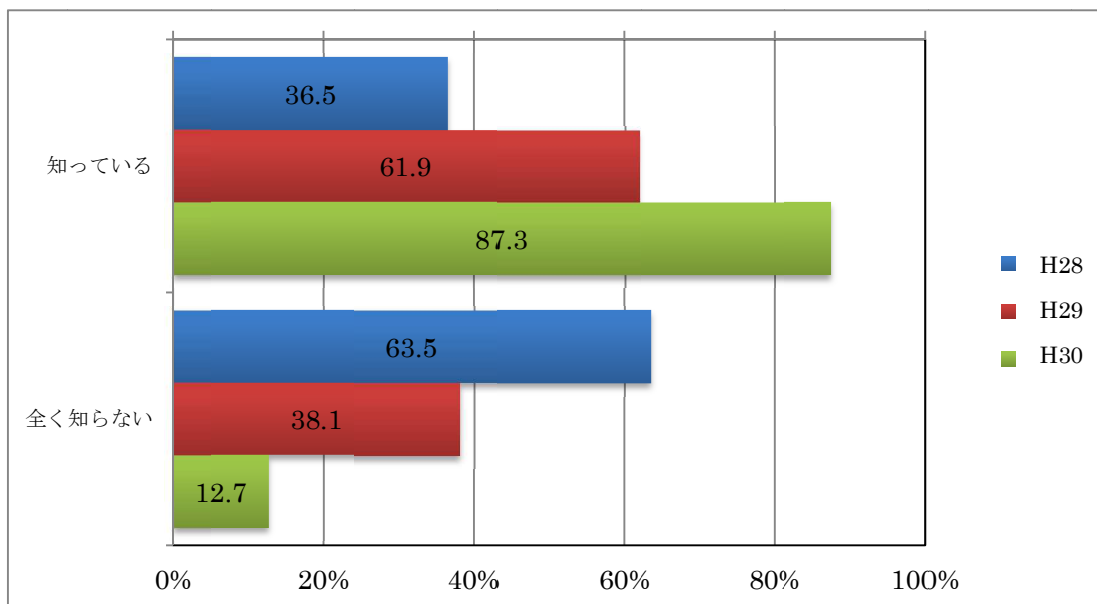
3 ヶ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（2 回目（H29 年度）に変更）。

【1 回目（H28 年度）の設問】

あなたはガス会社の緊急連絡先を知っていますか。

1. 知っている → Q 2 へ
2. 知らない → Q 3 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



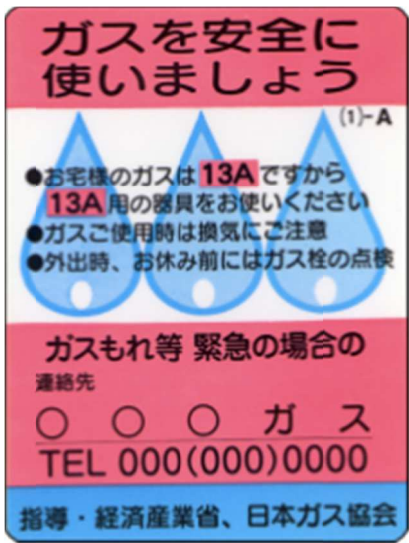
【留意事項】 H29 年度以降、回答の「知っている」の範囲に「調べればわかる」という状況についての場合も含めたため、「知っている」と回答した割合が高くなった可能性が考えられる。

Q 2. 【「Q 1」の質問で、「知っている」とお答えの方にお伺いします。】

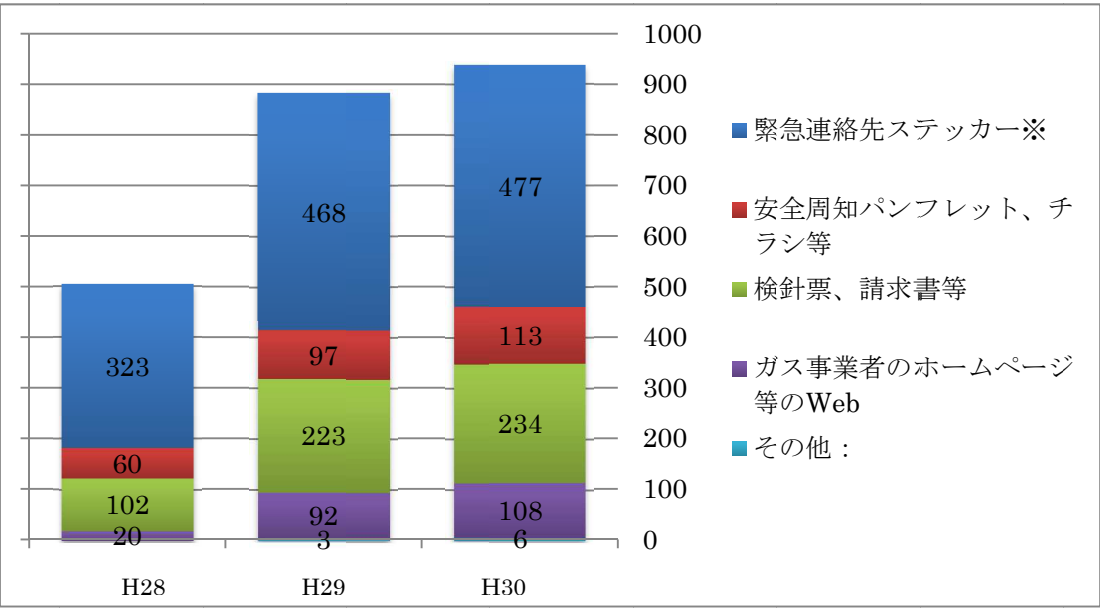
あなたは、ガス会社の緊急時連絡先を何で知りましたか。（いくつでも）

- 1. 緊急連絡先ステッカー[※]
- 2. 安全周知パンフレット、チラシ等
- 3. 検針票、請求書等
- 4. ガス事業者のホームページ等のWeb
- 5. その他

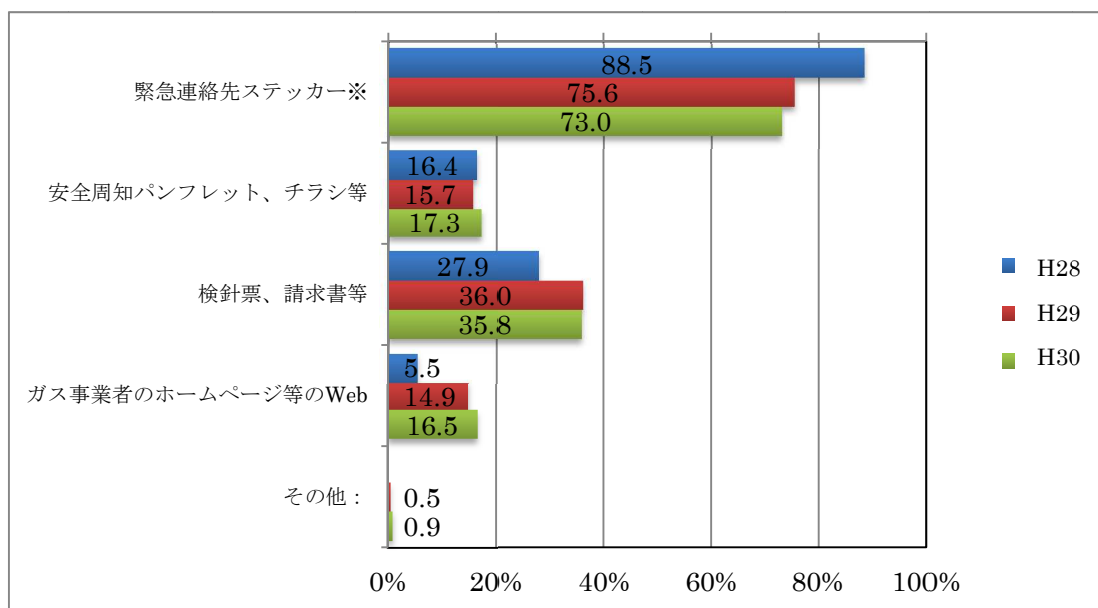
※緊急連絡先ステッカー



【比較 H28 年度-H30 年度（件数）】



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

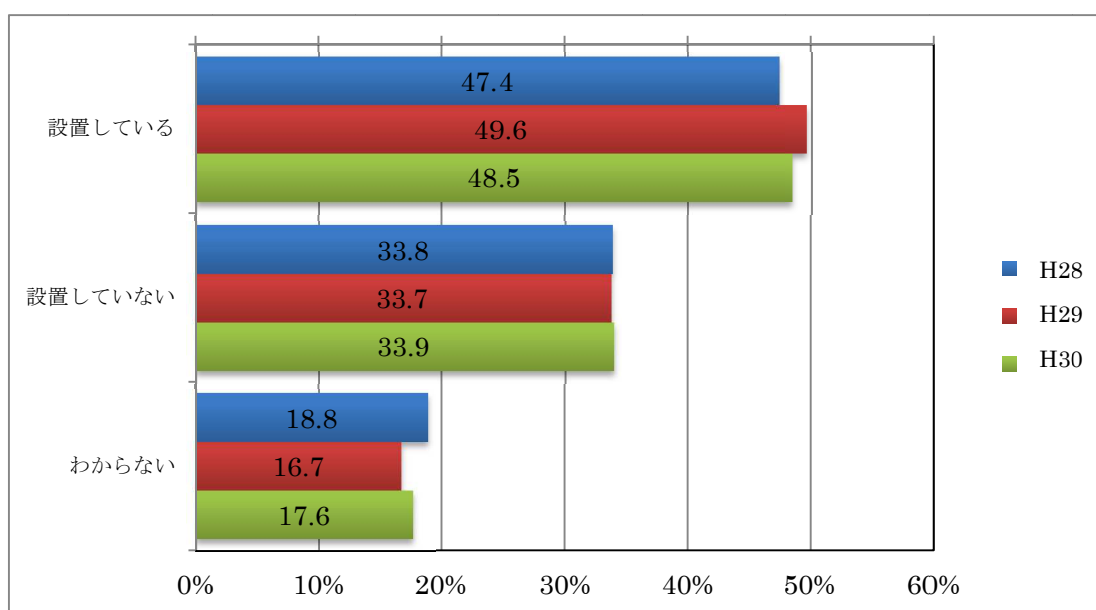


Q 3. あなたは、自宅に都市ガス警報器^(*)を設置していますか。（1つだけ）

- 1. 設置している → Q 4 へ
- 2. 設置していない → Q 5 へ
- 3. わからない → Q 6 へ

※入居時において既に設置されている場合があります。

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



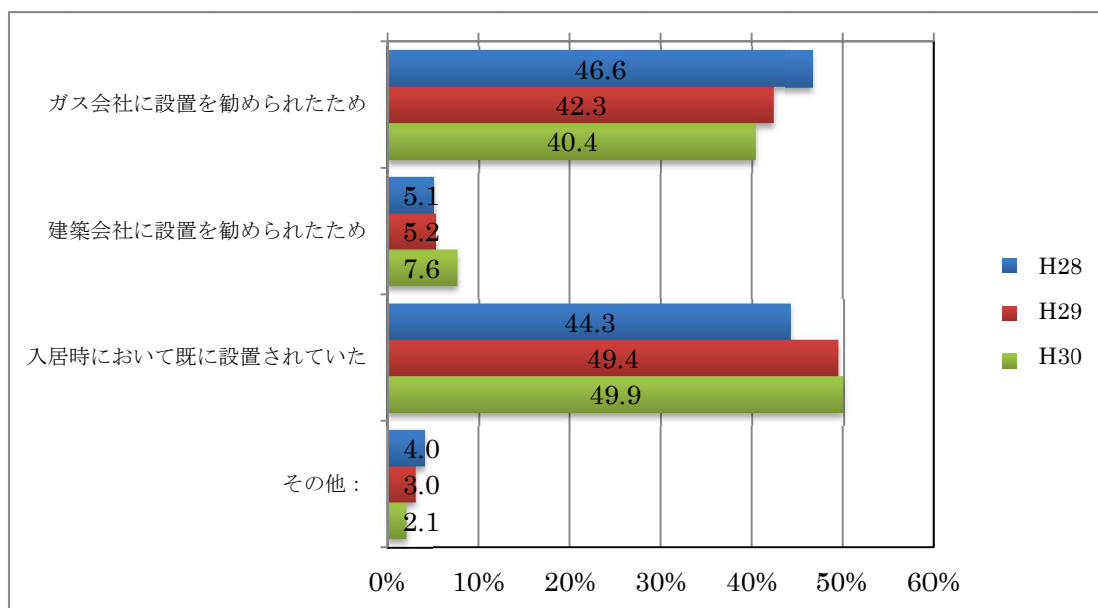
Q 4. 【「Q 3」の質問で、「設置している」とお答えの方にお伺いします。】

都市ガス警報器を設置したきっかけを教えてください。（1 つだけ）

1. ガス会社に設置を勧められたため
2. 建築会社に設置を勧められたため
3. 入居時において既に設置されていた
4. その他

・・・ Q 6 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



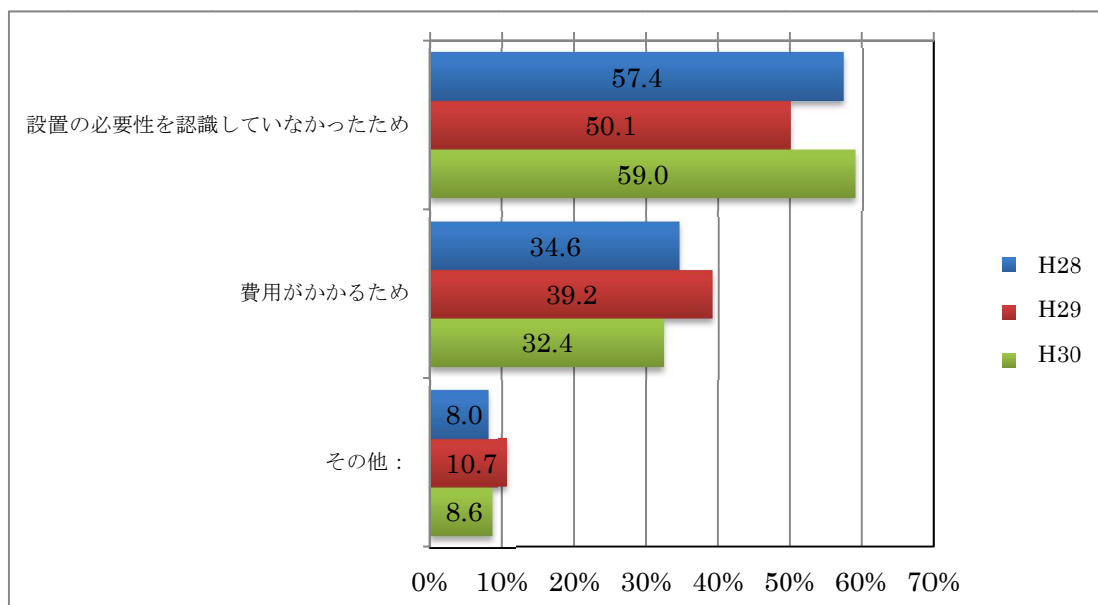
Q 5. 【「Q 3」の質問で、「設置していない」とお答えの方にお伺いします。】

なぜ、都市ガス警報器を設置しないのですか（1 つだけ）

1. 設置の必要性を認識していなかったため
2. 費用がかかるため
3. その他

・・・ Q 6 へ

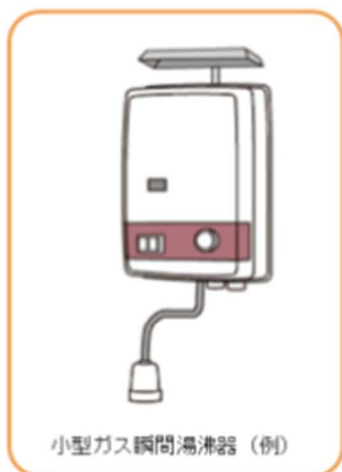
【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



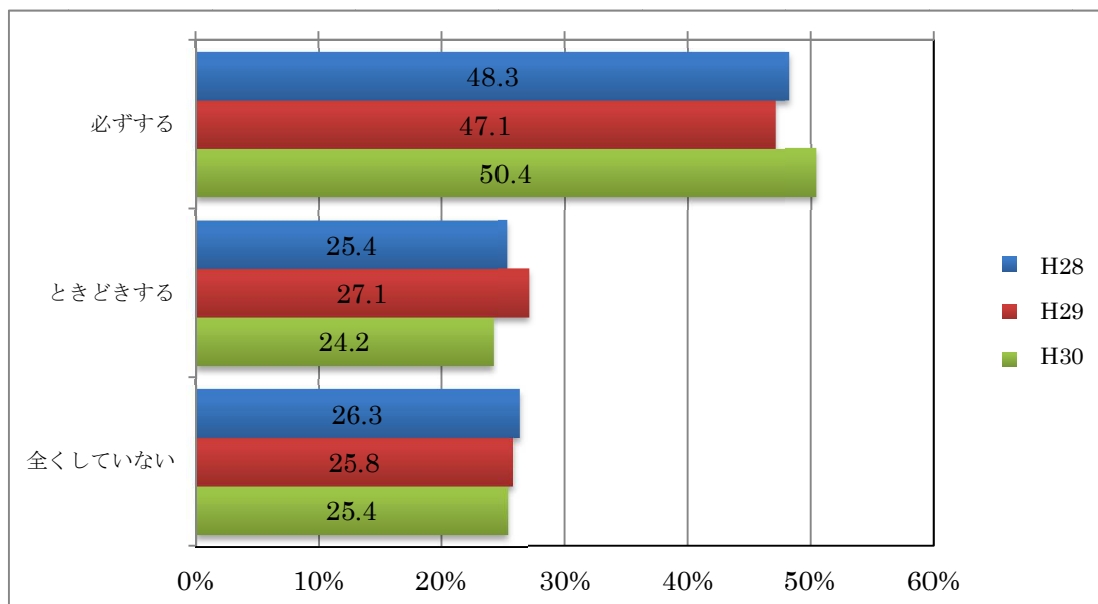
Q 6. あなたは、キッチン等の屋内で小型ガス瞬間湯沸器^(*)やガスコンロ等のガス機器を使用する際に、換気扇を回すか窓を開けるなど換気をしていますか。（1 つだけ）

1. 必ずする → Q 8 へ
2. ときどきする → Q 7 へ
3. 全くしない → Q 7 へ

※小型ガス瞬間湯沸器



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



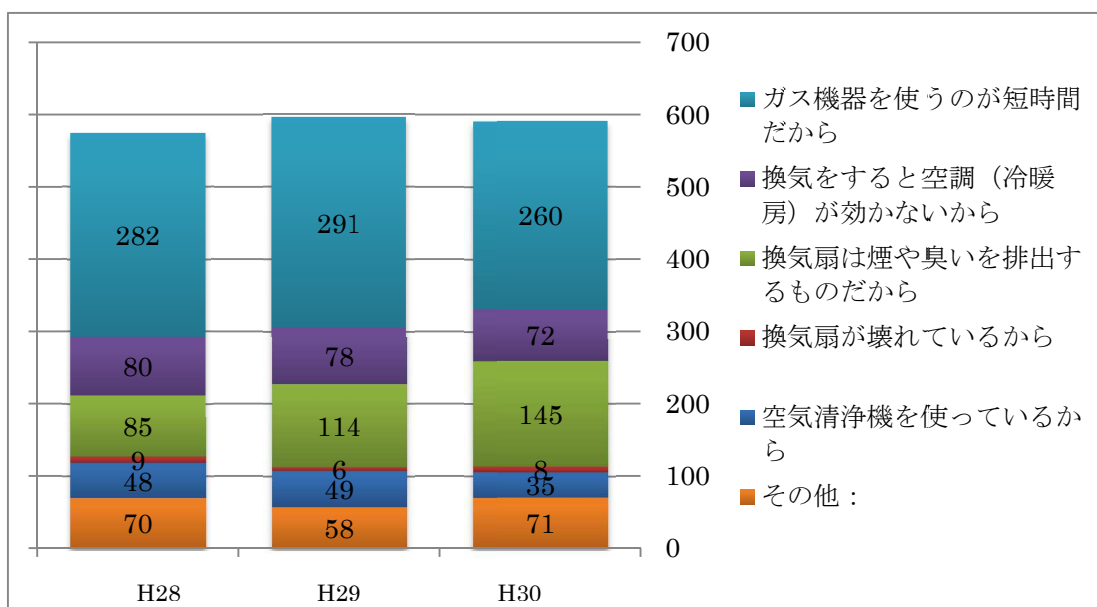
Q 7. 【「Q 6」の質問で、換気を「ときどきする」、「全くしていない」とお答えの方にお伺いします。】

あなたがキッチン等の屋内で小型ガス瞬間湯沸器やガスコンロ等のガス機器を使用する際に換気しない理由としてあてはまるものを、次の中からお選びください。（いくつでも）

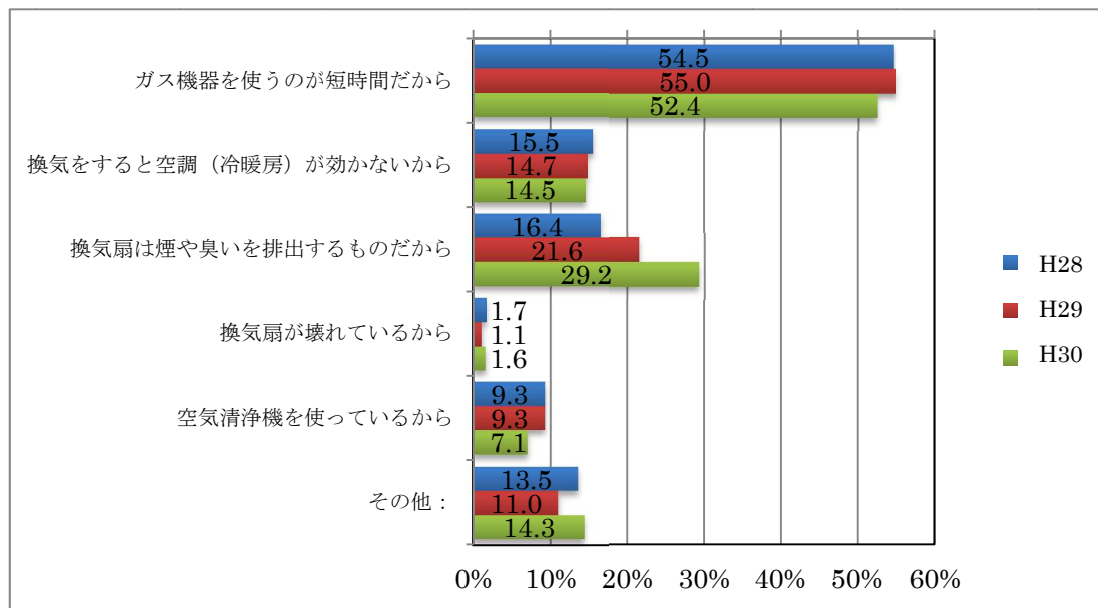
1. ガス機器を使うのが短時間だから
2. 換気をすると空調（冷暖房）が効かないから
3. 換気扇は煙や臭いを排出するものだから
4. 換気扇が壊れているから
5. 空気清浄機を使っているから
6. その他

・・・ Q 8 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（件数）】



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

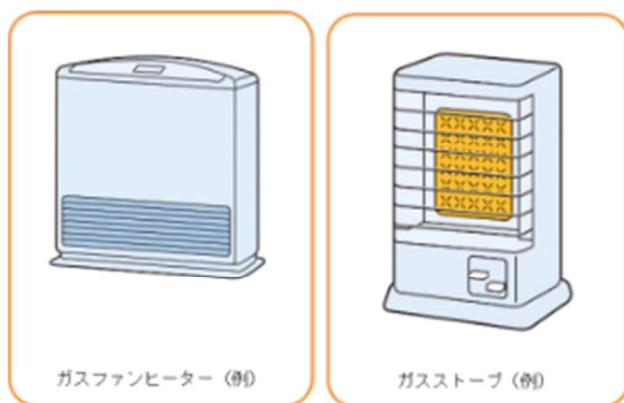


Q 8. 【ガスストーブやガスファンヒーターをお持ちの方にお伺いします。】

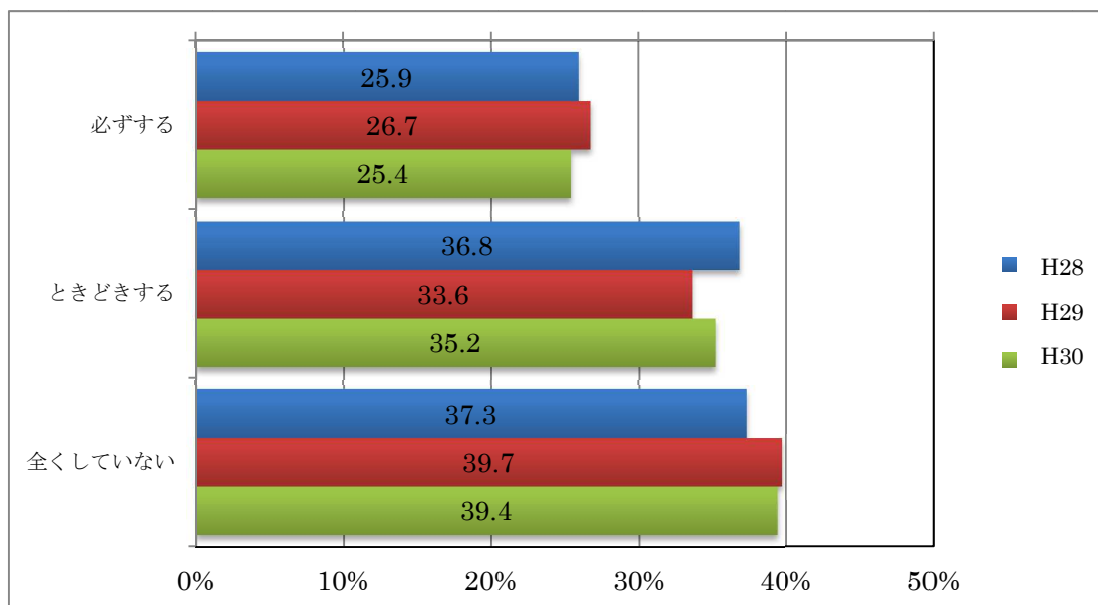
あなたは、居室等の屋内でガスストーブ（*）やガスファンヒーター（*）等のガス機器を使用する際に、1 時間に 1～2 回程度窓を開けるなど換気をしていますか。（1 つだけ）

1. 必ずする →Q 1 0 へ
2. ときどきする →Q 9 へ
3. 全くしていない →Q 9 へ

※ガスファンヒーター・ガスストーブ



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



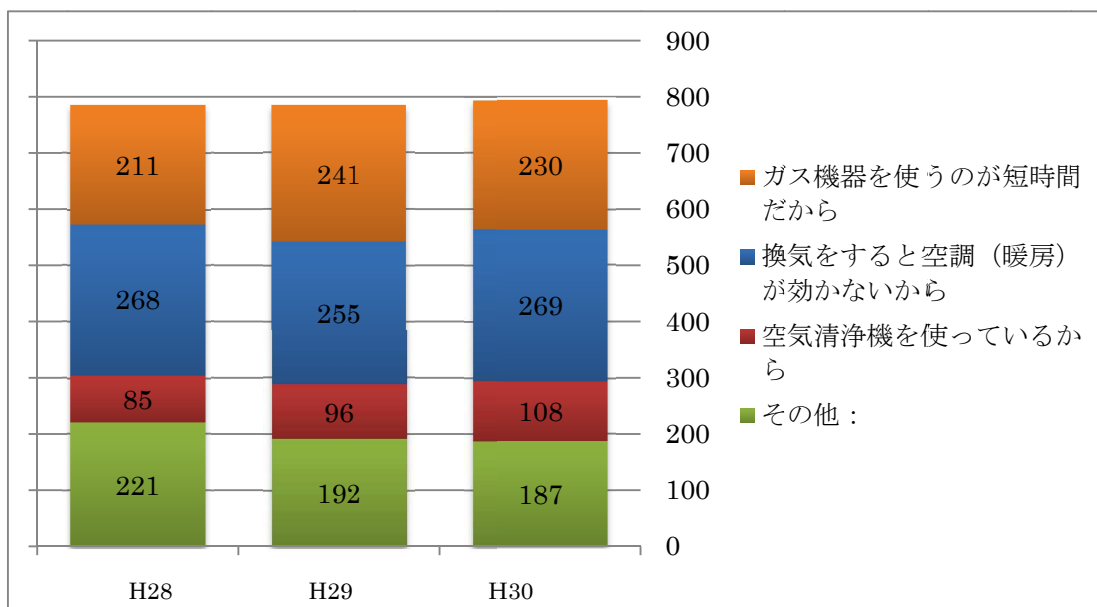
Q 9. 【「Q 8」の質問で、換気を「2. ときどきする」、「3. 全くしていない」とお答えの方にお伺いします。】

あなたが居室等の屋内でガストーブやガスファンヒーター等のガス機器を使用する際に、換気しない理由としてあてはまるものを、次の中からお選びください。（いくつでも）

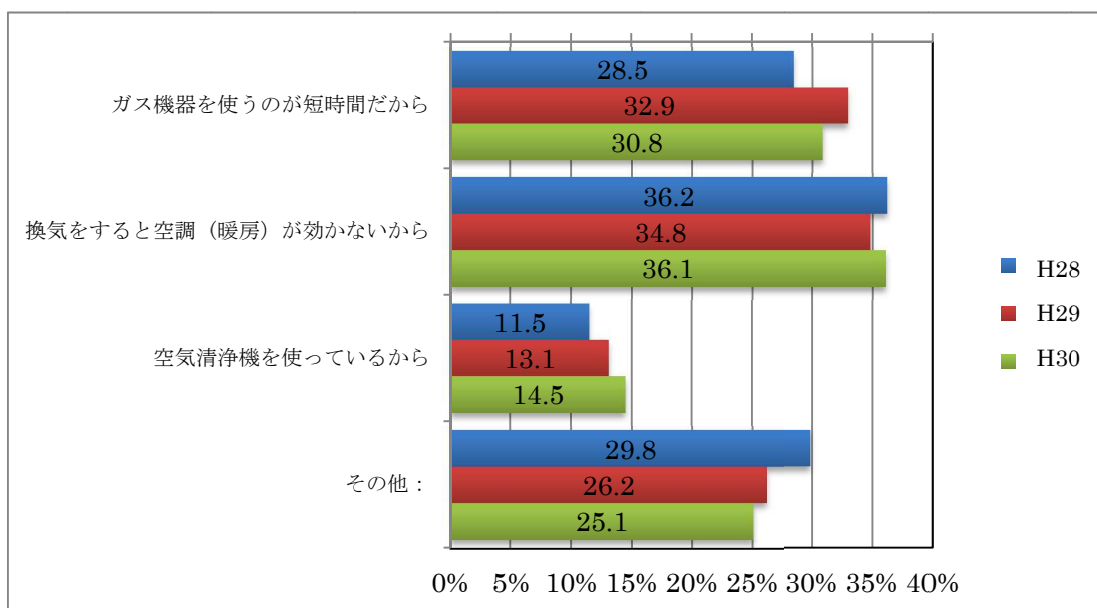
1. ガス機器を使うのが短時間だから
2. 換気をすると空調（暖房）が効かないから
3. 空気清浄機を使っているから
4. その他

・・・Q 1 0 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（件数）】



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

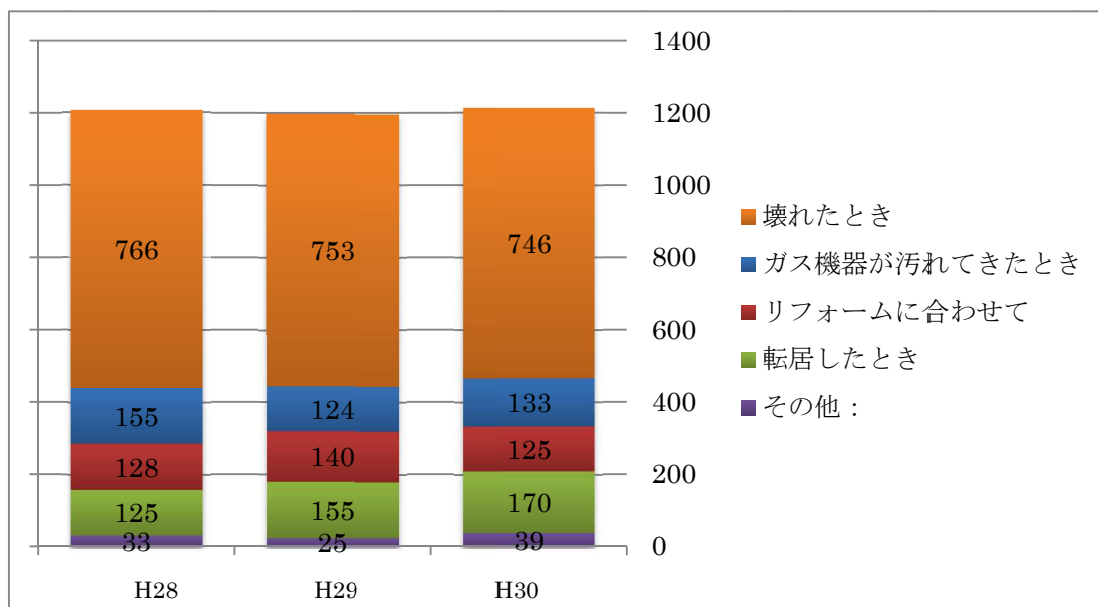


Q10. ガス会社は、古くなったガス機器の交換・取り替えを推奨していますが、あなたは、どのようなときにガス機器の取替えを検討しますか。（いくつでも）

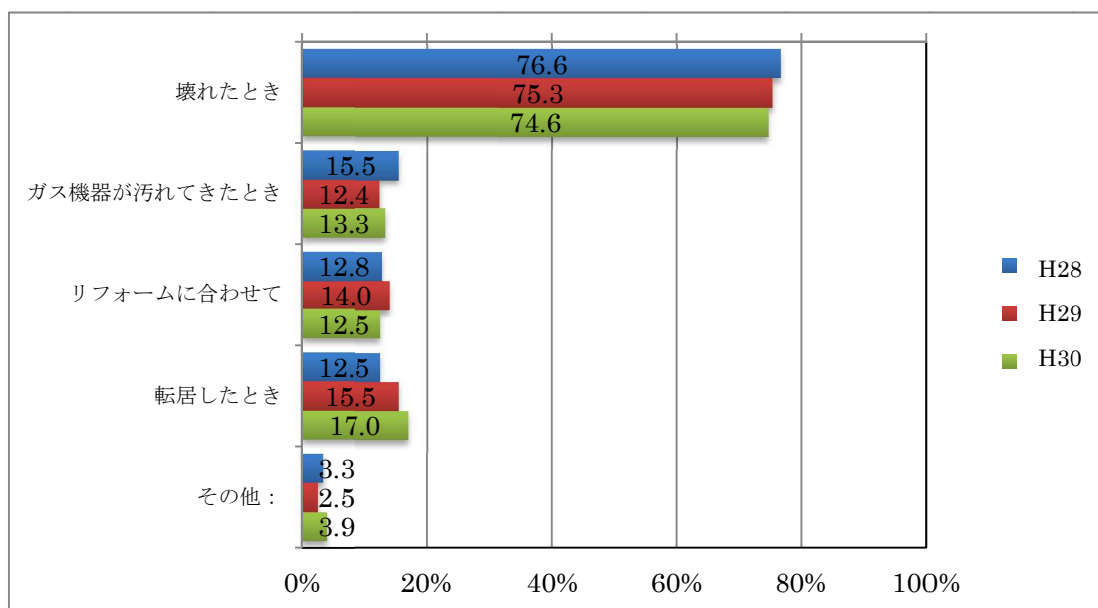
1. 壊れたとき
2. ガス機器が汚れてきたとき
3. リフォームに合わせて
4. 転居したとき
5. その他

・・・Q11へ

【比較 H28 年度-H30 年度（件数）】



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



Q 1 1. 地震の揺れ等を感知してガスメーター（マイコンメーター）が自動的にガスを止めた場合、揺れがおさまった後にガスメーターを復帰操作すると、配管等にガス漏れが無いか確認し、その結果、漏えいの恐れが無い場合に復帰することをご存知ですか。（1 つだけ）

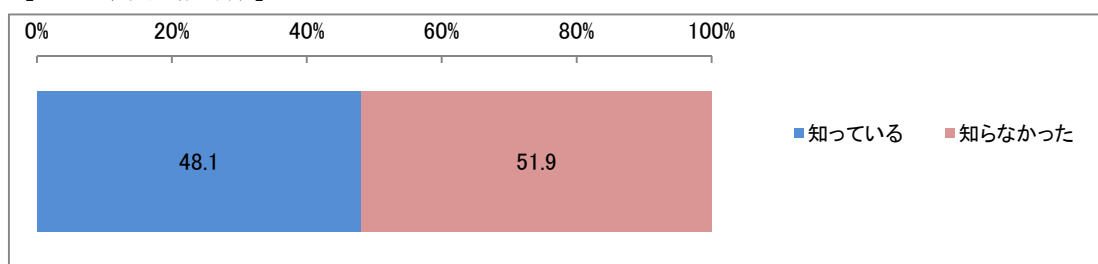
1. 知っている

2. 知らなかった

・・・Q 1 2 へ

近年多発している自然災害を受け、ガス利用者の災害に対する意識に係る質問を 3 回目（H30 年度）より開始。

【H30 年度（割合）】



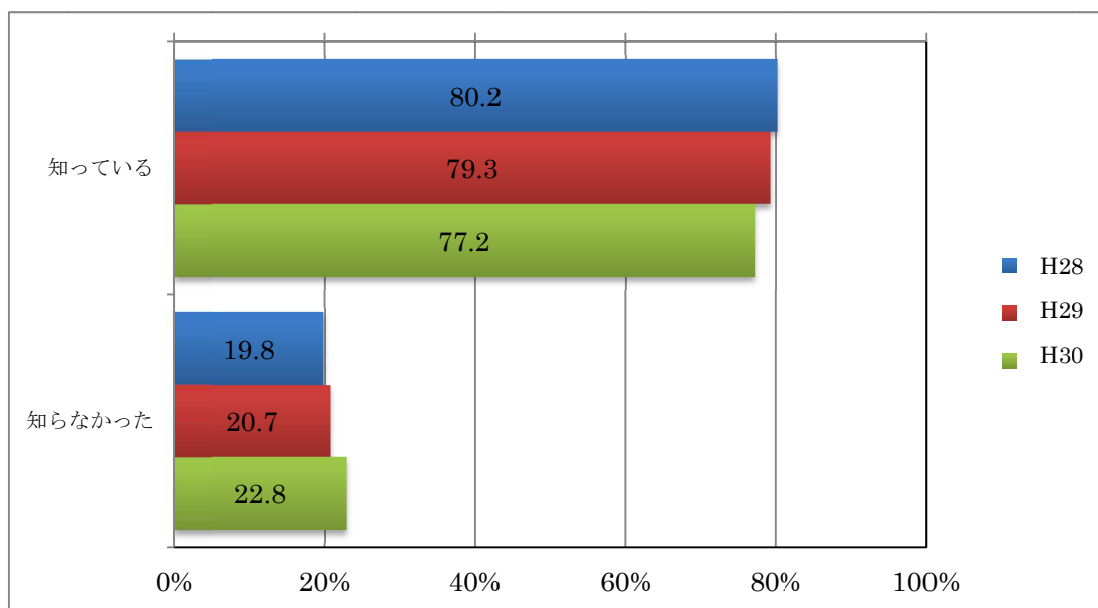
※ガスの事故を防止するために必要な知識が需要家にあるかを確認する設問（Q 1 2～1 6）

Q 1 2. あなたは、屋内でガス機器を使用する際には、換気が必要であることをご存知ですか。（1 つだけ）

1. 知っている
2. 知らなかった

・・・Q 1 3 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

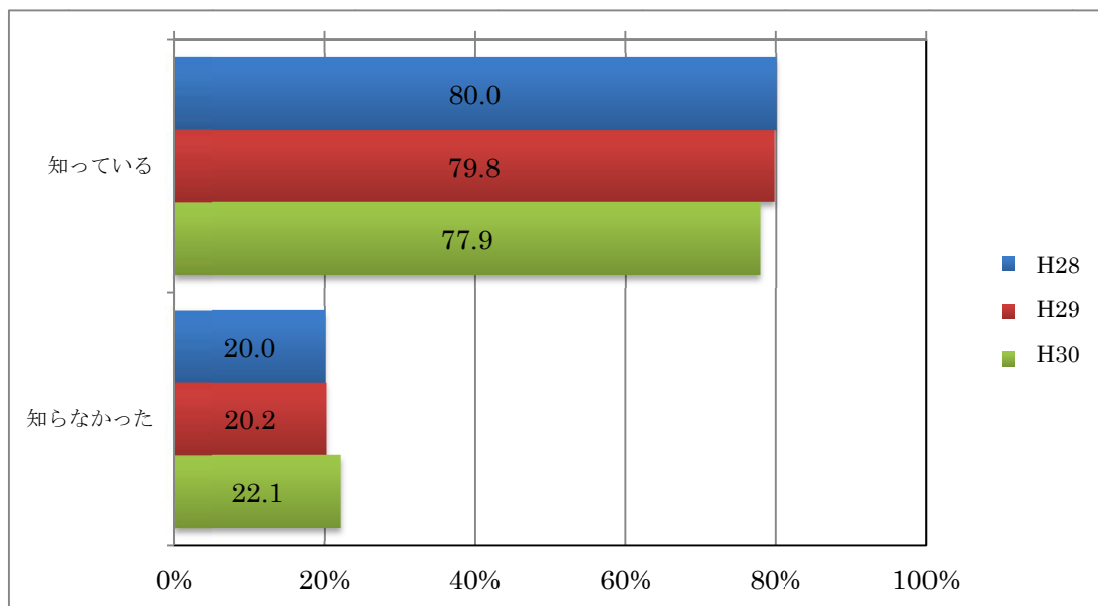


Q 1 3. あなたは、換気を行なわなかった場合、不完全燃焼により、ガス機器より一酸化炭素（CO）を排出する恐れがあることをご存知ですか。（1 つだけ）

1. 知っている
2. 知らなかった

・・・ Q 1 4 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

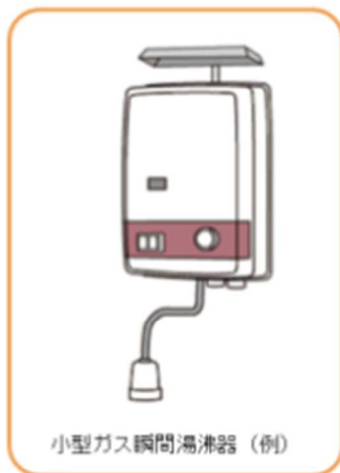


Q 1 4. あなたは、小型ガス瞬間湯沸器等^(*)は、古くなると、正しく換気をしていても、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）を排出する恐れがあることをご存知ですか。（1 つだけ）

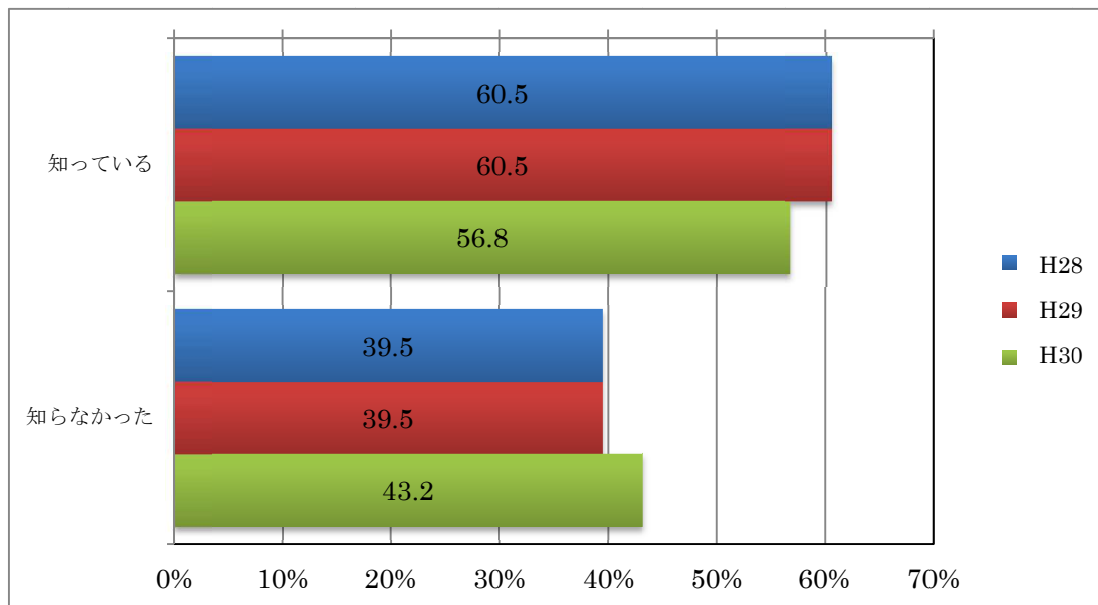
1. 知っている
2. 知らなかった

・・・ Q 1 5 へ

※小型ガス瞬間湯沸器



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

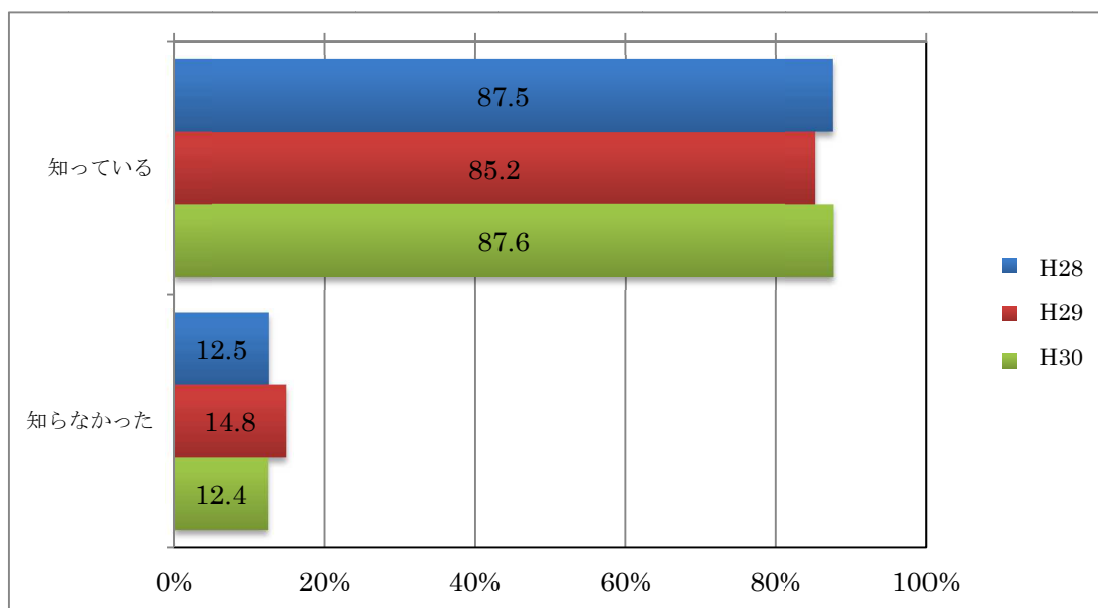


Q 1 5. あなたは、一酸化炭素（CO）を吸い込むと、中毒になったり、それによって死に至ることがあるのをご存知ですか。（1 つだけ）

1. 知っている。
2. 知らなかった。

・・・ Q 1 6 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

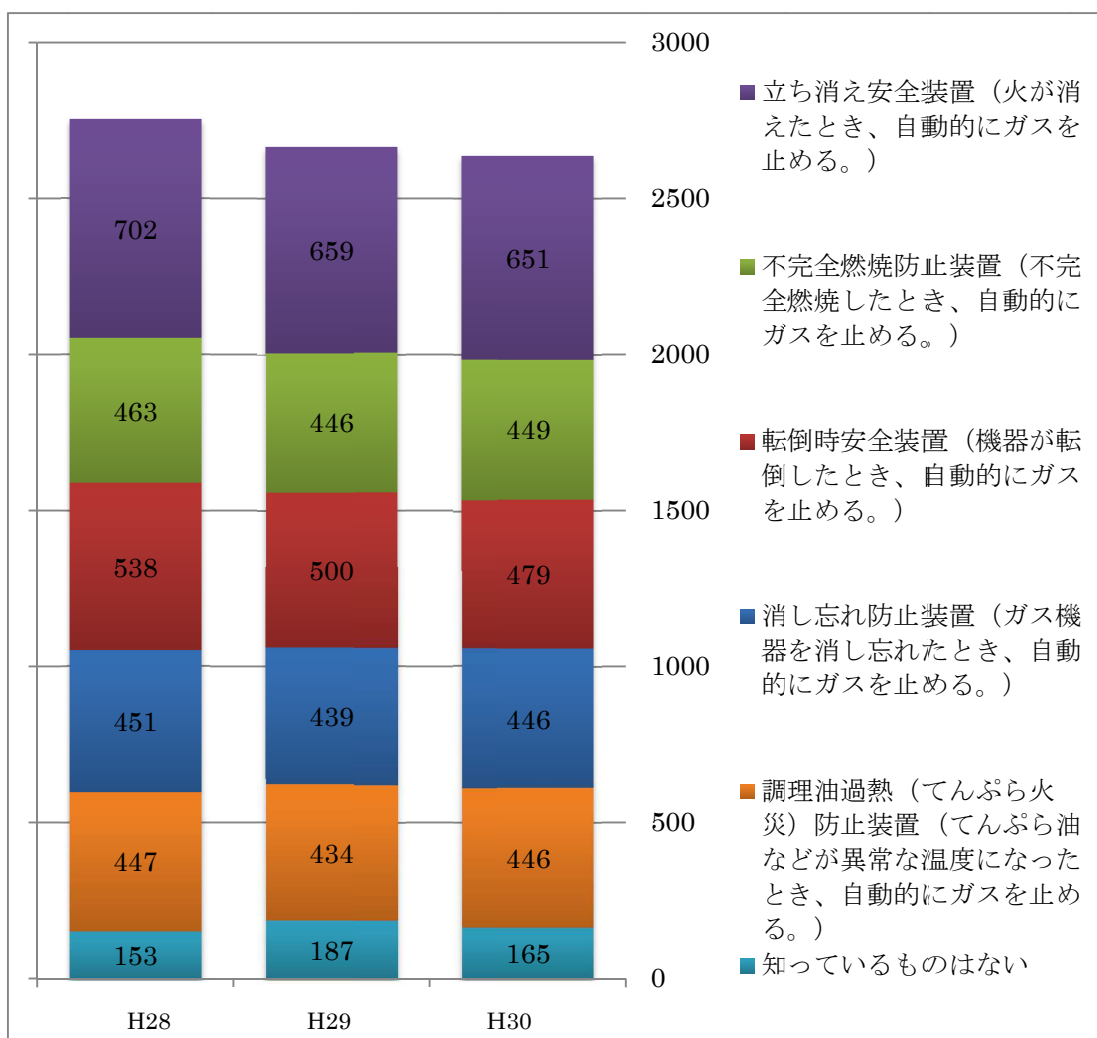


Q 1 6. ガス機器に搭載されている安全装置について、あなたをご存知のものを全てお答えください。（いくつでも）

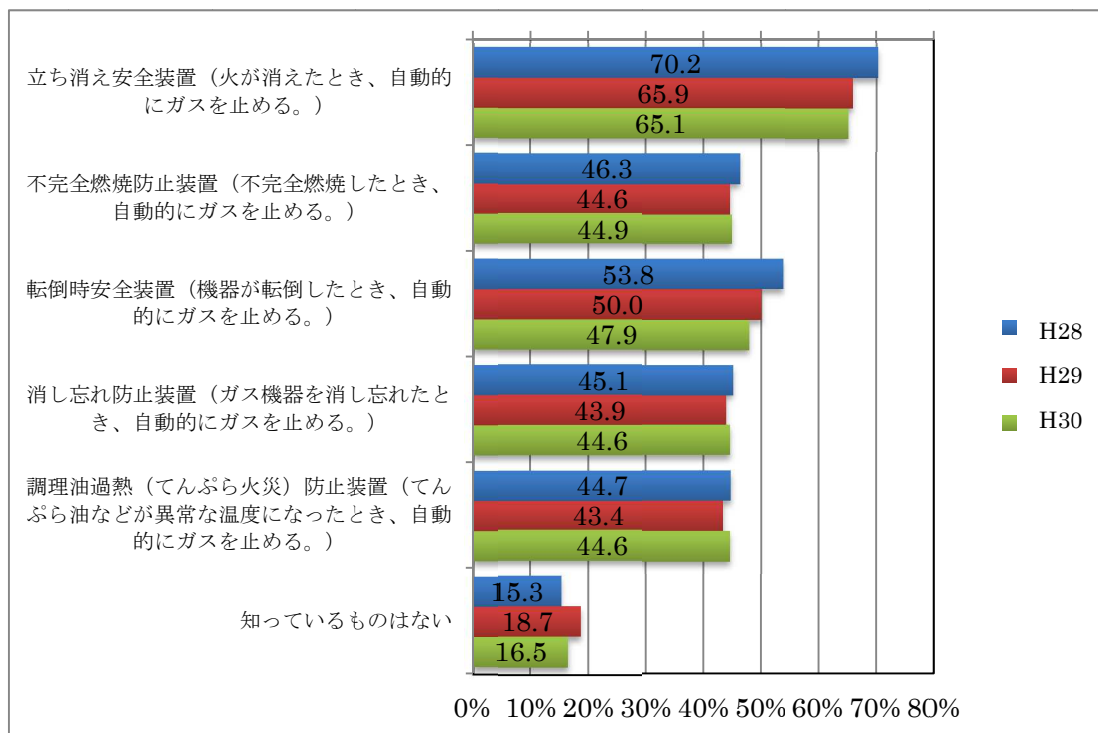
1. 立ち消え安全装置（火が消えたとき、自動的にガスを止める。）
2. 不完全燃焼防止装置（不完全燃焼したとき、自動的にガスを止める。）
3. 転倒時安全装置（機器が転倒したとき、自動的にガスを止める。）
4. 消し忘れ防止装置（ガス機器を消し忘れたとき、自動的にガスを止める。）
5. 調理油過熱（てんぷら火災）防止装置（てんぷら油などが異常な温度になったとき、自動的にガスを止める。）
6. 知っているものはない。

・・・Q 1 7へ

【比較 H28 年度-H30 年度（件数）】



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



※需要家が契約しているガス小売事業者の保安状況を確認する設問(Q17、17-1、17-2)

Q 1 7. あなたは、ガス会社から、ガス使用開始時（開栓時）や4年に1度の定期保安点検時などにガスの安全な使用に関する情報（換気の必要性やガス栓と接続具^{（*）}の状況等）について、説明を受けたことがありますか。（1つだけ）

1. 説明を受けたことがある
2. 説明を受けたことがない

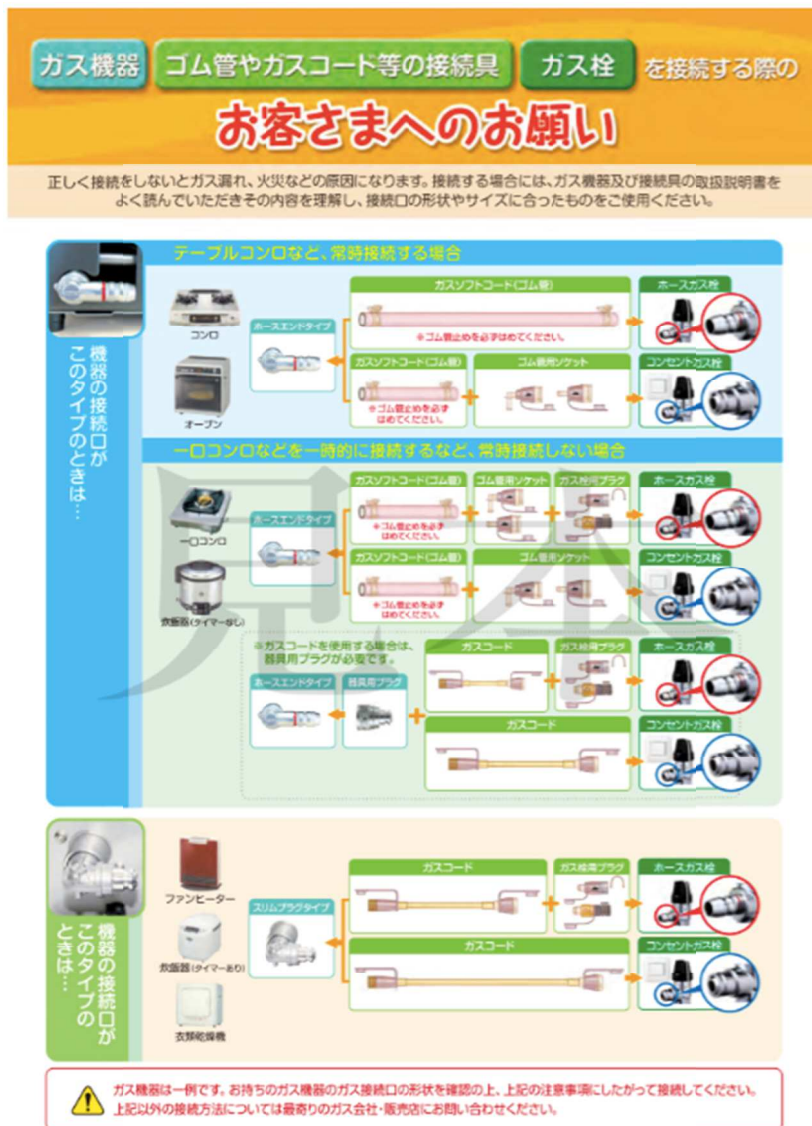
・・・Q 1 7－1 へ

3ヵ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（2回目（H29 年度）に変更）。

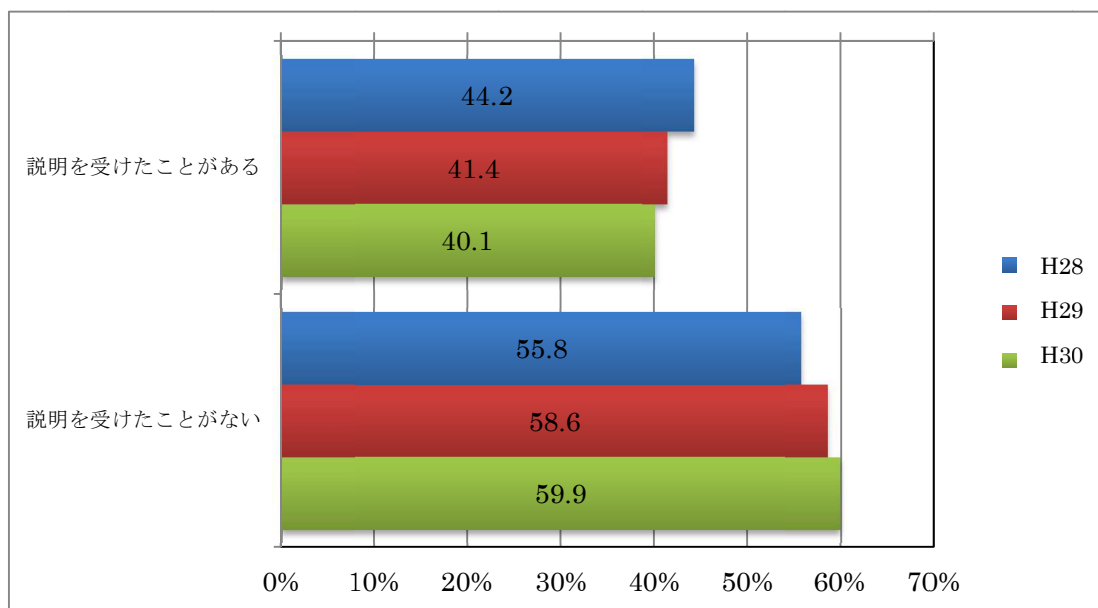
【1回目（H28 年度）の設問】

あなたは、ガス会社から、ガス使用開始時（開栓時）や3年に1度の定期保安点検時などにガスの安全な使用に関する情報（換気の必要性やガス栓と接続具（*）の状況等）について、説明を受けたことがありますか。（○印は1つだけ）

※ガス栓と接続具



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



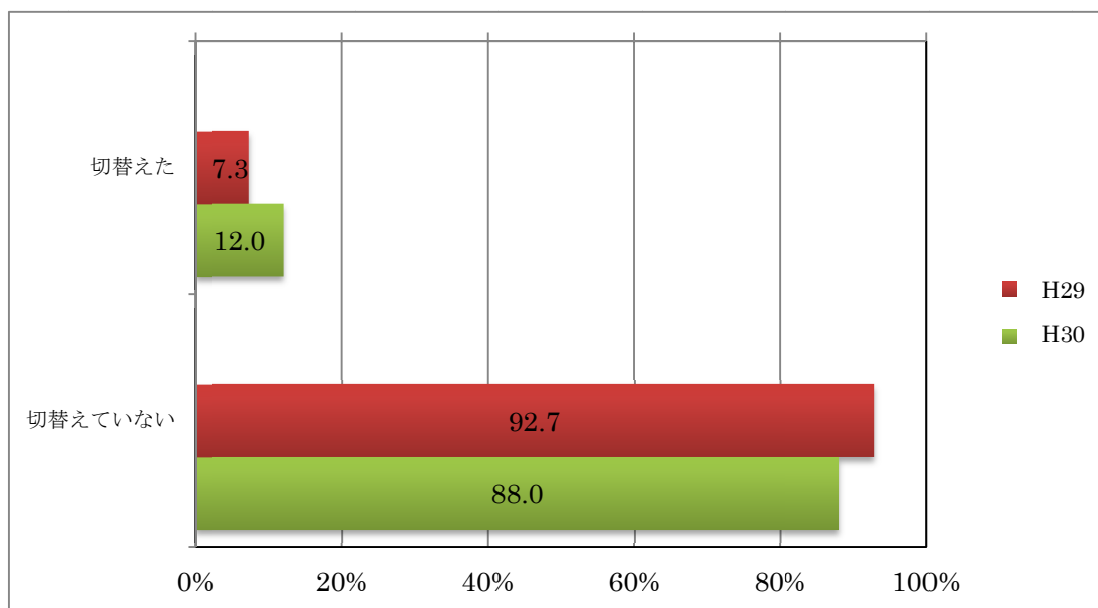
※Q17－1、Q17－2は H29 年度以降に調査、Q17－3は H30 年度以降に調査

Q17－1. あなたは、平成 29 年（2017 年）4 月以降にガス会社を切替えましたか。（1 つだけ）

1. 切替えた →Q17－2 へ

2. 切替えていない →Q18 へ

【比較 H29 年度-H30 年度（割合）】



Q 1 7－2. 【「Q 1 7－1」の質問で、「ガス会社を切替えた」とお答えの方に伺います。】

新しいガス会社が行う保安業務（ガス機器の安全使用周知や定期保安点検等）はこれまでの事業者と比べ変わりましたか。（○印は1つだけ） ※ガス料金の変化は除きます。

1. 変わった（向上した） →Q 1 7－3 へ
2. 変わらない →Q 1 8 へ
3. 変わった（低下した） →Q 1 7－3 へ
4. わからない →Q 1 8 へ

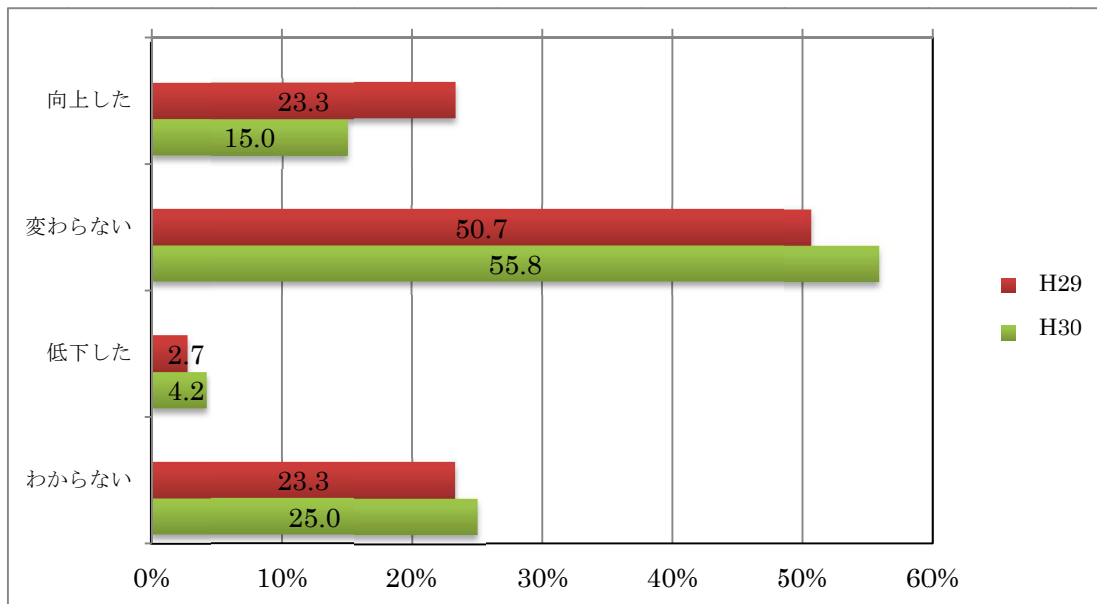
3 ヲ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（3 回目（H30 年度）に変更）。

【2 回目（H29 年度）の設問】

新しいガス会社の保安サービス（ガス機器の安全使用周知や定期保安点検等）はこれまでの事業者と比べ向上しましたか。（1 つだけ）

1. 向上した。
2. 変わらない。
3. 低下した。
4. わからない

【比較 H29 年度-H30 年度（割合）】



【留意事項】割合が変化し理由として、文章の表現を変更したこと、又、ガス料金の変化を除く旨を追記したことによる影響が考えられる。

Q 1 7－3. 【「Q 1 7－2」の質問で、「変わった」とお答えの方に伺います。】

これまでの事業者と比べ、変わった内容について主にあてはまるものを選択してください。

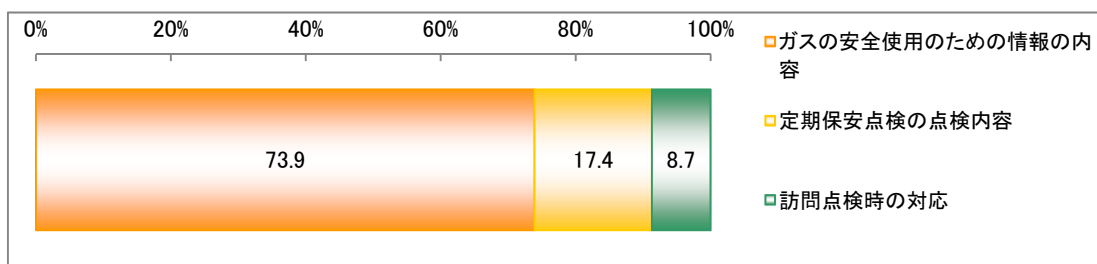
（1つだけ）

1. ガスの安全使用のための情報の内容
2. 定期保安点検の点検内容
3. 訪問点検時の対応

・・・Q 1 8 へ

保安業務の何が具体的に変わったのか問う質問を3回目（H30 年度）より開始。

【H30 年度(割合)】



【留意事項】 ガス会社を切替えた際、ガスの安全使用に係るチラシ等が事業者より配布されたことが需要家の印象に残り、回答に影響した可能性がある。

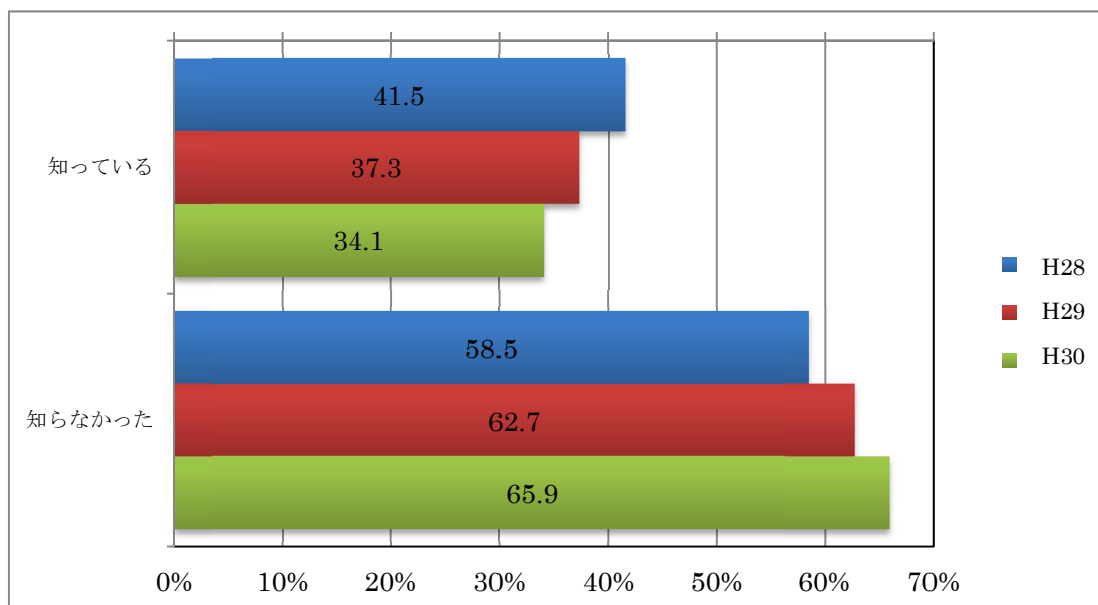
※需要家の敷地内や建物内にあるガス管に関する意識を確認する設問(Q18～20)

Q 1 8．敷地内や建物内にあるガス管は、お客さまの所有物であることをご存知ですか。
(1 つだけ)

- 1．知っている
- 2．知らなかった

・・・ Q 1 9 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

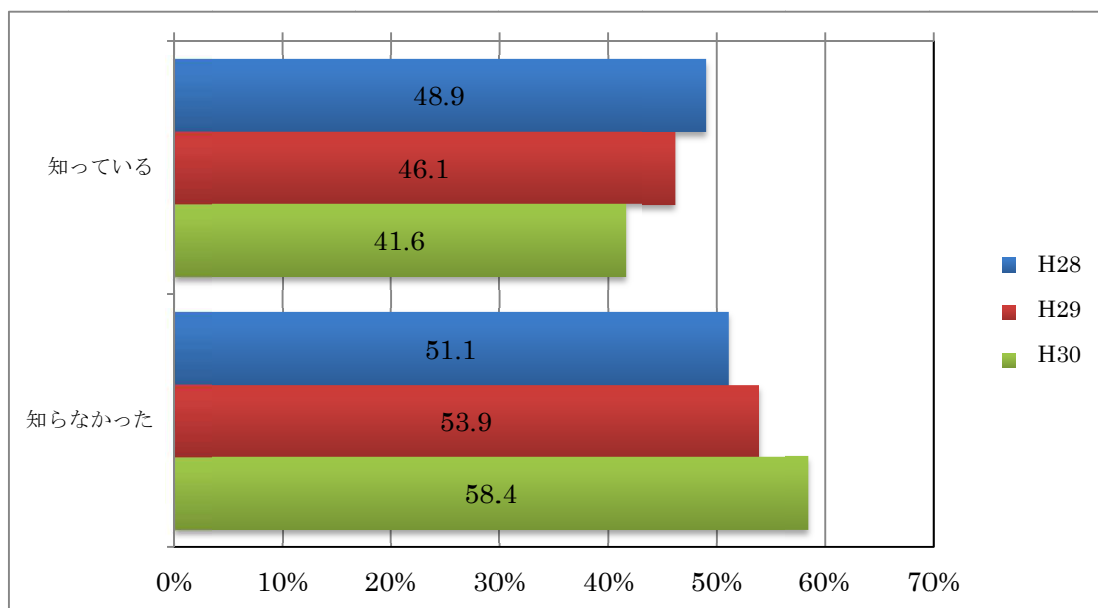


Q 1 9．敷地内に埋設された鉄製のガス管は、古くなると腐食によりガス漏洩を起こす場合があります、交換等が必要になります。あなたはこのことをご存知ですか。（1 つだけ）

- 1．知っている
- 2．知らなかった

・・・ Q 2 0 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



Q20. 敷地内のガス管はお客様の所有物であるため修理・取替え等の費用はお客様負担となります。あなたはこのことをご存知ですか？（1つだけ）

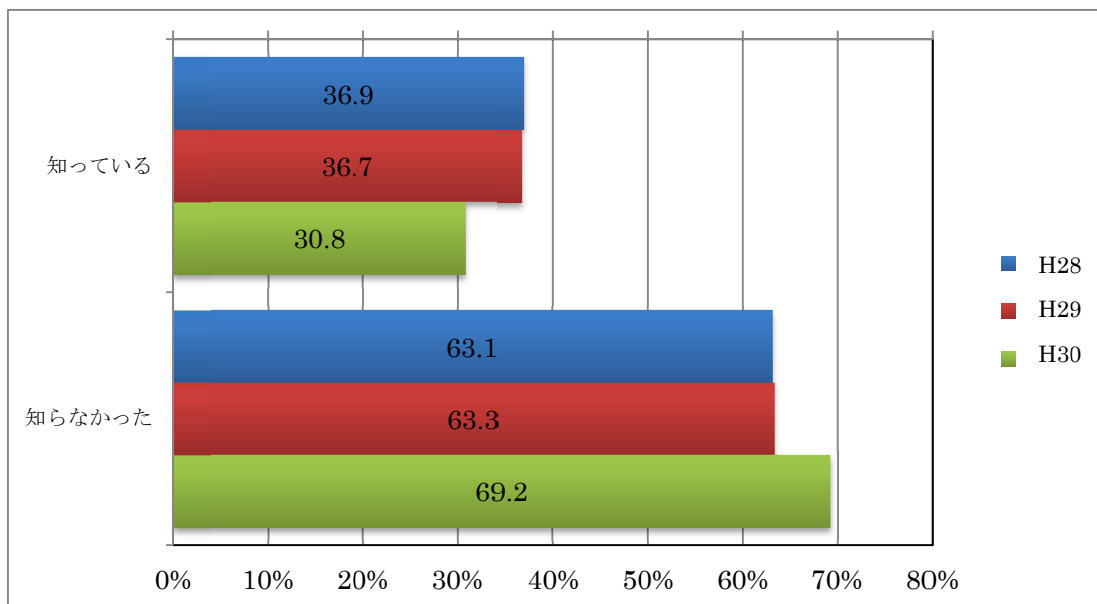
1. 知っている
2. 知らなかった

3ヵ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（2回目（H29 年度）に変更）。

【1回目（H28 年度）の設問】

Q19. 敷地内のガス管の修理・取替え等の費用はお客様負担となります。あなたはこのことをご存知ですか？（1つだけ）

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



【留意事項】 H30 年度に「知っている」が減少した理由として、賃貸住居居住の回答者が多かったことが考えられる。

■一般需要家向けアンケート（H28 年度－H30 年度）

業務用需要家向けアンケート調査結果

※調査サンプル数：500 件

※アンケートの設問等に修正があったものについては、前回設問との違いを明示すると共に、回答への影響等についての留意事項を記載した。

SC1. あなたのお勤め先（派遣先）について、業種大区分を教えてください。

※あなたの企業の業種がどの区分かわからない場合は、以下のリンクより該当する職業をご参照ください。

※あなたの企業が複数の業種にまたがる場合は、現在あなたご自身が最も従事している業種をお選びください。

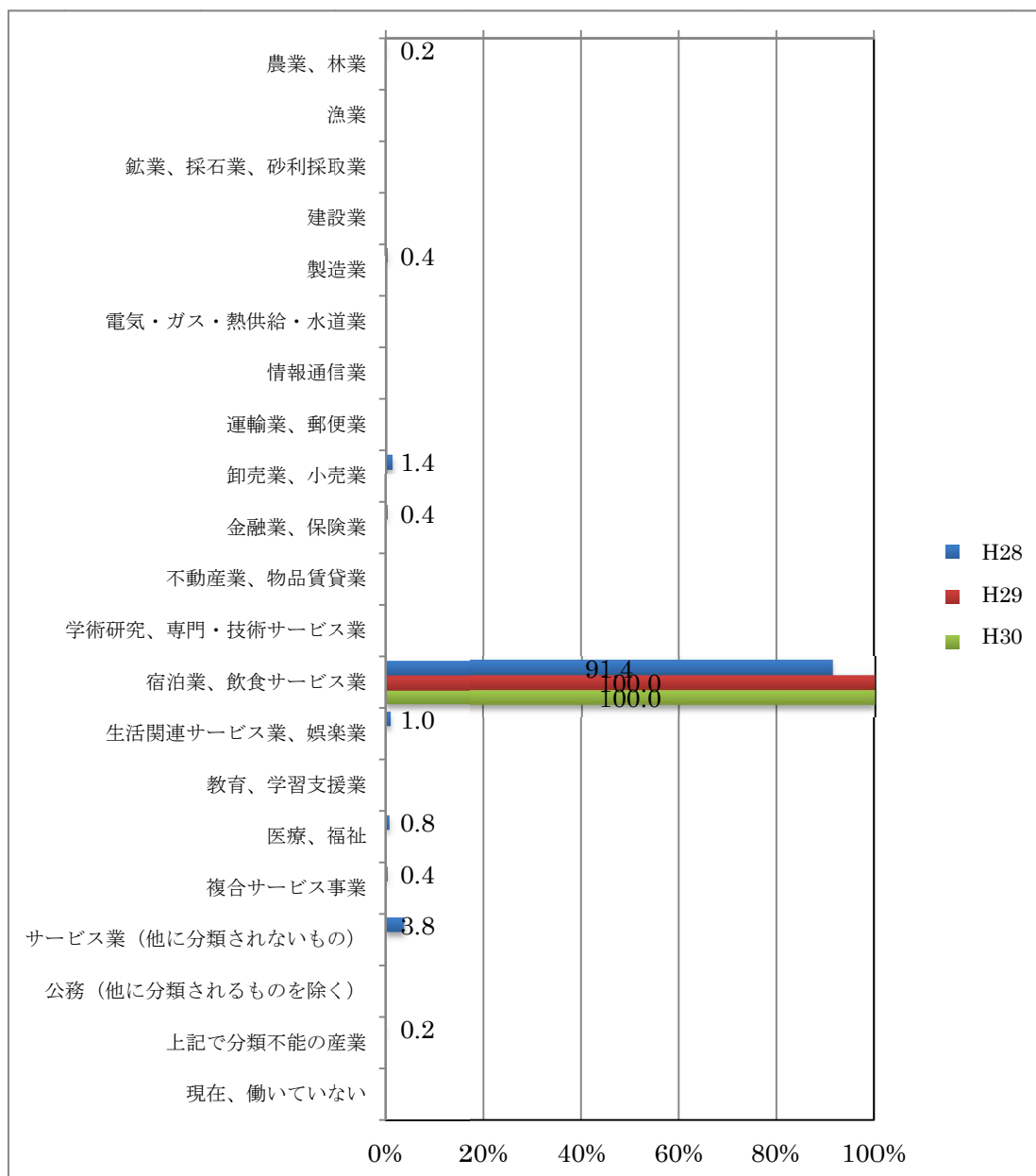
【参考】総務省日本標準産業分類（平成 26 年 4 月 1 日施行）

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

（総務省日本標準産業分類）

1. 農業・林業	1 1. 不動産業、物品賃貸業
2. 漁業	1 2. 学術研究、専門・技術サービス業
3. 鉱業、採石業、砂利採取業	1 3. 宿泊業、飲食サービス業
4. 建設業	1 4. 生活関連サービス業、娯楽業
5. 製造業	1 5. 教育、学習支援業
6. 電気・ガス・熱供給・水道業	1 6. 医療、福祉
7. 情報通信業	1 7. 複合サービス事業
8. 運輸業、郵便業	1 8. サービス業（他に分類されないもの）
9. 卸売業、小売業	1 9. 公務（他に分類されないもの）
1 0. 金融業、保険業	2 0. 上記で分類不能の産業
	2 1. 現在、働いていない

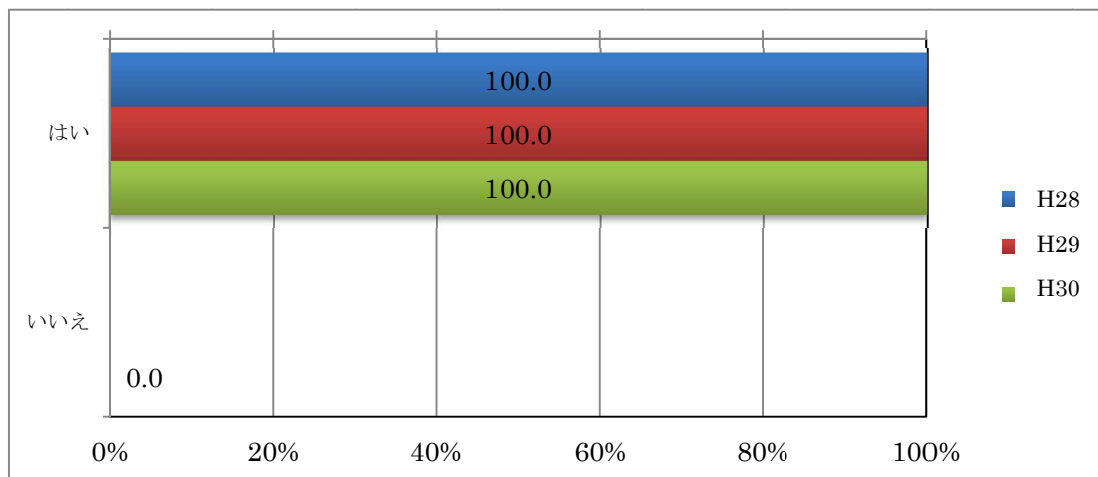
【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



SC2. あなたは、厨房や食堂等の施設で働いていますか。又は、これら施設のオーナーですか。

1. はい
2. いいえ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



SC3. あなたがお勤め（又は所有）先の店舗等の施設にある業務用厨房は、都市ガス（※）を利用していますか。

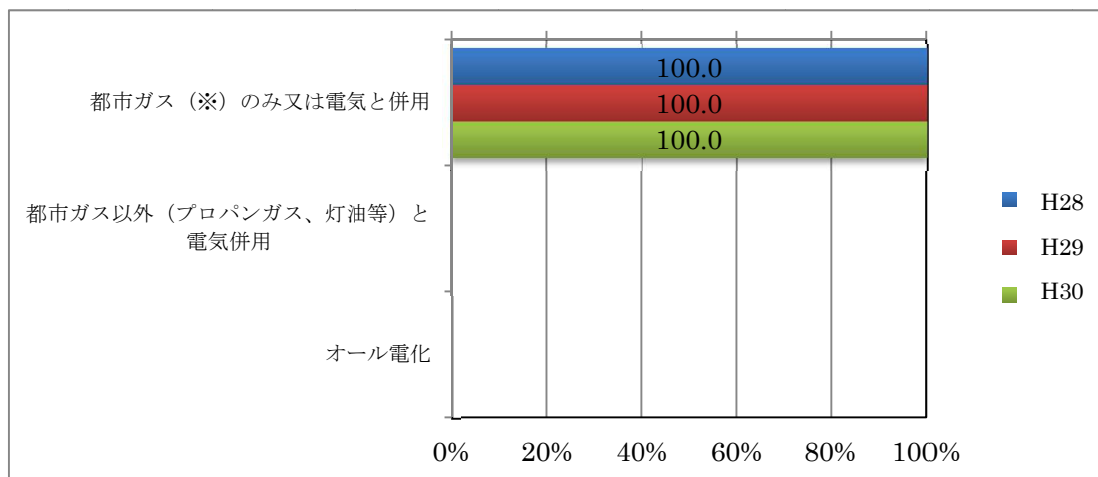
1. 都市ガスのみ又は電気と併用
2. 都市ガス以外（プロパンガス、灯油等）と電気を併用
3. オール電化

※都市ガスとは、道路の下にガス導管を通じて供給されるガスをいいます。

なお、ガスが入ったボンベを配送して供給するガスを「LP ガス」といい、「プロパンガス」とも呼ばれています。

詳しくは、こちらから（<http://www.gas.or.jp/user/difference/>）

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

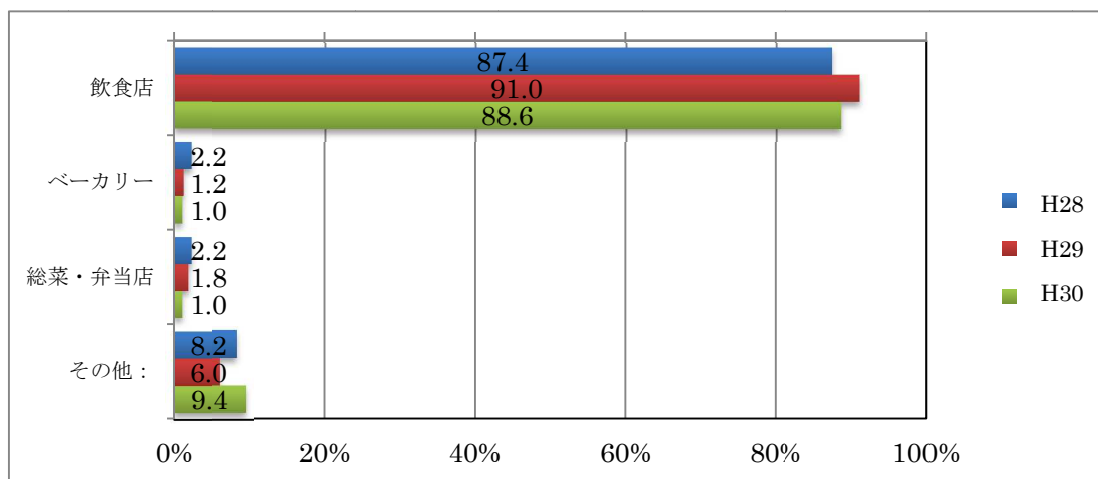


Q 1. あなたのお店の業種をお答えください。（1 つだけ）

1. 飲食店
2. ベーカリー
3. 総菜・弁当店
4. その他

・・・Q 2 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

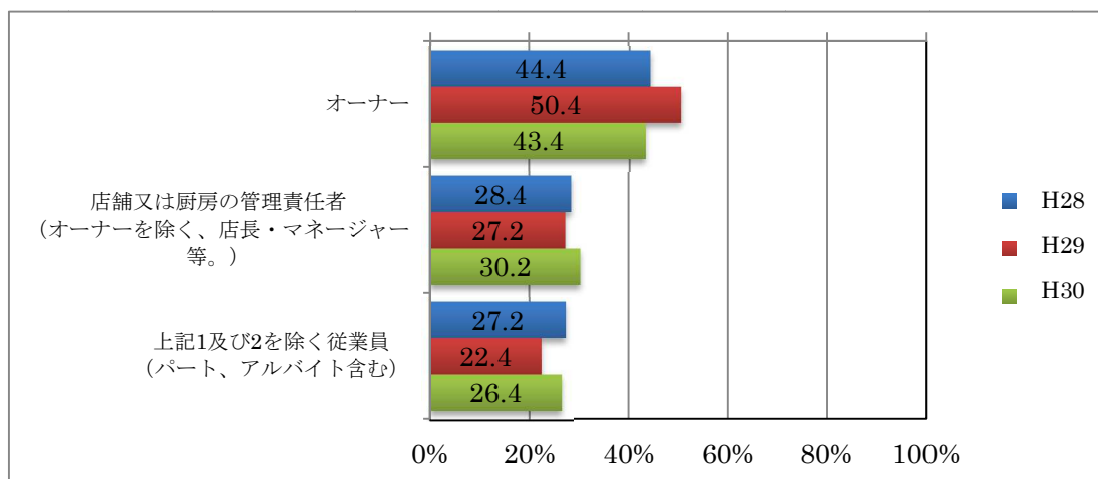


Q 2. あなたの立場をお答えください。（1 つだけ）

1. オーナー
2. 店舗又は厨房の管理責任者（オーナーを除く、店長・マネージャー等。）
3. 上記 1 及び 2 を除く従業員（パート、アルバイト含む）

・・・Q 3 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

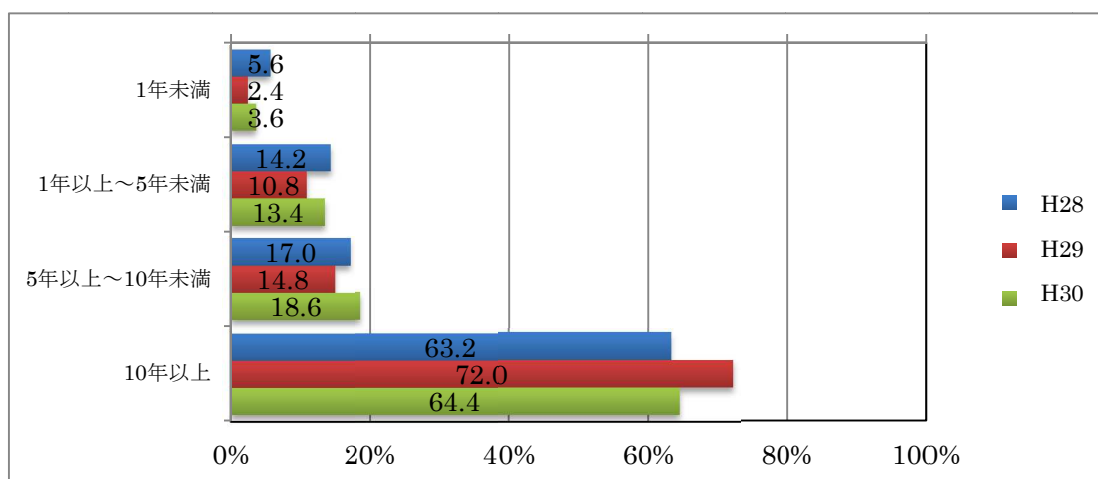


Q 3．あなたはどのくらいの期間、仕事でガスをお使いですか。（1 つだけ）

- 1． 1 年未満
- 2． 1 年以上～ 5 年未満
- 3． 5 年以上～ 1 0 年未満
- 4． 1 0 年以上

・・・Q 4 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



※需要家が保安（安全・安心）意識を持っているか、ガス利用の実態を確認する設問（Q 4～10）

Q 4. あなたは、ガス会社の緊急時連絡先について知っていますか。（1 つだけ）

※選択肢「知っている」には、「調べれば分かる」という状態を含みます。

1. 知っている → Q 5 へ
2. まったく知らない→
 - a. 設問 Q 2 で「1.オーナー」又は「2.店舗又は厨房の管理責任者」とお答えの方→ Q 6 へ
 - b. 設問 Q 2 で「3.従業者」とお答えの方→ Q 7 へ
 - c. 設問 Q 2 で上記以外のお答えの方→ Q 8 へ

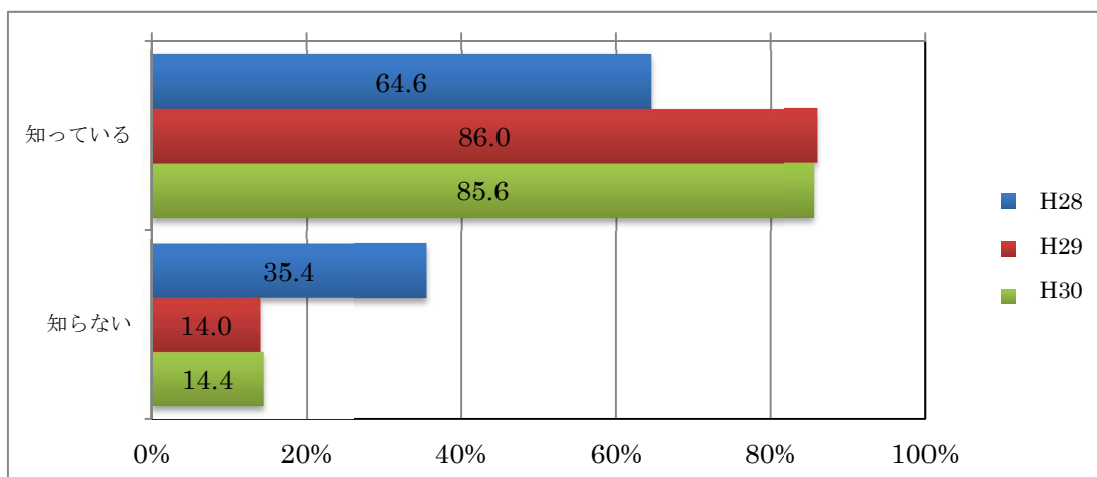
3 ヶ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（2 回目（H29 年度）に変更）。

【1 回目（H28 年度）の設問】

あなたはガス会社の緊急連絡先を知っていますか。

1. 知っている → Q 2 へ
2. 知らない → Q 3 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



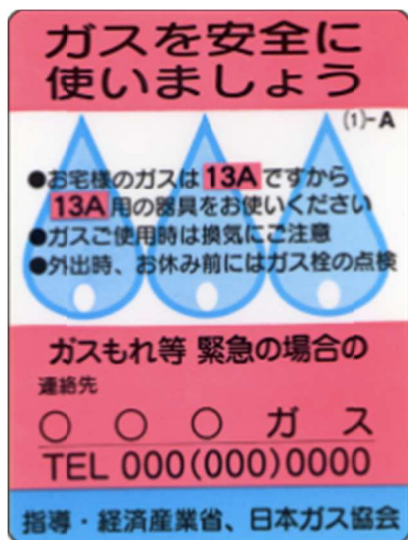
【留意事項】 H29 年度以降、回答の「知っている」の範囲に「調べればわかる」という状況についての場合も含めたため、「知っている」と回答した割合が高くなった可能性が考えられる。

Q 5. 【「Q 4」の質問で、「知っている」とお答えの方にお伺いします。】

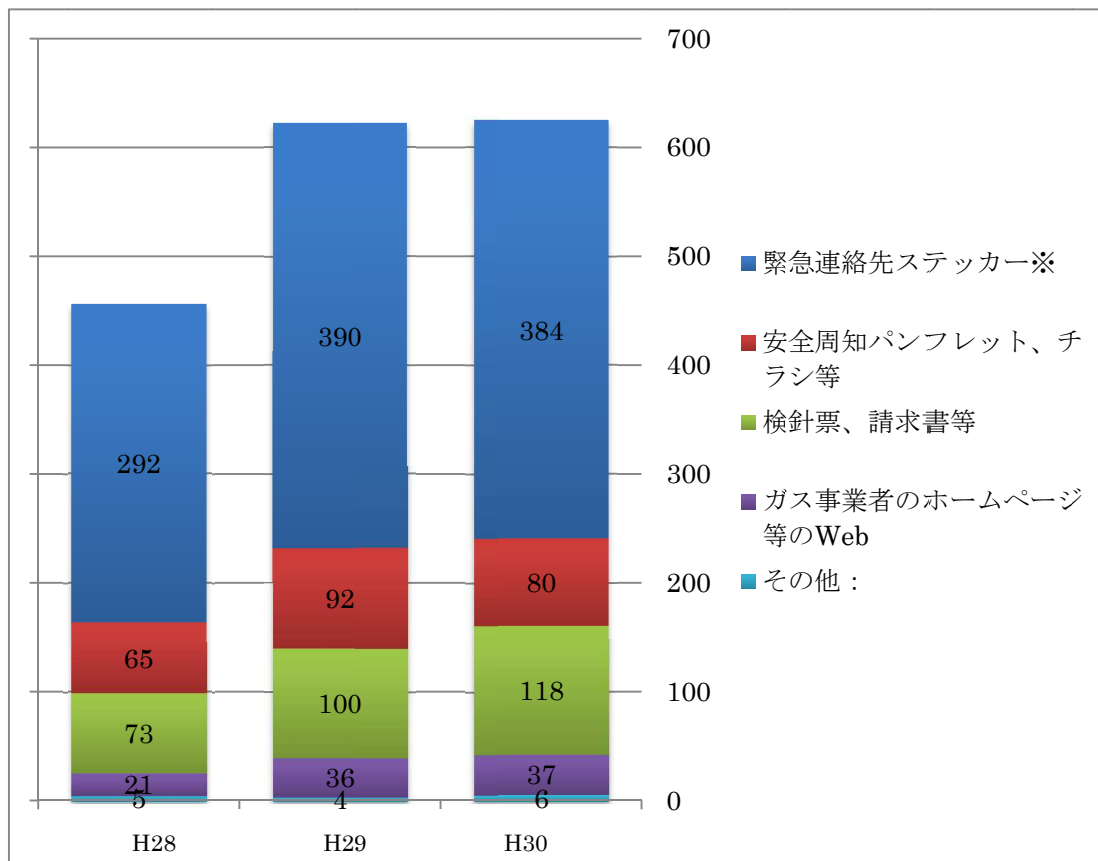
あなたは、ガス会社の緊急時連絡先を何で知りましたか（いくつでも）

1. 緊急連絡先ステッカー
2. 安全周知パンフレット、チラシ等
3. 検針票、請求書等
4. ガス事業者のホームページ等のW e b
5. その他
 - a. 設問Q 2で「1.オーナー」又は「2.店舗又は厨房の管理責任者」とお答えの方→Q 6 へ
 - b. 設問Q 2で「3.従業員」とお答えの方→Q 7 へ
 - c. 設問Q 2で上記以外のお答えの方→Q 8 へ

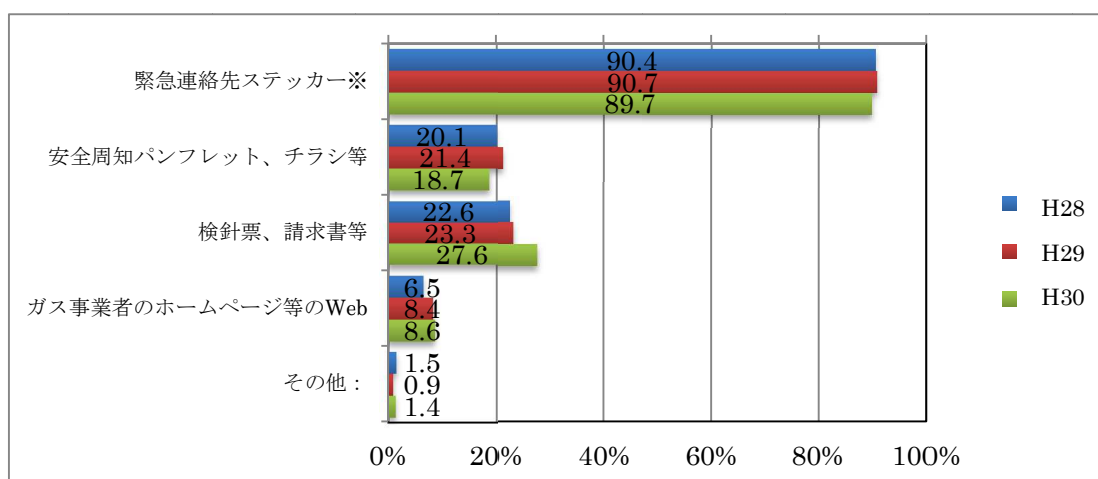
※緊急連絡先ステッカー



【比較 H28 年度-H30 年度（件数）】



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



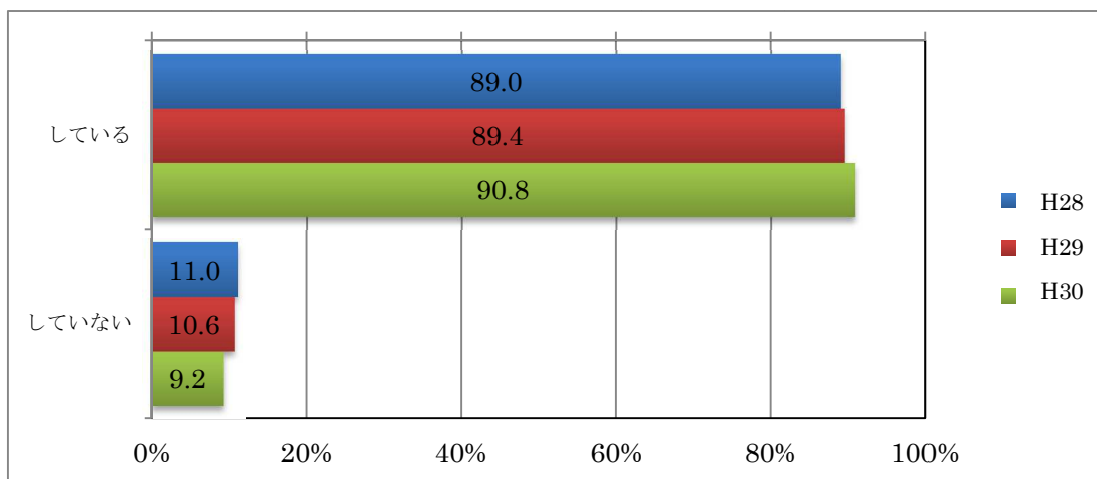
Q 6. 【「Q2」で「オーナー」又は「店舗又は厨房の管理責任者」とお答えの方に伺います。】

業務用のガス燃焼機器を使用するときは換気をするよう従業員に指導していますか。あてはまるものを1つだけお答えください。（1つだけ）

1. している
2. していない

・・・Q 8 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



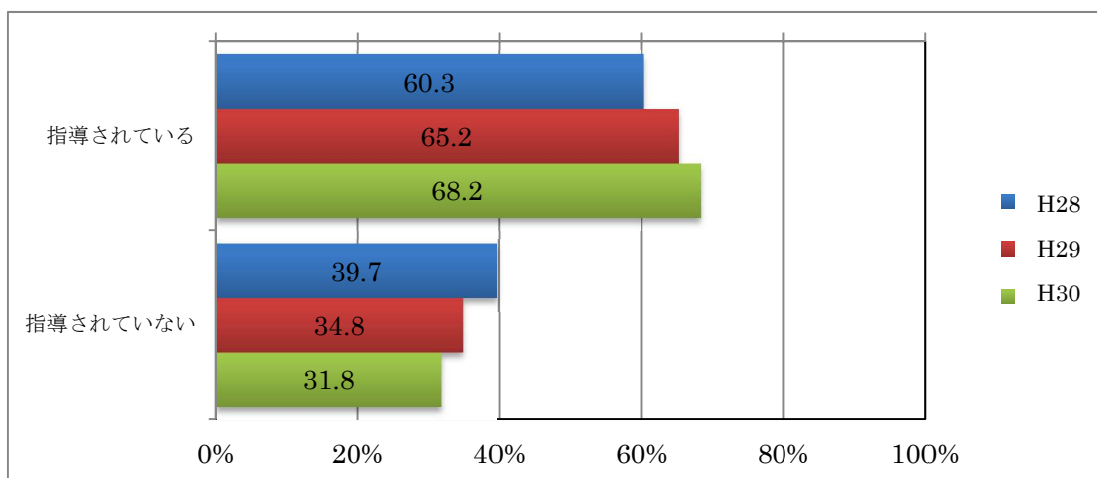
Q 7. 【「Q2」で「3.従業者」とお答えの方に伺います。】

業務用のガス燃焼機器を使用するときは換気するようオーナーや管理責任者から指導されていますか。あてはまるものを1つだけお答えください。（1つだけ）

1. 指導されている
2. 指導されていない

・・・Q 8 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



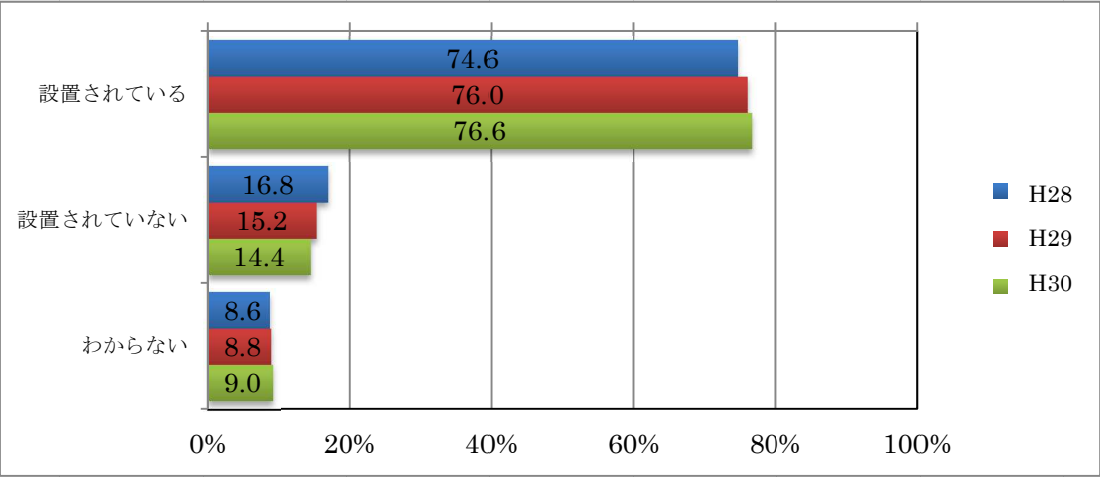
Q 8. あなたのお店には業務用換気警報器^(*)が設置されていますか。（1 つだけ）

- 1. 設置されている・・・Q 8－1 へ
- 2. 設置されていない・・・Q 9 へ
- 3. わからない・・・Q 9 へ

※業務用換気警報器



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



Q 8－１．【「Q 8」で「業務用換気警報器が設置されている」とお答えの方に伺います。】

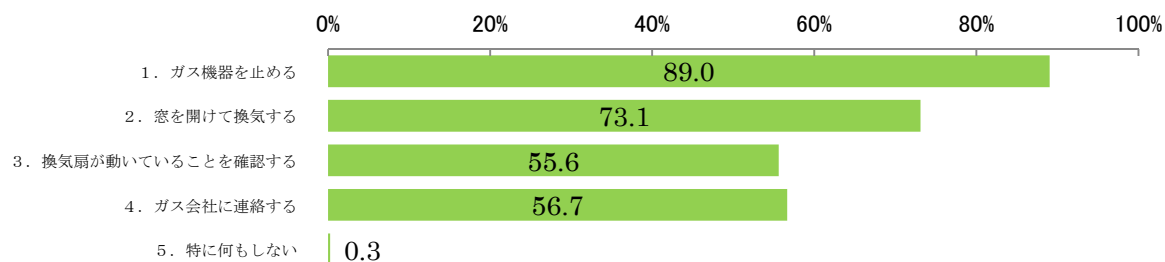
業務用換気警報器が鳴った場合、どのような対応をとりますか。（いくつでも）

1. ガス機器を止める
2. 窓を開けて換気する
3. 換気扇が動いていることを確認する
4. ガス会社に連絡する
5. 特に何もしない

・・・Q 9へ

CO中毒が多いため、CO警報器等に対する意識に係る質問を3回目（H30 年度）より開始。

【H30 年度（割合）】

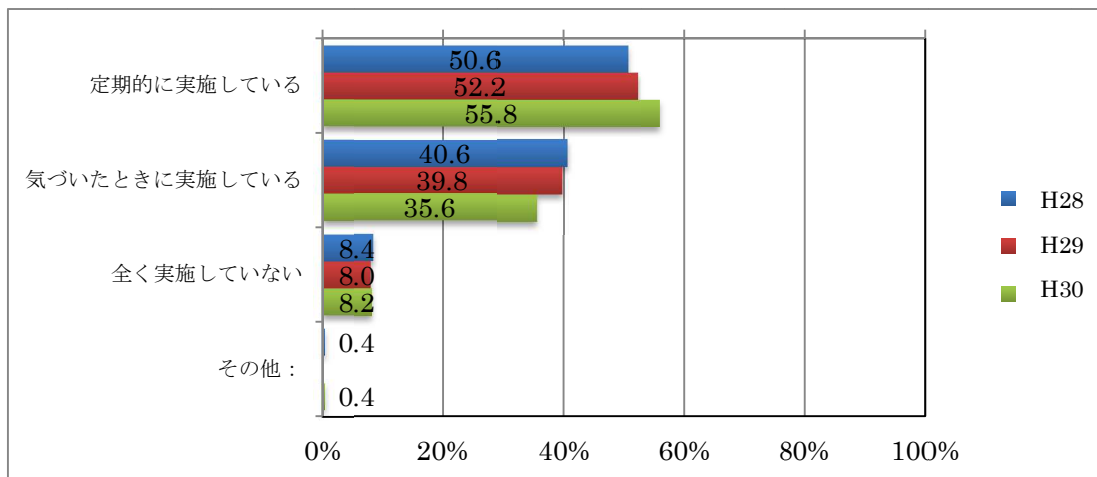


Q 9. あなたのお店では、業務用厨房などで使用しているガス機器や換気設備などについてお手入れ（清掃やメンテナンス）又は点検をしていますか？（1つだけ）

1. 定期的実施している
2. 気づいたときに実施している
3. 全く実施していない
4. その他

・・・Q 1 0 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

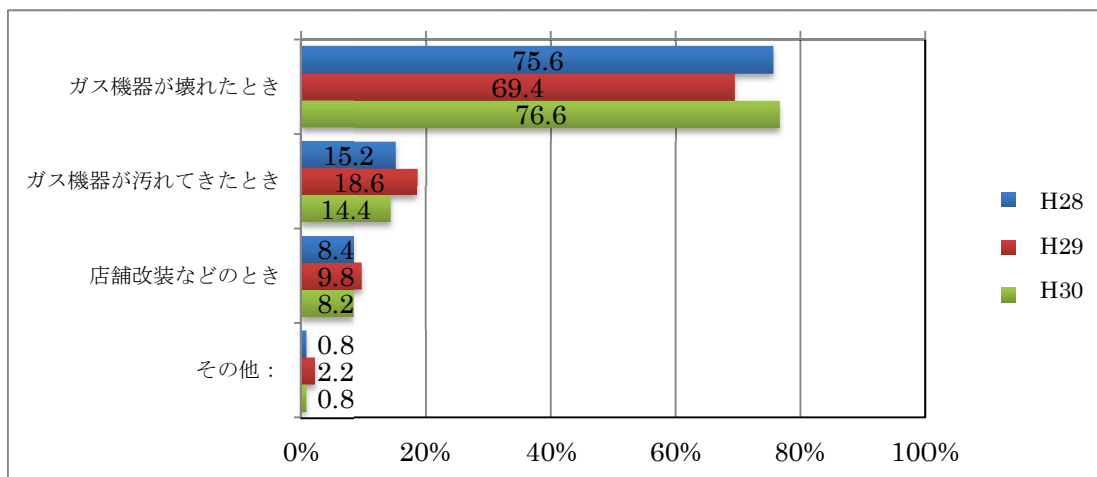


Q 1 0. ガス会社は、古くなったガス機器の交換・取り替えを推奨していますが、あなたは、どのようなときにガス機器の取替えを検討しますか？（1つだけ）

1. ガス機器が壊れたとき
2. ガス機器が汚れてきたとき
3. 店舗改装などのとき
4. その他

・・・Q 1 1 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



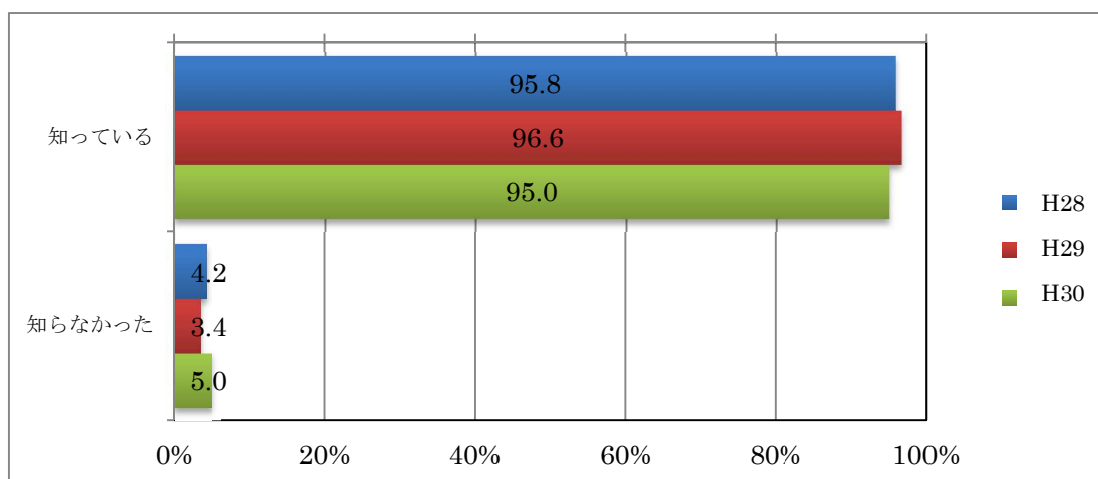
※ガスの事故を防止するための必要な知識が需要家にあるかを確認する設問（Q 1 1～1 7）

Q 1 1. あなたは、厨房等でガス機器を使用する際には、換気が必要であることをご存知ですか？（1 つだけ）

1. 知っている
2. 知らなかった

・・・ Q 1 2 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

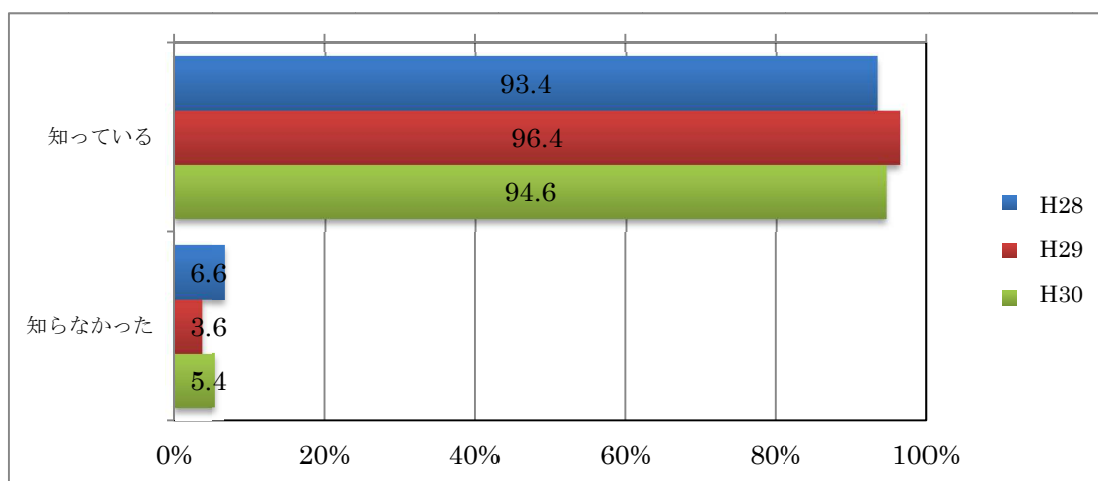


Q 1 2. あなたは、換気を行なわなかった場合、不完全燃焼により、ガス機器より一酸化炭素（CO）を排出する恐れがあることをご存知ですか。（1 つだけ）

1. 知っている
2. 知らなかった

・・・ Q 1 3 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

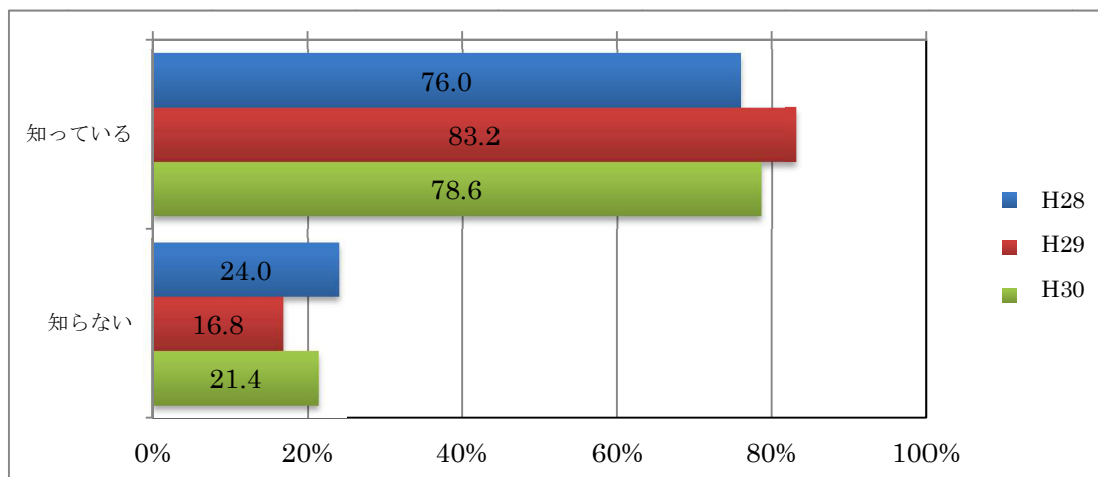


Q 1 3. あなたは、ガス機器は古くなると、正しく換気をしていても、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）を排出する恐れがあることをご存知ですか。（1 つだけ）

1. 知っている
2. 知らない

・・・ Q 1 4 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

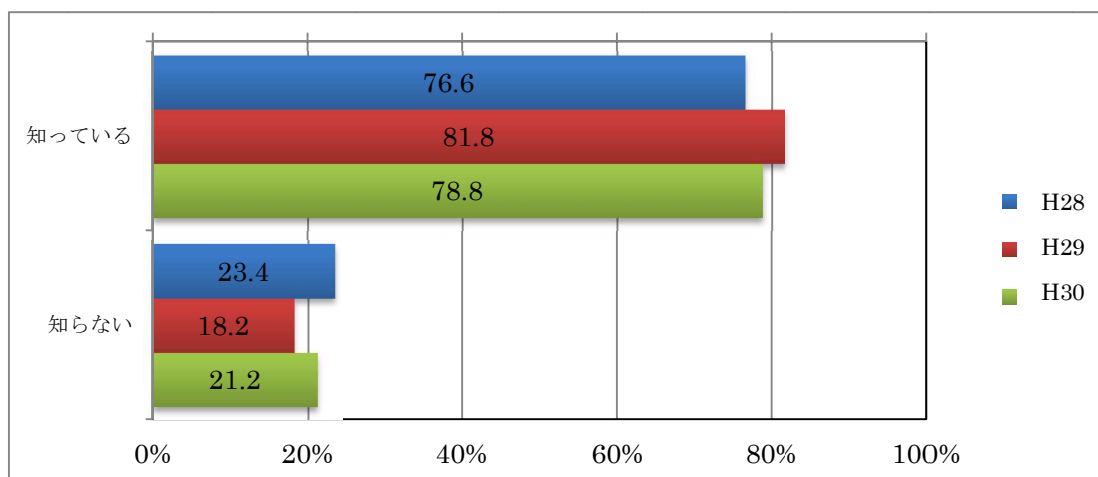


Q 1 4. あなたは、換気設備の点検・清掃などのメンテナンスを怠ると、換気をしても、換気風量不足などにより不完全燃焼となり、一酸化炭素（CO）を排出する恐れがあることをご存知ですか。（1 つだけ）

1. 知っている
2. 知らない

・・・ Q 1 5 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

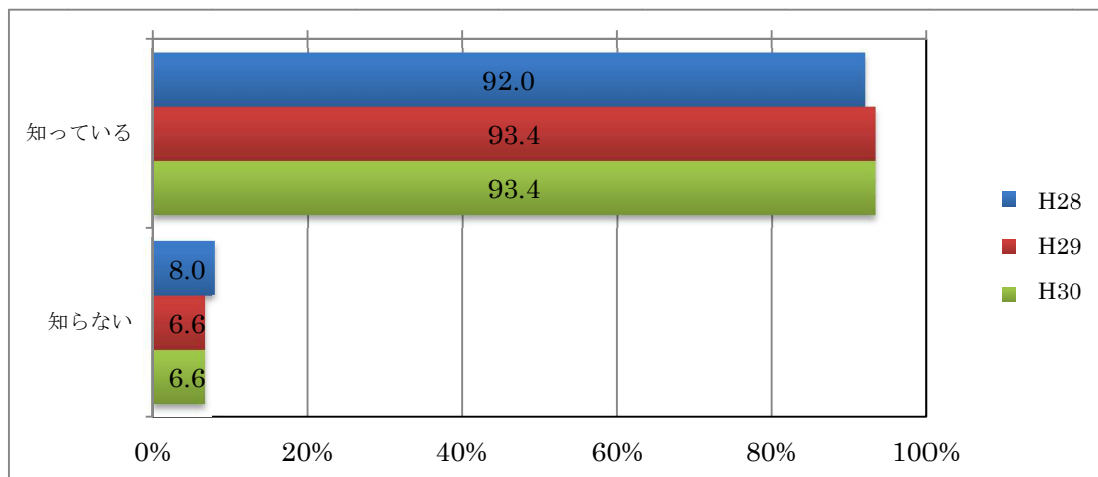


Q 1 5. あなたは、一酸化炭素（CO）を吸い込むと、従事者やご来店のお客様が中毒になったり、それによって死に至ることがあるのをご存知ですか。（1 つだけ）

1. 知っている。
2. 知らない

・・・ Q 1 6 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



Q 1 6. ガス機器に搭載されている安全装置について、あなたをご存知のものを全てお答えください。（いくつでも）

1. 立ち消え安全装置（火が消えたとき、自動的にガスを止める。）
2. 不完全燃焼防止装置（不完全燃焼する状態に至ったとき、自動的にガスを止める。）
3. 消し忘れ防止装置（ガス機器を消し忘れたとき、自動的にガスを止める。）
4. 調理油過熱（天ぷら火災）防止装置（てんぷら油などが異常な温度になったとき、自動的にガスを止める。）
5. 知っているものはない。

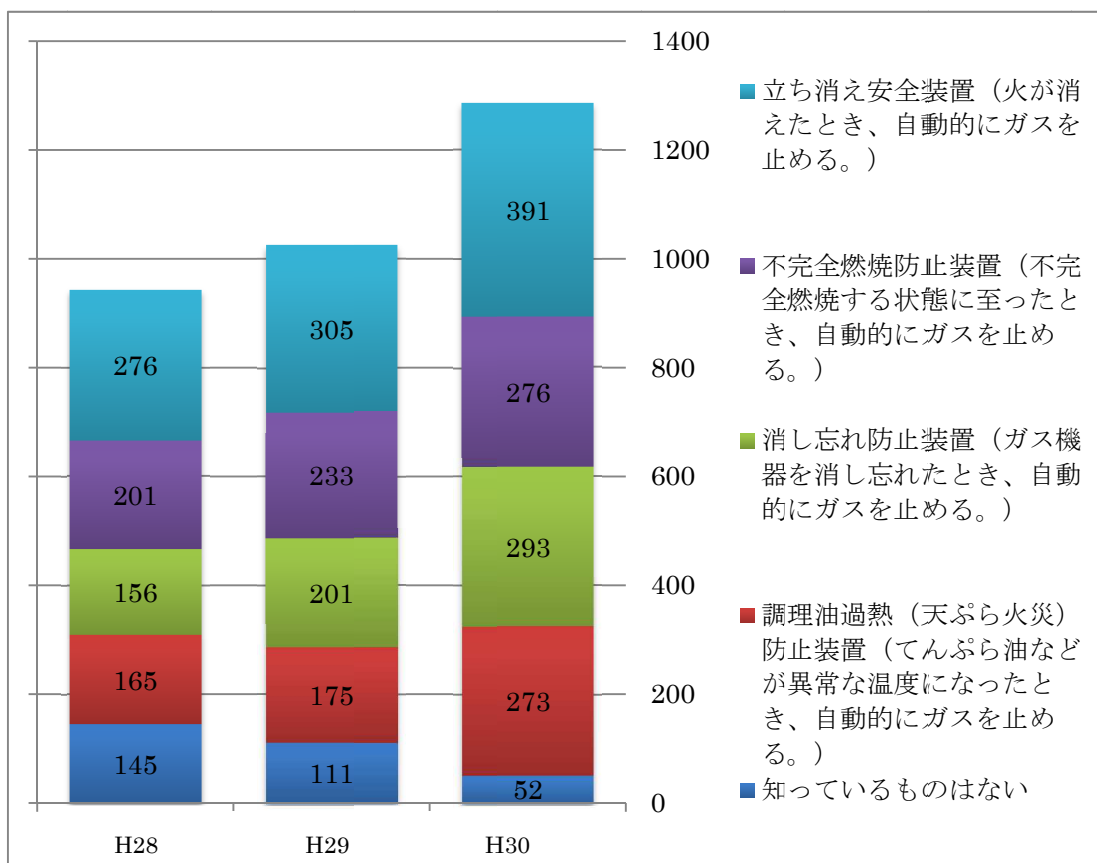
3 ヵ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（2 回目（H29 年度）に変更）。

【1 回目（H28 年度）の質問】

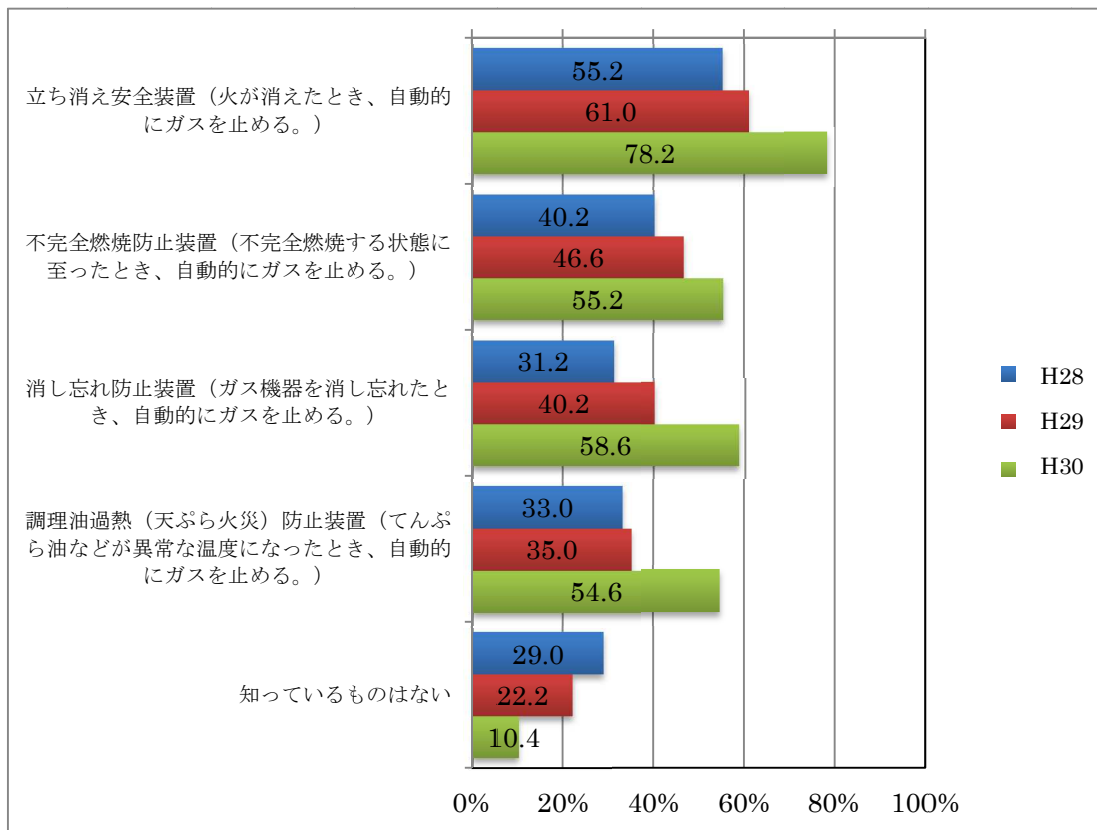
あなたのお店で使用しているガス機器に搭載されている安全装置について、あなたをご存知のものを全てお答えください。（いくつでも）

・・・Q 1 7 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（件数）】



【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



【留意事項】 1 回目（H28 年度）の設問では、「あなたのお店で使用しているガス機器」に限定したため、回答者のガス機器の安全装置に備えられていない装置については回答し難いものとなっていることから、過小評価され回答割合が低くなった可能性が考えられる。

Q 1 7. あなたのお店では、ガス会社から、ガス使用開始時（開栓時）や 4 年に 1 度（もしくは 1 年に 1 回）の定期保安点検時などに、ガスの安全な使用に関する情報（換気の必要性やガス栓と接続具^(*)の状況等）について、説明を受けたことがありますか。（1 つだけ）

1. 説明を受けたことがある
2. 説明を受けたことがない

・・・Q 1 7－1 へ

3 カ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（2 回目（H29 年度）に変更）。

【1 回目（H28 年度）の設問】

あなたは、ガス会社から、ガス使用開始時（開栓時）や 3 年に 1 度の定期保安点検時などにガスの安全な使用に関する情報（換気の必要性やガス栓と接続具（*）の状況等）について、説明を受けたことがありますか。（○印は 1 つだけ）

※ガス栓と接続具

ガス機器

ゴム管やガスコード等の接続具

ガス栓

を接続する際の

お客さまへのお願い

正しく接続をしないとガス漏れ、火災などの原因になります。接続する場合には、ガス機器及び接続具の取扱説明書をよく読んでいただきその内容を理解し、接続口の形状やサイズに合ったものをご使用ください。

このタイプの機器は…

ダブルコンロなど、常時接続する場合

コンロ

オーブン

ホースエンドタイプ

ガスソフトコード(ゴム管)

※ゴム管止めを必ず必ずはめてください

ガスソフトコード(ゴム管)

※ゴム管止めを必ず必ずはめてください

ゴム管用シヤット

ホースガス栓

コンセントガス栓

このタイプの機器は…

一口コンロなどを一時的に接続する場合、常時接続しない場合

一口コンロ

炊飯器(タイマーあり)

ホースエンドタイプ

ガスソフトコード(ゴム管)

※ゴム管止めを必ず必ずはめてください

ガスソフトコード(ゴム管)

※ゴム管止めを必ず必ずはめてください

ゴム管用シヤット

ガス栓用プラグ

ホースガス栓

コンセントガス栓

※ガスコードを使用する場合は、器具用プラグが必要です。

ホースエンドタイプ

器具用プラグ

ガスコード

ガス栓用プラグ

ホースガス栓

コンセントガス栓

このタイプの機器は…

ファンヒーター

炊飯器(タイマーあり)

衣類乾燥機

スリムプラグタイプ

ガスコード

ガス栓用プラグ

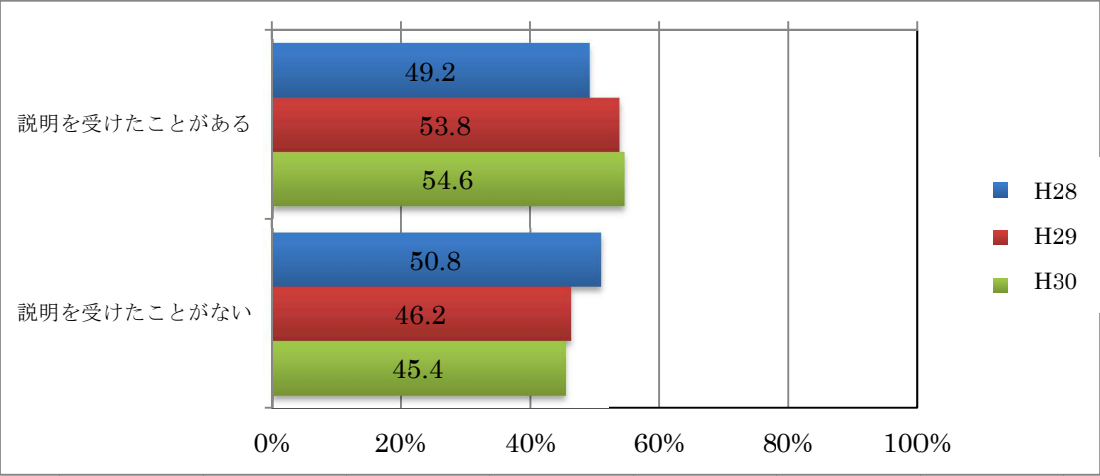
ホースガス栓

コンセントガス栓

⚠

ガス機器は一例です。お持ちのガス機器のガス接続口の形状を確認の上、上記の注意事項にしたがって接続してください。
上記以外の接続方法については最寄りのガス会社・販売店にお問い合わせください。

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

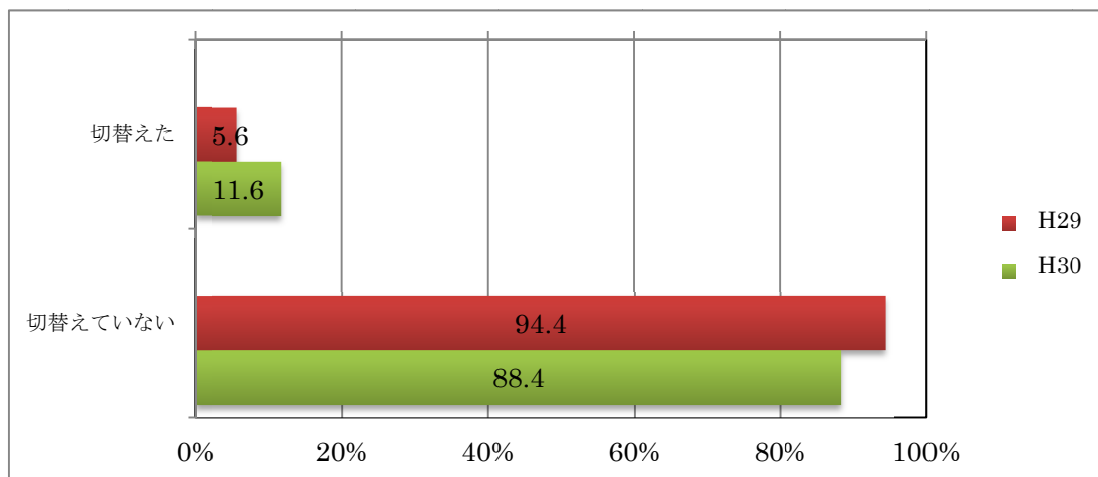


※Q17-1、Q17-2は H29 年度以降に調査、Q17-3は H30 年度以降に調査

Q 1 7 - 1. 平成 29 年（2017 年）4 月以降にガス会社を切替えましたか。（1 つだけ）

1. 切替えた → Q 1 7 - 2 へ
2. 切替えていない → Q 1 8 へ

【比較 H29 年度-H30 年度（割合）】



Q17-2. 【「Q17-1」の質問で、「ガス会社を切替えた」とお答えの方に伺います。】

新しいガス会社が**行う**保安**業務**（ガス機器の安全使用周知や定期保安点検等）はこれまでの事業者と比べ**変わりましたか**。（○印は1つだけ） **※ガス料金の変化は除きます。**

1. **変わった（向上した）**・・・Q17-3へ
2. **変わらない**・・・Q18へ
3. **変わった（低下した）**・・・Q17-3へ
4. **わからない**・・・Q18へ

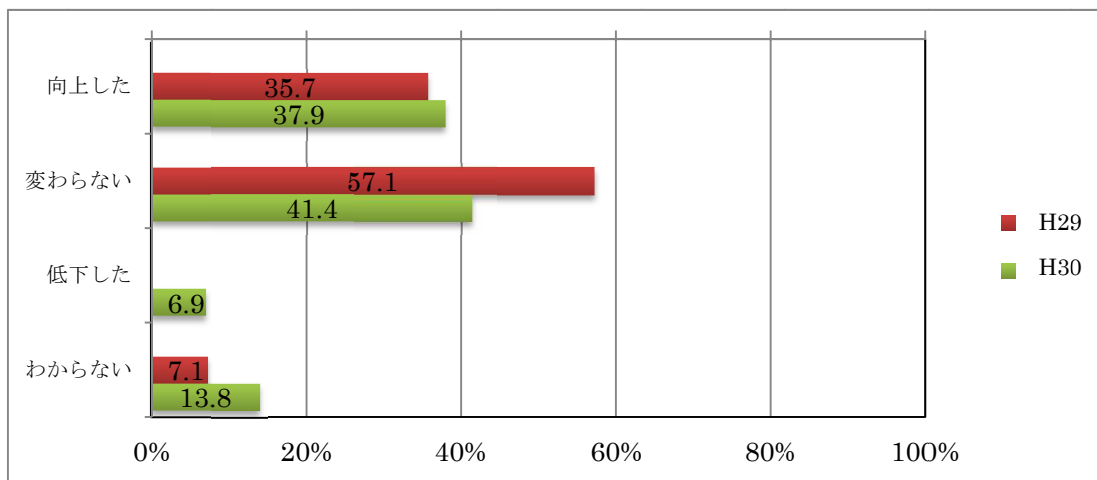
3ヵ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（3回目（H30 年度）に変更）。

【2回目（H29 年度）の設問】

新しいガス会社の保安**サービス**（ガス機器の安全使用周知や定期保安点検等）はこれまでの事業者と比べ**向上しましたか**。（1つだけ）

1. **向上した。**
2. **変わらない。**
3. **低下した。**
4. **わからない**

【比較 H29 年度-H30 年度（割合）】



【留意事項】 割合が変化し理由として、文章の表現を修正したこと、又、ガス料金の変化を除く旨を追記したことによる影響が考えられる。

Q 1 7－3. 【「Q 1 7－2」の質問で、「変わった」とお答えの方にお伺いします】

これまでの事業者と比べ、変わった内容について主にあてはまるものを選択してください。

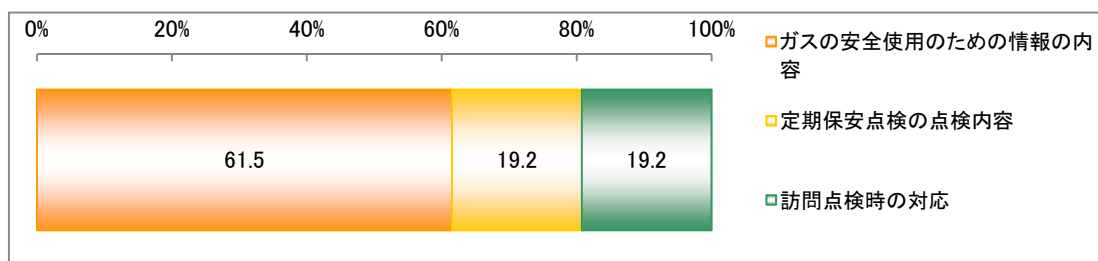
（1つだけ）

1. ガスの安全使用のための情報の内容
2. 定期保安点検の点検内容
3. 訪問点検時の対応

・・・Q 1 8へ

保安業務の何が具体的に変わったのか問う質問を3回目（H30 年度）より開始。

【H30 年度（割合）】



【留意事項】 ガス会社を切替えた際、ガスの安全使用に係るチラシ等が事業者より配布されたことが需要家の印象に残り、回答に影響した可能性がある。

※需要家の敷地内や建物内にあるガス管に関する意識を確認する設問(Q18～20)

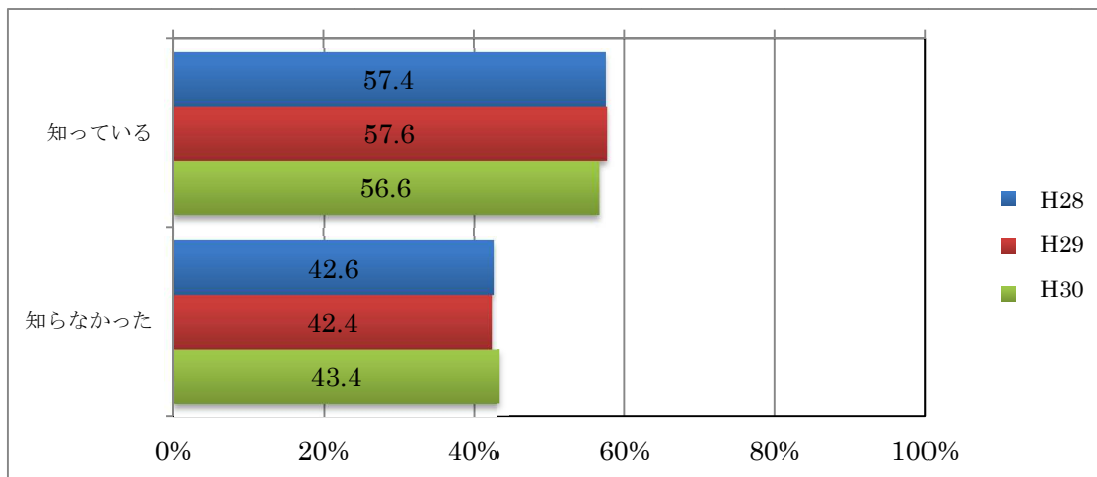
Q 1 8．敷地内や建物内にあるガス管は、お客さまの所有物であることをご存知ですか。

（1 つだけ）

- 1．知っている
- 2．知らなかった

・・・ Q 1 9 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】

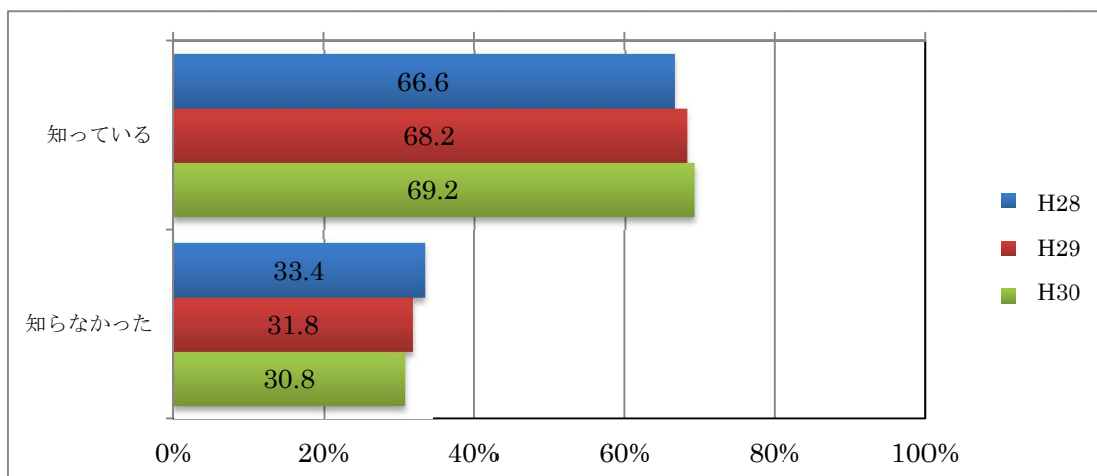


Q 1 9．敷地内に埋設された鉄製のガス管は、古くなると腐食によりガス漏洩を起こす場合があります、交換等が必要になります。あなたはこのことをご存知ですか。（1 つだけ）

- 1．知っている
- 2．知らなかった

・・・ Q 2 0 へ

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



Q20. 敷地内のガス管はお客様の所有物であるため修理・取替え等の費用はお客さま負担となります。あなたはこのことをご存知ですか。（1つだけ）

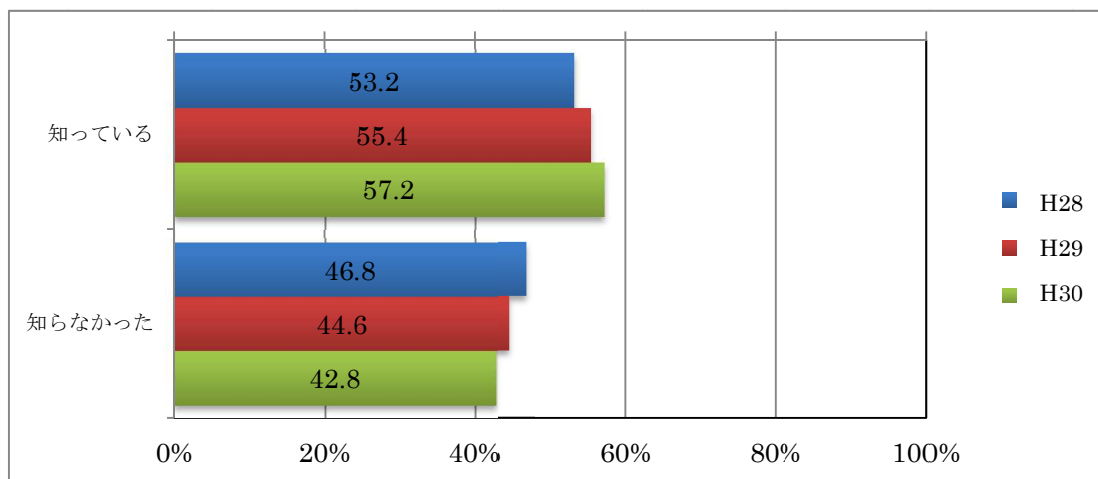
1. 知っている
2. 知らなかった

3 ヶ年の途中で追加・変更した部分をマーカーで示した（2回目（H29 年度）に変更）。

【1回目（H28 年度）の設問】

敷地内のガス管の修理・取替え等の費用はお客さま負担となります。あなたはこのことをご存知ですか？
（1つだけ）

【比較 H28 年度-H30 年度（割合）】



参 考 資 料

- 参考資料 1 評価基準【家庭用需要家】
- 参考資料 2 評価基準【業務用需要家】
- 参考資料 3 自主申告書記入例（GOOD）【家庭用需要家】
- 参考資料 4 自主申告書記入例（GOOD）【業務用需要家】
- 参考資料 5 自主申告書記入例（EXCELLENT）【家庭用需要家】
- 参考資料 6 自主申告書記入例（EXCELLENT）【業務用需要家】

【家庭用需要家】

評価項目と評価の観点(基準)

大分類	評価(公表)項目	評価項目の解説	評価の観点(基準)		法定項目(参考)	
			GOOD	EXCELLENT		
1. 保安管理体制	(1)保安の確保に関するマネジメント	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明していること。	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明している。「(「表明している」とは、需要家に積極的に伝えたいという意志を持って、わかりやすい表現で公表していること。以下同じ。)		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程)第12条 表中 一 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二 保安業務を管理する事業所ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務を的確に遂行するために必要な保安管理体制(事業所別点検毎の保安管理組織等)を整備すること。	
	(2)保安管理体制の整備	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明していること。	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明している。			【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程)第12条 表中 四 保安業務に従事する者に対する保安にかかる教育及び訓練に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務に従事する者に対する教育・訓練等保安業務を的確に遂行するための教育訓練を実施する。 ・必要な数の保安業務監督者等及び消費機器調査員等の資格取得者を充足していること。
	(3)保安教育・訓練の実施等	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明していること。	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明している。			【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程)第12条 表中 四 保安業務に従事する者に対する保安にかかる教育及び訓練に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務に従事する者に対する教育・訓練等保安業務を的確に遂行するための教育訓練を実施する。 ・必要な数の保安業務監督者等及び消費機器調査員等の資格取得者を充足していること。
(1)CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)						
2. 保安業務	①非安全型機器の接続に向けた取組促進に係る取組	非安全型機器の取組促進に寄与する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、非安全型機器の取組促進について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により周知を実施している。「(「実施している」とは、当該取組を実施することについて、内部規程(社内マニュアル等)、ホームページ、チラシなどいずれかで謳っていること。以下同じ。)	左記の内容に加え、非安全型機器の取組促進について、需要家に対して対面で説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ①対面で安全型機器の安全性上の優れた点を説明 ②不燃防なしCF、FE式給湯器のCO測定 ③強制排気システムにおける排気扇の作動確認の実施 ④不燃防なし浴室内CFふろがま等へのCO警報器の設置のお勧め ⑤CF式・FE式ガス機器の給排気設備に係る技術基準適合状況の確認、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・小売保安省令第2条第1項第2号の表中(2)〜(6) ・周知内容:小売保安省令第2条第1項第1号 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 イ 次号の表の右欄(4)に掲げるふろがまに係る排気筒の点検に関する事項 リ イから右までに掲げるもののほか、ガス使用に伴う危険の発生防止に關し必要な事項 【対象機器】 ・不完全燃焼防止装置(以下不燃防)なし小型湯沸器 ・浴室内設置不燃防なしCF式ふろがま ・屋内設置不燃防なしCF式及びFE式湯沸器 ・屋内設置不燃防なしCF式ふろがま ・不燃防なし金網ストーブ 【周知内容※】 ・消費機器を設置又は使用する場合は換気の必要性(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検する必要があること。(ハ) ・浴室内設置不燃防なしCF式ふろがまを所有する需要家に対する周知に関すること。(ヘ) ・ガスの安全使用に係る必要な事項(リ) ・消費先の事故を防止するための安全設備、安全装置付き機器等の事故防止機能にかんすること。(リ)	
	②消費機器調査時の換気助行等の安全使用に係る取組	換気等の安全使用に係る取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、換気助行等、消費機器の安全使用に効果的な周知等について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により実施している。 取組事例: ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物を投函することにより、小型湯沸器の使用時の換気の注意等の周知、など	左記の内容に加え、換気助行等、消費機器の安全使用について、需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ①対面で消費機器使用時の換気の必要性を説明 ②安全使用ステッカー等の貼付状況の点検 ③未貼付の需要家への安全使用ステッカー等の貼付、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知内容:小売保安省令第2条第1項第1号 イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 【周知内容※】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が「適応していること。」(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合は換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検する必要があること。(ハ)	
	(2)ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)					
	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例: 消費機器の正しい操作方法や安全な使用方法の取組を実施していること。	左記の内容に加え、消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法について、需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ①対面で需要家の消費機器について安全な使用方法を説明 ②消費機器の正しい操作方法を示したステッカーの配布および需要家への貼付依頼、など	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知内容:小売保安省令第2条第1項第1号 イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 【周知内容※】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が「適応していること。」(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合は換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検する必要があること。(ハ)	
	②ガス栓や接続員の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	ガス栓や接続員の正しい接続方法に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス栓・接続員の正しい接続方法に効果的な周知・確認について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。 取組事例: ①ポイントを簡潔に表現するなど需要家にわかりやすく記載した周知物を投函することにより、接続員の正しい接続方法を周知、など	左記の内容に加え、ガス栓・接続員の接続不備等が起因する事故を防止するため需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。 取組事例: ①対面でガス栓や接続員の正しい接続方法を説明 ②経年劣化したゴム管の取替のお勧め ③誤接続発見後の改善フォロー活動 ④ガス栓キャップの取り付け ⑤ガス栓カバーの取り付け、など	【関連法令等】 ・周知:ガス事業法第159条第1項 ・周知項目:小売保安省令第2条第1項第1号 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 【周知内容※】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。 ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。	
3. 需要家への保安教育・啓発	(1)需要家への保安啓発活動	需要家に対する保安PR活動を実施していること。	需要家に対して、保安PR活動等を実施している。 取組事例: ①テレビ、ラジオによる保安PR活動の実施 ②新聞、一般向け雑誌、ミニコミ誌等による保安PR活動の配布 ③保安PRポスターの掲示、ホームページでの広報、リーフレットの配布 ④展示会等における保安PR活動の実施 ⑤防災フェアにおける保安PR活動の実施 ⑥学校での出前保安教育の実施 ⑦防災・保安施設見学会の開催、など			
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1)本制度以外の保安表彰受賞履歴	事業者の保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことを示す。(平成29年4月以降の実績であって、評価する時点の過去5年間に評価されたものに限る。)	事業者の保安の取組が、国、自治体、業界などからの保安表彰など、他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことがある。			

※周知内容については、通達 7資公第71号「消費機器に関する周知及び調査の制度の運用について」を参照して記載。

【業務用需要家】

評価項目と評価の観点(基準)

分類	評価(公表)項目	評価項目の解説	評価の観点(基準)		法定項目(参考)
			GOOD	EXCELLENT	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明していること。	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明している。「(表明している)」とは、需要家に積極的に伝えたいという意志を持って、わかりやすい表現で公表していること。以下同じ。)		
	(2) 保安管理体制の整備	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明していること。	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明している。		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程) 第12条 表中 二 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること 三 保安業務を管理する事業所ごとの保安業務監督者の選任に関すること 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務を的確に遂行するために必要な保安管理体制(事業所拠点毎の保安管理組織等)を整備すること。
	(3) 保安教育・訓練の実施等	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明していること。	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明している。		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程) 第12条 表中 四 保安業務に従事する者に対する保安にかかる教育及び訓練に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務に従事する者に対する教育・訓練等保安業務を的確に遂行するための教育訓練を実施する。 ・必要な数の保安業務監督者等及び消費機器調査員の資格取得者を充足していること。
(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)					
	①消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組	消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、消費機器および給排気設備のメンテナンスについて、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方向的な手段・手法により周知・啓発活動を実施している。「(実施している)」とは、当該取組を実施することについて、内部規程(社内マニュアル等)、ホームページ、チラシなどいずれかで謳っていること。以下同じ。)	左記の内容に加え、消費機器および給排気設備のメンテナンスについて、需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 周知項目・小売保安省令第2条第1項第1号 □ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 【周知内容※】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合は換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検する必要があること。(ハ)
	②業務用換気警報器の設置促進の取組	業務用換気警報器の設置促進に寄与する取組を実施していること。	業務用換気警報器の設置促進について、独自に工夫した手段・手法により周知を実施している。	左記の内容に加え、業務用換気警報器の設置促進について、需要家の使用環境に応じ、業務用換気警報器の設置及び取替えを行うなど積極的な取組を実施している。	
(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)					
2. 保安業務	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	保有する業務用機器に即した正しい操作方法や安全な使用方法の取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、保有する業務用機器に即した正しい操作方法・安全な使用方法について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。	左記の内容に加え、保有する業務用機器に即した正しい操作方法・安全な使用方法について、需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 周知内容・小売保安省令第2条第1項第1号 イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 【周知内容※】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が対応していること(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること(ロ)
	②ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	ガス栓や接続具の正しい接続方法に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス栓・接続具の正しい接続方法に関する一方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。	左記の内容に加え、ガス栓・接続具の接続不備等が起因の事故を防止するため需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 周知項目・小売保安省令第2条第1項第1号 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 【周知内容※】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること
	③ガス警報器の設置促進の取組	ガス警報器の設置促進に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス警報器の設置促進に関する一方向的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。	左記の内容に加え、ガス警報器の設置促進について、需要家に対して対面など双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	
3. 需要家への安全教育・啓発	(1) 需要家への保安啓発活動	需要家に対する保安PR活動を実施していること。	需要家に対して、保安PR活動等を実施している。 ※※ 取組事例: ①テレビ、ラジオによる保安PR活動の実施 ②新聞、一般向け雑誌、ミニコミ誌等による保安PR活動の実施 ③保安PRポスターの掲示、ホームページでの広報、リーフレットの配布 ④展示会等における保安PR活動の実施 ⑤防災フェアにおける保安PR活動の実施 ⑥学校での出前保安教育の実施 ⑦防災・保安施設見学会の開催、など		
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1) 本制度以外の保安表彰受賞歴	事業者の保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことを示す。(平成29年4月以降の実績であって、評価する時点の過去5年間に評価されたものに限る。)	事業者の保安の取組が、国、自治体、業界などからの保安表彰など、他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことがある。		

※周知内容については、通達 7第6部第71号「消費機器に関する周知及び調査の制度の運用について」を参照して記載。
※※当該項目の評価の観点(基準)については、小売事業者の実際の申告内容を踏まえ、EXCELLENTも設けることができるかどうかについて引き続き検討。

様式3

【家庭用需要家】

例1 様式3 自主保安申告書(家庭用需要家)の記入例1(保安業務がGOODの場合)

大分類	評価(公表)項目	特徴的な取組(自由記入・公開情報)	審査のための情報(非公開)		自己評価 (該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)
			取組の内容と自己評価の根拠 (左記の取り組みの根拠を箇条で示してください。また、2. 保安業務の伝達手段・手法について、該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)	添付資料名	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保をベースに、お客様サービスの向上等に努めています。	●自社ホームページやCSRレポートに掲げている社は、企業理念等により、都市ガスの保安の確保及び維持向上について、自主保安に積極的に取り組む方針について記載し、公開している。		☑GOOD □NORMAL
	(2) 保安管理体制の整備	各地域(事業拠点)毎に保安管理体制を整備し、自主的に様々な保安活動を実施しています。 詳しくは以下のURLへ URL:○○○○○○○○○○○○○.jp	●自社ホームページやCSRレポートで、自主保安の取り組みを遂行するための保安体制を管理し、整備していることについて記載し、公開している。	※左記の「特徴的な取組」及び「取組の内容と自己評価の根拠」の内容を確認できる資料を添付してください。 添付資料にはナンバリングを付し、そのナンバリングと当該資料のタイトルを本欄に記載すると共に、当該資料の根拠たる該当部分についてカラーマーカによるマーキング等により明示して下さい。 以下に添付資料の一例を示します。 (例1) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL
	(3) 保安教育・訓練の実施等	当社の保安業務従事者に対して、〇年に〇回程度の保安に係る教育及び訓練の実施や、地域の防災訓練に参加させる等、スキルの維持向上に努めています。	●自社ホームページ、リーフレットで、保安業務に従事している者の取得資格や、保安教育・訓練の様子の写真を掲載し、紹介している。	(例2) お客様への配付等資料(CSRレポート、企業案内、新聞、一般向け雑誌、リーフレット、チラシ等)	☑GOOD □NORMAL
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)		(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的)		
	① 非安全型機器の撲滅に向けた取組促進に係る取組	〇年間で〇回程度、不完全燃焼防止装置の付いていない小型湯沸器や金網ストーブなどをお持ちのお客様に、チラシを郵送して、安全性の高いガス機器をお勧めします。	●内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、非安全型機器を保有する全てのお客様に〇年間で行き渡るように、安全型機器の安全性の優れた点について記載したチラシを郵送することとしている。 ●チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ●チラシをホームページにも掲載している。	※上記と同様に以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの) (例2) お客様への配付等資料(チラシ、リーフレット等)	□EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
	② 消費機器調査時の換気励行等の安全使用に係る取組	ガス機器を使用する際には換気が大切なので、〇年間に〇回程度、全てのお客様のポストにチラシを投函して、CO中毒事故防止のためのポイントをお知らせします。	(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的) ●内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての家庭用のお客様に〇年間で行き渡るように、法定周知業務実施時にCO中毒事故防止についてのチラシの投函を実施することとしている。 ●チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ●チラシをホームページにも掲載している。	(例3) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	□EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)		(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的)		
	① 消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	〇年間に〇回程度、全てのお客様のポストにチラシを投函して、ガス機器を安全に使用して頂くためのポイントをお知らせします。 詳しくは以下のURLへ URL:○○○○○○○○○○○○○.jp	●内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての家庭用のお客様に〇年間で行き渡るように、法定周知業務実施時にガス機器の安全使用についてのチラシの投函を実施することとしている。 ●チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ●チラシをホームページにも掲載している。	※上記と同様に以下に添付資料の一例を示します (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの) (例2) お客様への配付等資料(チラシ、リーフレット等)	□EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
	② ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	接続具の誤接続によるガス漏洩の事故が多いことから、〇年間に〇回程度、全てのお客様のポストにチラシを投函して、接続具の正しい接続方法についてお知らせします。	(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的) ●内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての家庭用のお客様に〇年間で行き渡るように、法定周知業務実施時に正しい接続方法を記載したチラシの投函を実施することとしている。 ●チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ●チラシをホームページにも掲載している。	(例3) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	□EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
3. 需要家への安全教育・啓発	(1) 需要家への保安啓発活動	一般向けの広報やお客様向けの展示会やフェア等を開催し、保安の重要性をPRしています。	●一般雑誌の広告ページにより保安啓発を行っている。 ●毎年出展している燃焼器等の展示会で、リーフレットを用いて保安啓発を行っている。	※上記と同様に以下に添付資料の一例を示します。 (例1) PR活動について掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例2) PR活動について掲載されているホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体 (例3) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの)	☑GOOD □NORMAL
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1) 本制度以外の保安表彰受賞履歴(過去5年以内に受賞したものに限る)	〇〇表彰制度(ガス関係)において、当社の保安について〇〇表彰を受賞しています。 評価された保安への取り組みと同様に、お客様に都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保に取り組んでいます。	●受賞した〇〇制度は、〇〇の保安の取り組みを評価されたものであり、ガス小売事業においてお客様に〇〇する等、都市ガス保安においても同様の取り組みを行っている。	※上記と同様に以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 表彰状 (例2) 表彰が掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例3) 表彰が掲載されているホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL

(備考)

特徴的な取組の欄の〇年、〇回とあるものには、御社の各項目の実施頻度を記入して下さい。

201710

様式4

【業務用需要家】

例3 様式4 自主保安申告書(業務用需要家)の記入例1(保安業務がGOODの場合)

大分類	評価(公表)項目	特徴的な取組(自由記入:公開情報)	審査のための情報(非公開)		自己評価 (該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)
			取組の内容と自己評価の根拠 (左記の取り組みの根拠を箇条で示してください。また、2. 保安業務の伝達手段・手法について、該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)	添付資料名	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保をベースに、お客様サービスの向上等に努めています。	● 自社ホームページやCSRレポートに掲げている社は、企業理念等により、都市ガスの保安の確保及び維持向上について、自主保安に積極的に取り組む方針について記載し、公開している。		☑GOOD □NORMAL
	(2) 保安管理体制の整備	各地域(事業拠点)毎に保安管理体制を整備し、自主的に様々な保安活動を実施しています。 詳しくは以下のURLへ URL: ○○○○○○○○○○○○.jp	● 自社ホームページやCSRレポートで、自主保安の取り組みを進行するための保安体制を管理し、整備していることについて記載し、公開している。	※左記の「特徴的な取組」及び「取組の内容と自己評価の根拠」の内容を確認できる資料を添付してください。 添付資料にはナンバリングを付し、そのナンバリングと当該資料のタイトルを本欄に記載すると共に、当該資料の根拠たる該当部分についてカラーマーカーによるマーキング等により明示して下さい。 以下に添付資料の一例を示します。 (例1) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL
	(3) 保安教育・訓練の実施等	当社の保安業務従事者に対して、〇年に〇回程度の保安に係る教育及び訓練の実施や、地域の防災訓練に参加させる等、スキルの維持向上に努めています。	● 自社ホームページ、リーフレットで、保安業務に従事している者の取得資格や、保安教育・訓練の様子の写真等を掲載し、紹介している。	(例2) お客様さへの配付等資料(CSRレポート、企業案内、新聞、一般向け雑誌、リーフレット、チラシ等)	☑GOOD □NORMAL
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)		(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての業務用のお客様に〇年間で行き渡るように、給排気設備のメンテナンスについてのチラシを郵送することとしている。 ● チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チラシをホームページにも掲載している。		☐EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
	①消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組	長時間使用による劣化が早いガス機器や油、ほこり等がたまりやすい給排気設備は点検、清掃が大切であるため、〇年間で〇回程度、全てのお客様にチラシを郵送して、ガス機器や給排気設備のメンテナンスのポイントについて紹介します。		※上記同様に以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの)	
	②業務用換気警告器の設置促進係る取組	〇年間で〇回程度、全てのお客様にチラシを郵送して、CO中毒事故を未然に防止するための業務用換気警告器の設置の大切さを紹介します。	(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての業務用のお客様に〇年間で行き渡るように、業務用換気警告器の役割、設置促進についてのチラシを郵送することとしている。 ● チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チラシをホームページにも掲載している。	(例2) お客様さへの配付等資料(チラシ、リーフレット、ステッカー等)	☐EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)		(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的)		☐EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	〇年間に〇回程度、全てのお客様にチラシを郵送して、ガス機器を安全に使用して頂くためのポイントをお知らせします。 詳しくは以下のURLへ URL: ○○○○○○○○○○○○.jp	● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、業務用の全てのお客様に〇年間で行き渡るように、法定周知業務実施時にガス機器の安全な使用についてのチラシの投函を実施することとしている。 ● チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チラシをホームページにも掲載している。		
	②ガス栓や接続員の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	接続員の誤接続によるガス漏洩の事故が多いことから、〇年間に〇回程度、全てのお客様にチラシを郵送して、接続員の正しい接続方法についてお知らせします。	(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、業務用の全てのお客様に〇年間で行き渡るように、法定周知業務実施時に正しい接続方法についてのチラシの投函を実施することとしている。 ● チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チラシをホームページにも掲載している。	※上記同様に以下に添付資料の一例を示します (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの) (例2) お客様さへの配付等資料(チラシ、リーフレット等) (例3) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☐EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
3. 需要家への安全教育・啓発	③警告器の設置促進の取組	〇年間で〇回程度、全てのお客様にチラシを郵送して、ガス漏えいによる事故を未然に防止するためのガス警告器の設置の大切さを紹介します。	(伝達手段・手法: ☑一方向的 □双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、業務用の全てのお客様に〇年間で行き渡るように、法定周知業務実施時に警告器設置促進のチラシの投函を実施することとしている。 ● チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チラシをホームページにも掲載している。		☐EXCELLENT ☑GOOD □NORMAL
	(1) 需要家への保安啓発活動	一般向けの広報やお客様向けの展示会やフェア等を開催し、保安の重要性をPRしています。	● 一般雑誌の広告ページにより保安啓発を行っている。 ● 毎年出展している燃焼器等の展示会で、リーフレットを用いて保安啓発を行っている。	※上記同様に以下に添付資料の一例を示します。 (例1) PR活動について掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例2) PR活動について掲載されているホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体 (例3) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの)	☑GOOD □NORMAL
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1) 本制度以外の保安表彰受賞履歴(過去5年以内に受賞したものに限る)	〇〇表彰制度(ガス関係)において、当社の保安について〇〇表彰を受賞しています。 評価された保安への取り組みと同様に、お客様に都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保に取り組んでいます。	● 受賞した〇〇制度は、〇〇の保安の取り組みを評価されたものであり、ガス小売事業においてお客様に〇〇する等、都市ガス保安においても同様の取り組みを行っている。	※上記同様に以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 表彰状 (例2) 表彰が掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例3) 表彰が掲載されているホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL

(備考)
特徴的な取組の欄の〇年、〇回とあるものには、御社の各項目の実施頻度を記入して下さい。

様式3

【家庭用需要家】

例2 様式3 自主保安申告書(家庭用需要家)の記入例2(保安業務がEXCELLENTの場合)

大分類	評価(公表)項目	特徴的な取組(自由記入:公開情報)	審査のための情報(非公開)		自己評価 (該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)
			取組の内容と自己評価の根拠 (左記の取り組みの根拠を箇条で示してください。また、2. 保安業務の伝達手段・手法について、該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)	添付資料名	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保をベースに、お客様サービスの向上等に努めています。	● 自社ホームページやCSRレポートに掲げている社は、企業理念等により、都市ガスの保安の確保及び維持向上について、自主保安に積極的に取り組む方針について記載し、公開している。		☑GOOD □NORMAL
	(2) 保安管理体制の整備	各地域(事業拠点)毎に保安管理体制を整備し、自主的に様々な保安活動を実施しています。 詳しくは以下のURLへ URL: ○○○○○○○○○○○○.jp	● 自社ホームページやCSRレポートで、自主保安の取り組みを遂行するための保安体制を管理し、整備していることについて記載し、公開している。	※左記の「特徴的な取組」及び「取組の内容と自己評価の根拠」の内容を確認できる資料を添付してください。 添付資料にはナンバリングを付し、そのナンバリングと当該資料のタイトルを本欄に記載すると共に、当該資料の根拠たる該当部分についてカラーマーカーによるマーキング等により明示して下さい。 以下に添付資料の一例を示します。 (例1) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL
	(3) 保安教育・訓練の実施等	当社の保安業務従事者に対して、○年に○回程度の保安に係る教育及び訓練の実施や、地域の防災訓練に参加させる等、スキルの維持向上に努めています。	● 自社ホームページ、リーフレットで、保安業務に従事している者の取得資格や、保安教育・訓練の様子の写真を掲載し、紹介している。	(例2) お客様への配付等資料(CSRレポート、企業案内、新聞、一般向け雑誌、リーフレット、チラシ等)	☑GOOD □NORMAL
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)				
	① 非安全型機器の撲滅に向けた取組促進に係る取組	○年間で○回程度、不完全燃焼防止装置の付いていない小型湯沸器や金網ストーブなどをお持ちのお客様に直接会って、安全性の高いガス機器をお使い頂くよう説明します。	(伝達手段・手法: □一方的 ☑双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、非安全型機器を保有する全てのお客様に、法定周知業務実施時に対面でチラシを用いて安全型機器の安全性について説明することとしている。当該説明は○年間で全てのお客様に行っている。 ● チランには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チランをホームページにも掲載している。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの) (例2) お客様への配付等資料(チラシ、リーフレット、ステッカー等)	☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	② 消費機器調査時の換気勧奨等の安全使用に係る取組	ガス機器を使用する際にはCO中毒事故防止のための換気が大切なので、○年間に○回程度、全てのお客様に直接会って、換気の必要性を説明するとともに、安全使用のための安全ステッカーをお客様の燃焼器に貼付し、注意喚起を行います。	(伝達手段・手法: □一方的 ☑双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全てのお客様を対象に安全ステッカーを配布し、貼付を依頼することとしている。当該説明は○年間で全てのお客様に行っている。	(例3) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)				
	① 消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	○年間に○回程度、全てのお客様に直接会って、ガス機器を安全に使用して頂くためのポイントを説明します。 詳しくは以下のURLへ URL: ○○○○○○○○○○○○.jp	(伝達手段・手法: □一方的 ☑双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての家庭用のお客様を対象に、法定周知業務実施時に対面でチラシを用いて消費機器の安全な使用方法について説明することとしている。当該説明は○年間で全てのお客様に行っている。 ● チランには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チランの内容をホームページにも掲載している。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの) (例2) お客様への配付等資料(チラシ、リーフレット等)	☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	② ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	接続具の誤接続によるガス漏洩の事故が多いことから、○年間に○回程度、全てのお客様に直接会って、接続具の正しい接続方法について説明します。	(伝達手段・手法: □一方的 ☑双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての家庭用のお客様を対象に、法定周知業務実施時に対面でチラシを用いて接続具の正しい接続方法について説明することとしている。当該説明は○年間で全てのお客様に行っている。 ● チランには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵等を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チランの内容をホームページにも掲載している。	(例3) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
3. 需要家への安全教育・啓発活動	(1) 需要家への保安啓発活動	一般向けの広報やお客様向けの展示会やフェア等を開催し、保安の重要性をPRしています。	● 一般雑誌の広告ページにより保安啓発を行っている。 ● 毎年出展している燃焼器等の展示会で、リーフレットを用いて保安啓発を行っている。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します。 (例1) PR活動について掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例2) PR活動について掲載されているホームページの該当部分のURL及び当該ページを出力した紙媒体 (例3) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの)	☑GOOD □NORMAL
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1) 本制度以外の保安表彰受賞履歴(過去5年以内に受賞したものに限る)	○○表彰制度(ガス関係)において、当社の保安について○○表彰を受賞しています。 評価された保安への取り組みと同様に、お客様に都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保に取り組んでいます。	● 受賞した○○制度は、○○の保安の取り組みを評価されたものであり、ガス小売事業においてお客様に○○する等、都市ガス保安においても同様の取り組みを行っている。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 表彰状 (例2) 表彰が掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例3) 表彰が掲載されているホームページの該当部分のURL及び当該ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL

(備考)

特徴的な取組の欄の○年、○回とあるものには、御社の各項目の実施頻度を記入して下さい。

様式4
【業務用需要家】

例4 様式4 自主保安申告書(業務用需要家)の記入例2(保安業務がEXCELLENTの場合)

大分類	評価(公表)項目	特徴的な取組(自由記入:公開情報)	審査のための情報(非公開)		自己評価 (該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)
			取組の内容と自己評価の根拠 (左記の取り組みの根拠を箇条で示してください。また、2. 保安業務の伝達手段・手法について、該当する□にチェック(☑)を入れて下さい。)	添付資料名	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保をベースに、お客様サービスの向上等に努めています。	● 自社ホームページやCSRレポートに掲げている社は、企業理念等により、都市ガスの保安の確保及び維持向上について、自主保安に積極的に取り組む方針について記載し、公開している。		☑GOOD □NORMAL
	(2) 保安管理体制の整備	各地域(事業拠点)毎に保安管理体制を整備し、自主的に様々な保安活動を実施しています。 詳しくは以下のURLへ URL: ○○○○○○○○○○○○.jp	● 自社ホームページやCSRレポートで、自主保安の取り組みを遂行するための保安体制を管理し、整備していることについて記載し、公開している。	※左記の「特徴的な取組」及び「取組の内容と自己評価の根拠」の内容を確認できる資料を添付してください。 添付資料にはナンバリングを付し、そのナンバリングと当該資料のタイトルを本欄に記載すると共に、当該資料の根拠たる該当部分についてカラーマーカによるマーキング等により明示して下さい。 以下に添付資料の一例を示します。 (例1) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL
	(3) 保安教育・訓練の実施等	当社の保安業務従事者に対して、〇年に〇回程度の保安に係る教育及び訓練の実施や、地域の防災訓練に参加させる等、スキルの維持向上に努めています。	● 自社ホームページ、リーフレットで、保安業務に従事している者の取得資格や、保安教育・訓練の様子の写真等を掲載し、紹介している。	(例2) お客様への配付等資料(CSRレポート、企業案内、新聞、一般向け雑誌、リーフレット、チラシ等)	☑GOOD □NORMAL
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)		(伝達手段・手法: □一方向的 ☑双方向的)		
	①消費機器および給排気設備のメンテナンスに係る取組	長時間使用により変化が早いガス機器や油、ほこり等がたまりやすい給排気設備は点検、清掃が大切であるため、〇年間で〇回程度、全てのお客様に直接会って、ガス機器や給排気設備のメンテナンスのポイントについて説明し、また、CO中毒事故防止のための換気ステッカーを燃焼器等に貼付し、注意喚起を行います。	● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての業務用のお客様を対象に、法定周知業務実施時にCO中毒事故防止のため換気ステッカーの貼付について確認することとしている。当該確認は〇年間で全てのお客様に行っている。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの) (例2) お客様への配付等資料(チラシ、リーフレット、ステッカー等)	☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	②業務用換気警告器の設置促進に係る取組	〇年間で〇回、全てのお客様に直接会って、CO中毒事故を未然に防止するための業務用換気警告器の設置、取替を行います。	(伝達手段・手法: □一方向的 ☑双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての業務用のお客様を対象に、法定周知業務実施時にCO中毒事故防止のため業務用換気警告器の設置、取替を実施することとしている。当該設置、取替は〇年間で全てのお客様に行っている。	(例3) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)		(伝達手段・手法: □一方向的 ☑双方向的)		
	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	〇年間に〇回程度、全てのお客様に直接会って、ガス機器を安全に使用して頂くためのポイントを説明します。 詳しくは以下のURLへ URL: ○○○○○○○○○○○○.jp	● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての業務用のお客様を対象に、法定周知業務実施時に対面でチラシを用いてすることとしている。当該説明は〇年間で全てのお客様に行っている。 ● チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チラシの内容をホームページにも掲載している。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します (例1) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの) (例2) お客様への配付等資料(チラシ、リーフレット等) (例3) ホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	②ガス栓や接続具の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	接続具の誤接続によるガス漏洩の事故が多いことから、〇年間に〇回程度、全てのお客様に直接会って、接続具の正しい接続方法について説明します。	(伝達手段・手法: □一方向的 ☑双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての業務用のお客様を対象に、法定周知業務実施時に対面でチラシを用いて正しい接続方法について説明することとしている。当該説明は〇年間で全てのお客様に行っている。 ● チラシには、当該取組に沿ったポイントを、挿絵を用いながら簡潔に記載した印刷物を使用している。 ● チラシの内容をホームページにも掲載している。		☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	③警告器の設置促進の取組	〇年間で〇回程度、全てのお客様に直接会って、ガス漏えいによる事故を未然に防止するためのガス警告器の設置、取替を行います。	(伝達手段・手法: □一方向的 ☑双方向的) ● 内部規程、実施計画等(対象、頻度、手段等)の定めに沿って、全ての業務用のお客様を対象に、法定周知業務実施時にガス漏えいによる爆発、火災事故防止のためガス警告器の設置、取替を実施することとしている。当該設置、取替は〇年間で全てのお客様に行っている。		☑EXCELLENT □GOOD □NORMAL
	3. 需要家への安全教育・啓発	(1) 需要家への保安啓発活動 一般向けの広報やお客様向けの展示会やフェア等を開催し、保安の重要性をPRしています。	● 一般雑誌の広告ページにより保安啓発を行っている。 ● 毎年出展している燃焼器等の展示会で、リーフレットを用いて保安啓発を行っている。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します。 (例1) PR活動について掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例2) PR活動について掲載されているホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体 (例3) 内部規程、社内マニュアル、実施計画等(当該取組を規定しているもの)	☑GOOD □NORMAL
	4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1) 本制度以外の保安表彰受賞履歴(過去5年以内に受賞したものに限る) 〇〇表彰制度(ガス関係)において、当社の保安について〇〇表彰を受賞しています。 評価された保安への取り組みと同様に、お客様に都市ガスを安全にご利用頂くため、保安の確保に取り組んでいます。	● 受賞した〇〇制度は、〇〇の保安の取り組みを評価されたものであり、ガス小売事業においてお客様に〇〇する等、都市ガス保安においても同様の取り組みを行っている。	※上記同様以下に添付資料の一例を示します。 (例1) 表彰状 (例2) 表彰が掲載された媒体(新聞、チラシ、リーフレット等) (例3) 表彰が掲載されているホームページの該当部分のURL及び該当ページを出力した紙媒体	☑GOOD □NORMAL

(備考)
特徴的な取組の欄の〇年、〇回とあるものには、御社の各項目の実施頻度を記入して下さい。

201710